ニュース綴 35 一九六〇・六〜一九六一・四 36 教宣

貝島大之浦
168

戦後炭鉱資料
（宮崎文庫）
1222

ニューズ

4

当面、安保と三池斗争に全力

期斗・選挙斗争なども決定——

13.14日 炭労第25回臨時大会終る!

炭労第二十六回大会は、五月中旬開く予定であったが、六月八、九の両日福岡県大牟田市で開かれた総評大会後の十三、十四の二日間、福岡市中央公民館で開かれ、当面する「安保と三池斗争」の方針を決定した総評大会の決議事項を確認すると共に、十一万首切りと対決する合理化反対斗争をねばり強く斗い抜くことや、上期々末手当斗争、選挙斗争、弾圧に対する抗議等を決議し更に定期大会と役員改選の延期、労校、選手、けい約決定の一年延期を確認、全国労働組合の大会を終った。

合理化（11万の首切り）反対はねばり強く斗う

第一日（13日）午前十時開会

まず全員で、民独・を合唱、原副委員長の開会の挨拶に続き、議長団に、大会役員選出後、「久保清さんの霊」に黙祷を捧げた。資格審査は、定員一七七名中、出席一五九名で大会の成立宣言を満場拍手のうちに確認した。

◎原委員長挨拶（要旨）

前大会（四・八〜十七）では、いろいろ悩み、暗い谷間をさまようたが、企業連斗争の域を脱し「藤林あっせんを拒否」名実共に、三池の斗いは炭労斗争へと発展しました。

その現実は、炭労斗争でなく総評斗争へと発展してきています。マスコミは何かと批判をしていますが、「三池を守る会」は中立労連や一般の支援をもうけ更には、世界的にも支援体制が高まってきている。安保斗争についても、先月の二十日以降、飛躍的に盛上り、国民的な斗いにまで発展していることは既に周知の通りです。

この発展のゆえんは、国会に警官隊を導入してまで単独審議を行うという独裁政治に反対し、日本の平和と民主主義を守るという重大な価値をもっているからです。

従ってわれわれ労働者階級は、新安保体制が労働者にはドレイ労働を強いること、特に炭鉱では、十一万の首切りを招来している事実をはっきり認識し、斗いの先頭に立たねばならないと思います岸政府と日経連は、今後もあらゆる権力をもって弾圧を加え、我々の行動の分裂と弱化をはかろうと攻撃をかけてくるでしょうが、斗いの過程から勝利は明らかでありますので、みなさんの熱意と情熱によってわれわれの指導をカバーし、指導の欠点を指摘していただくことをお願いし、挨拶にかえます

次に議案方針を確認、来賓のメッセージとしては

◎総評代表（加藤組織部長）
◎県総評小野議長
◎社会党代表（山花組織部長）
◎共産党代表（波多中央委員）
◎関西地方大学教授団代表

等より祝詞をうけた。

◎部落解放同盟田川県連会長　三池の第二組合が炭労大会（東京）のスキをねらって山野と田川へビラをまいたが、その中に"特殊部落"という文句が三ヵ所あった。両組合員からの知らせで判ったので早速抗議し、組合長菊川氏らの辞任と、まいたビラと同数の謝罪ビラを出すこと、三池新労のいる社宅で何十回か座談会をもたせること、など約束させた。ところが彼らは、組合員の多数が構内にとじこめられているので、機会がもてずに改選が遅れていると言訳して約束を実行していない。これは許せない。

民主々義に立つべき労組が、差別というような封建の遺物に固執することは、全く納得できない。

われ〳〵は、久保さんが殺されたとき、七百名の同盟員を現地に送ったが、大牟田で集会なども行った。今までに各県連から五十名づつの人をふくめて二千余名が現地に応援にいっている。われ〳〵は、働くものの生活を脅かすものには断乎反対する立場に立つ。

三池はもともと国有なのを、三井が官吏を買収して安く手に入れたものだが、利益は国民に還元する条件だった。しかし事実は儲けに儲け、その金を自分の懐におさめ、自民党の選挙資金にまわしている国民の敵である三池炭鉱は、国民の主権者たる労働者、その中の三池労組の手に戻さるべきである。

◎スローガン採択

◎第五号議案「岸内閣打倒、国会解散、安保批准阻止斗争に関する件」及びアイク訪日反対決議の件
提案どうり決定

（十二時十五分　休けい）

1960・6・18

大之浦労組教宣部

第一日目午后

○出席代議員　北海道六六名、九州八六名、常磐二名、直轄〇名、計一五四名で午后の議事再会

○第一号議案　「合理化反対斗争推進に関する件」古賀局長提案

○質疑

問、執行部提案には全面的に賛成することを前提として質問したい。

①三鉱連五山は安保斗争では統一行動に参加しているということであるが、具体的にどのように実施しているか

②五月三一日ひらかれた北三鉱三山代表の連絡会議において〝オルグ派けんその他統一斗争体制確立のための行動については三鉱連大会後さらに協議を行う〟ことを申合せたとあるが、三鉱連大会ではどのような決定が行われ、その后どうなっているか。

③三鉱連にたいする指導部の方針はいぜんとしてできるだけ早く総評に復帰するよう努力するということである。しかし、二五回大会決定の経過から判断すれば執行部は今大会までに三鉱連を総評に復帰させるよう努力するのではなかったのか。中執のたいまんではないか。

④三鉱連が総評に復帰し統一斗争に参加することこそが早期解決にも通ずると思うがどうか。

要望、総評は結成以来はじめて斗争の現地である大牟田で大会を開き、三池をつつんで斗っていく方針を決定した。これは全国の仲間が三池斗争を自分たちの前途として理解し取組んでくれているからである。執行部はこうした仲間に応えるためにもけんきよに行動してもらいたい。

答①三鉱連は実力行使を含んだ安保統一行動を決意しており、一五日の二四時間ストも行う。

②前大会は三池の当面の斗う方針について討議、圧倒的多数の代議員は藤林あっせん案を拒否して長期抗戦に斗っていこうということを決めた。しかし、三井の代議員はこれ以上斗う態勢はないということから早期解決を主張、態度保留の意志表明が行われた。そして三井の代議員は各山に帰り二五大会でとった処置について各代議員に討議を行って、代議員のとった態度および企業再建のための協定妥結についてそれぞれ承認を得ている。ただ、近日開かれた三鉱連大会は二五大会でとった態度を再確認するという決定を行っているのが今日までの経過である。

③指導上の技術的な面についてはいろいろ批判があると思うが前大会が終了してから今日まで九州、北海道にほとんどの中執中斗を派けんし、お互いがしっかり手をとって斗っていこうという立場にたって指導にあたってきた。また今までにない大量のオルグを北海道に派けんし体制確立にあたるとともに北海道からも連続的に四次にわたって三池現地へきれい交流のオルグ活動を行ってきている。

総評大会は全産業別労働者がたんに三池にカンパを続けるということだけでなく、低い線でも統一行動がとれる実力行使をもって三池斗争を勝ち抜こうと決定してくれた。こうしたなかにあって炭労としてはいろいろな点や欠陥はあっても、とにかくその困難を克服して、できるだけ早く三鉱連の総評復帰に努力し共闘の目的のための統一斗争が組めるようにしたい。

問①われ〳〵は藤林あっ旋案を労働組合の基本線を守るということ、それと十一万人のクビ切り体制を打破るという基本的立場から拒否をしたし、三鉱連の立場についてもこれを八ネ返すための同志的な愛情をもってわりきってきた。しかし、今回の三鉱連はオルグの受入を拒否し、炭労新聞の配布すら行なっていないときいている。執行部は総評復帰に努力したといっているが前大会当時より少しも前進していないばかりか、むしろ後退しているのではないかとさえ疑いたくなる。

②今回三鉱連が結んだ協定は明かに賃下げ、労働条件切下げであった。これはたんなる賃下げということでなく、われ〳〵が今斗っている企業合理化の一環であり、このことが他企業側に波及すると考える。企反斗争をいくら進めても一方でこのような協定の妥結を認めていたのでは企反斗争にヒビがはいってくるではないか。

③職組のカンパは一部を除いて、まだほとんど納入されていない。納入されてない理由がどうもわれ〳〵には理解できないのだが、大会で決定されたことが実行に移されず、正直者がバカをみたというようなことになったら重大である。職組カンパをどうするつもりか。

④合理化攻勢に対する斗いの結果はまだまだ企業のワクの内で、その実体に応じた形での妥協に終っている。企業合理化という敵の攻撃に対しては、産業別統一斗争によってハネ返していかねばならぬといっていながら、このような結果に終っているという実体は、なにか斗争の指導に欠かんがあるからだと思う。これでは十一万人のクビ切り体制はハネ返せないではないか。

⑤斗争は長期化するであろうという予想はたっている。したがって、われ〳〵もそれにたえうる体制をつくり上げる必要がある。執行部は一、〇〇〇名にも係る大量のオルグ投入計画を出しているが、長期にたえう

る体制をつくるためには、職場確立も大切である。大量大ルダの投入ということは、なにかこちらから斗いのヤマを求めていくようでもあるし、戦術的にもかなり困なんがあると思うが、執行部はその点をどう考えているのだ。

答①大ルダ投入は当時の時点で考えた場合、必ずしも組織を強化し、戦列に復帰させるということにはならないと判断した。したがって、ニュースカーその他による呼びかけも行なわなかった。次に新聞配布についてはオルグに派けんした中執からはそのような報告はなされていないし、配布も行われている。

②もとより合理化はいろいろな形で打出されてきているが、究極的に一致しているのは三八年末までに十一万人の労働者をクビ切り、屯当り一、〇〇〇円のコストを下げるということである。したがって、われわれはどんな形であれ、さきほど提案した方針にもとづいて長期にねばり強く斗いぬいていかなければならないと思う。三鉱連は過去一ヶ年にわたる長い斗いで、斗う意欲、力を失なっているし、また三井鉱山という企業組織についてもわれわれとその考えを異にしている。こういった状態のなかではいかに努力をしてもなかなか斗いを継続することはむづかしい。三鉱連が休戦を結べば、その結果はどうなるかということもわれわれは承知しているが、しかし、組合員が斗う意欲をもたない場合、大衆運動は組織しえないということもまた事実である。二五回大会当時の三鉱連代表の発言をもう一度ふり返っていただければこの点は理解していただけると思う。

③職場対策については、昨年段階では宣伝戦においてはるかに会社側よりおとっていたと思う。三池の職場斗争と出炭減についての悪宣伝はこうした方向で職員組合員の中にしんとうし、また、当時は三社連をつうじても盛んに宣伝されてしまった。こうした状態の中での活動は、たんに決定だからとして、こうしなければならないということではなく、一人一人の考え方を是正し、正しい認識の上にたって行動がとれるよう適切な計画と努力を重ねていくことが必要で、そのような立場にたって指導を行っている。カンパ納入月をずらして指令しているが、今日段階ではまだ職場からの納入がないのは事実であるが、時間はかかっても義務は果してもらいたいという方針でいるし、そのように努力をおこなっている。

④二五回大会は二〇三号指令のワク分を再びふんではならぬとし、当面の斗う方針をもってもう一度山元における討議をふかめ、体制確立をはかった上で再度五月中旬に大会をもとう。と決定した。大会では方針を決定したとはいえ、それだけで体制が確立されたということにはならない、体制確立には充分な時間と討議が必要であり、この間に第二次、第三次の合理化攻勢がかけられている。だから必ずしも充分な統一斗争が組まれなかったという欠かんはあったとしても、その中で限られた力一ぱいの斗いを組織し資本攻に立向っている。

⑤一、〇〇〇名動員について現在三池に動員されている半分は中立労組や某部の協力者によって行われている全逓、全電通などでは組織カンパはもちろんだが、さらにこれらの彪大な動員費を特別カンパの援助提案によって確保し、三池をつつんで斗っていこうという決意である。炭労傘下支部においては六〇〇円カンパはもちろんだが、ほとんどの組合員や主婦が三池激励に来ており、日曜日はバスに乗った激励団がぞくぞくつめかけてくる状態だ。おそらく親父の負担は莫大な負担になっていると思う。従来までも十名、二十名程度による大ルダ支援を行ってきてはいるが、この際、北海道からも大量の動員を行い、ホッパーなどで寝食をともにし、斗いの実体を身体で感じとってもらいたい。こうした中でより体制強化の行動もできていくと考えている。

問①中斗は三鉱連にたいし妥結権の委譲を行なった後、三鉱連は三池を含めて妥結するという方針を出した。

このような三鉱連の行き方は大会決定違反ではないか。

②三鉱連は安保では斗うといっているが、われわれは安保と三池は表裏一体のものであり、そのような認識のもとに斗いを進めている。この相違をどう理解したらよいのか。

③カンパ免除の点についてはわりきるとしても、企業整備に対する三鉱連とわれわれの考え方は一〇〇%喰違っている。こうした状態ではこれからの企業斗争に大きな向題をおこすことにもなりかねないではないか。

④率直にいって三鉱連は戦列に復帰する気があるのかどうか。

⑤局長報告では、三鉱の斗争についての報告が少しもふれられていない。聞くところによると二瀬の組合員は孤立感におちいっているということである。報告してほしい。

答①三鉱連の体制と現状を考えてみた場合、妥結を無理に切離して考えることはできないのではないか。三鉱連は四月六日に第一次合理化が終ったが、引続き八月には第二次合理化が提案され、二〇三号指令の段階まで約一カ年にわたって斗いを続けている。この結果、斗う体制はすっかり弱っている。こうした要素が組織の欠かんとして現われてきたことは前大会の三鉱連代表の発言によっても充分把握できる、こうした経験から判断して今后は長い斗争のなかでしかも重大な段階で欠かんを暴露しないよう話合いを重ね、体制確立に努めていきたい。

②安保斗争について三鉱連は指令消化につとめる。安保と三池の斗いは表裏一体のものであり、われ〳〵もそのような理解の上にたって斗っている。三鉱連とわれ〳〵は三池斗争についての認識の上で相違があることは事実であるが三鉱連が安保は重大であり統一行動で斗っていこうというのであるから、その点理解してほしい。

③将来は戦列に復帰して一しょに斗っていこうと努力を重ねることが必要であり、そのことを信じて疑わない。現状はわりきるより仕方がないと思う。

④現段階は全力をあげて三池斗争を推進することが必要であり、二瀬と力を二分することはよくないと思う。未立派の問題は指導上の欠かんであると考えられるので、指導上の問題は解決していけると思う。

問、関連産業に対する救援炭阻止を行わなければならない。かけ声はかけたが今日それがうやむやとなっているようだがどうなっているか。

答、二〇三号までの状態の中では七単産共斗をもって救援炭をストップさせるという体制にあった。しかし二〇三号の消化が困難になったなかで関連産業に対する救援炭阻止ということは技術的面だけでなく不可能になった。救援炭を阻止するということは関連産業の操業がストップすることであり、そこで働く労働者の賃金の引下げという問題をひきおこすことにもなる。したがってこのような戦術は関連産業労働者の充分な理解と支援がなければ困難なんである。二〇三号が完全に行われるという状態なら行動はとれるが長期兵糧攻斗いの中では不可能といわざるを得ない。

しかし、会社は関連産業とも共同の広場であるはずの事務所に対しロックアウトをかけ、しかも仮処分をもって立入り禁止を行なおうとしている。この場合の関連産業に対する責任までわれ〳〵が負う責任はないことは明かである。

問①われ〳〵の側の対外宣伝はまだ〳〵立おくれている。再建同盟はわれ〳〵の山元まで宣伝しているのに対し、われ〳〵は自分の山だけに終っている。全国組織のあるところにはもれなく新聞や日刊情宣を送り込むべきだと思うが、

②選挙のときになると組合は帰郷戦術をとって一生けんめい活動するが、今度の場合も親せきや知人のある者はどん〳〵帰郷させ、そこで農民や町の人たちに働きかける必要があると思うが、

③われ〳〵の山は三井山野のすぐ近くにあり、山野が斗いに立ち上らぬことに非常ないきどおりを感じている。組合員はどうしても山野が斗わないなら、こちらから直接のりこんで行動したいといっているが、このような自発的行動ならやってもかまわないか、

答、宣伝のたちおくれがあったことはたしかだが、三月二九日の事件以来対外宣伝は大巾にしかも積極的におこなっている。また一方では学者文化人をどし〳〵現地へ招き、乱発される週刊誌のゆがめられた報告に対して、ペンの力をかりて直してもらおうと努めている。

組織以外をとわず、県評のあるところはすべて組合員あるいは主婦によるオルグを派けんし、また代議士から三池に入ったオルグを通じても宣伝を行ってもらっている。さらにカンパを送ってもらったところにはもれなく資料を送付しているし、延十六万人にたっするであろうオルグに対し全組合が文通活動を通じて宣伝するように努力している。

④帰郷戦術をいま直ちに行なうということがプラスになるかどうか考えてみると、むしろ職場や居住の中での体制を固め少々のことがあっても動揺することのないようにすることの方が大切なのではないだろうか帰郷戦術はもっと別な立場から考えるべきだと思う。

③山野の組合員の中に親せき、知人がおり、それらの近親者と話合うことはなんらやぶさかではない。しかし、組織がオルグを投入するということは今の段階では好ましくないと思う。

問①全炭鉱系の組合に炭労の三池斗争支援の代理が相当ある。第一組合からのオルグ受入れを拒絶してくるところや機関紙に毎号三池斗争を特集するところ（その立場はわれ〳〵と同じ）などいくつもある。積極的な働きかけをせよ。

②前大会後斗う態勢をもり上げるはずであったのに提案は取り上げがない。前大会後どのように発展したか。

③長期兵糧というのは長期決戦の体制ができないからではないのか。提案にあるような具体的行動では不足だ。集会などは日常活動の中でやるべきことで、この中に入れるようなものではないから抹殺せよ。統一ストをやるということをぞう入せよ。

答、前大会は二〇三号指令のもっていた欠陥をなくするために、長期未来な斗争についてはっきりした見透統一を行った。三池の現状は〝長期戦じん〟ともいうべきだがわれ〳〵は情勢の過大評価をいましめなければならない。

この斗争で考えられる戦術は、①ホッパーを維持したなかで、ただちに全支部が二四スト・七二スト、無期ストをやる。②流送所にロックアウトがかかったという事態の中で共斗によって関連産業への出炭をストッ

ブする・などもある故、問題は現在のわれ〳〵の斗争が部分スト闘争の効果をもっているという事実だ。会社は才二組合をつくり、生産再開をやってみたが戦局化もできないのだ。ホッパーを確保している価値はこのように大きい。このホッパー確保の上にプラスアルファをいつどのようにやるかという情勢の判断は現地指導部や中斗委員会に任せてもらう。この大会はどのような戦術でも指令があり次第、直ちにこれに応へ得る体制をつくってもらうことである。

もちろん、三社はこの前の大会で確立できているが再確認するようにしたい。説明は必要ない。

問の北海道の体制づくりについて対策如何

②自由労連から二千万円のカンパがあったが世界労連でもよびかけをやっているという話だ。どう対処するか。

③販組のカンパ導入が十分でない。いつ積極的に対策をとるのか

答の炭労オルグ、三池オルグ、中執とずいぶん行ってはいる。しかし、少数だが体制の未確立のところがあるので今後販組を含めて力を入れる。

②世界労連の三池斗争に対する関心は自由労連に劣らぬものがあるし、北京でひらかれた総会には総評からもアッピールにいっている。今下の炭鉱インターから明日書記長がこの大会にみえるので具体的に話合いたい。国際労働組織からのカンパは金額だけでなくその内容をよくみとるべきだ。自由労連の場合はその国際鉱業基金のカンパに炭労は応じたことがない。さらに全労から猛烈な妨害があったにもかかわらず、ゆう資をきめてくれたというところに最大の意味がある。

③販組に対しては何と山の労組の協力もえたら七月一杯を目標に消化してもらうように努力する。

○墨宮委員長　才一号議案を今日中に討議したい（決定）

問①三鉱連がいつまでも足踏みしているのは問題である。あがり山と宣伝されて千六百名もいた組合員が千名を割るような山ですら「三池を守るのは労働者の任務だ」として前一杯やっている。一般労組では「今迄は賃金もあがらず、期末もとっていないのだから一時休んでもらっても結構だ。しかし休んだあとは一しょにやってほしい」といっている。同情をもって見守っている組合員の気持を裏切らないでほしい。テムポはのろくとも前向きの姿勢で努力することをこの大会で契約にやってほしい（要望）

②安保の斗いでこれだけ盛上っているとき、とくに組織の失業反対斗争との結合を積極的にはかるべきではないか。

③才二組合員を引入れる努力をもっとやるべきだ。説得の場でやるのが有効ではないか。

答②問題点が三池斗争と十一万首切り体制との結合が基本だと考える。まずみずからの斗いと真剣にとりくむことに力を注いでほしい。

③問題、現に使って〳〵帰ってくる人もあり、先頃は二百名の脱退届を才二組合にもっていっている。炭労大会直後、執行部にいて才二にいった人で戻りたいといってきている人もいる位だ。

問、三鉱連を攻せ説得できぬのが残念できない。兄弟山の三池が血みどろになって斗っており、赤字続出の山の組合すらけん命に支援している情勢のなかで、なぜできないのか。炭労は三池支援を大会で決定しているような状態になっているのではないか。三鉱連傘下の組合の中には遊休赤字で前大会決定の趣旨を向うたところもあるときくが、これでは前向きの姿勢とはいわれない。

答、前大会で三鉱連の主張をきいた人なら納得できるのではないかと思う。才一次再建案以来一年以上も賃金はあがらず期末ももらわず斗ってきたうえに希望退職者が多数でてしまったという実態がある。むろん長期柔軟の斗いという立場にたて後、希望退職者が出たからといって決定的な斗いの総括理由にはならないが、三井の場合、現実の苦しみは否定できまい。問題は大会で主張した発言が大会の意思その主まかどうかというところにあろうが、妥結したという事実と三鉱連大会の結果は実態を直視したものというほかないと思う。これからの問題は産業別統一斗争でみんなが三池をつつんで斗っている姿が三井の仲間を一歩一歩戦列に復帰させていくことになるものなのだという認識にたって、われ〳〵が一段と強力に斗うことにあると思う。四月大会の直後に復帰のための努力をすることが、かえって組織の維持を困なんにするようになることも考えられた以上、止むを得ないことであった。軌道にのった現在の斗いが三鉱連の問題でマイナスになるようなことはすべきでない。

問㋑三池の貯炭はどの程度あるのか、㋺才二組合、非組合員による出炭はどの程度か、㋩三池の坑内貯炭はどの位できるか、㋥貯炭車の能力はどの位か、㋭関連産業に要する炭の量はどの位か、㋬陸上げの量はどの位か

㋣才二組合員の説得作業についてどのような基本的態度で接しているのか

㋠炭坑分の現状をどう受取るべきか

㋷関連産業が休業するらしいという噂すら一部にきかれるが、事実であれば大牟田の労働者の間に動揺がおこるのではないか

⑤開新閉地にある竪坑の利用価値はどの位か。
⑥うわさされるような第三組合の動きはあるのか
⑦資本間の融資が困難といわれていたが、現在どうなっているか。
⑧外国炭輸入がおこなわれているようだが、濠洲などに救援炭阻止を要請していたのはどうなったか。
⑨北海道オルグの動員を必要とする時期はいつなのか。

答、

①現在入坑している人員は、職員四三五、第二組合一、七七二、計二、二〇七この数はほど動いていない。病気や体を悪くして休んでいる人、その他を配慮すると、坑内に入れる人員は二、五〇〇人程度だ。

②出炭は五月十五日現在、一三、三八二屯を坑外に搬出、坑内ポケットは六四七〇屯、その后二十日稼働した、して宮浦二五〇屯、三川一〇〇屯、四山一〇〇屯、計一日六〇〇屯×二十日で一日一二、〇〇〇屯、一三、三八二屯、と一二、〇〇〇屯を加えると三〇、八五二屯、この数字はたいして差がないと思う。

③一〇一、八五〇屯、港務所の荷上げは自由なのでこの位はある。しかしこれ以上はふやせない。

④開新閉地入坑については、今のところ資材の搬入だけで、人間は第二人工島を中心にしているが、この方の阻止は様を図要準備して効果をあげている。

⑤第三組合のウワサについて、これは明らかに第二対策に失敗した会社の戦線切崩しのための攻略である。第二組合内部の結束が乱れることを恐れて、第二に衝突すけのためにいわれているものである。三鉱連の感情問題について、充分おわびするべきものがあればする。しかし、それとクビ切りはまったく別問題である。

⑥オルグ動員の狙いは実情を把握してもらうところにある。趣旨や方法は大会后にきめる。北海道からの一、〇〇〇名については、二回にわけてもよい。

⑦濠洲炭輸送拒否については好意的回答を受取っている。これはわれわれが国内の放出炭をストップするようなれあいの状態になれば阻止する。というもので、現在のように他山から放出炭が出されているようなかでは困るんである、というものだ。斗争そのものは完全に理解していると明確にいっている。

⑧新昭和石炭から四億円の貯炭融資が行われるという発表はあったが、入手した情報では現金化はそのうちの二億円で「放棄炭はこの希望によって替える」という条件付といわれている。他に大口需要家に対し、炭代お払いも要請したが、鉄鋼資本が「炭の購入が早めるなら炭代の九〇％を前払いする」ことを承知したときく。

⑨関連産業への送炭ストップについては、上部団体と直接交渉すること、当該組合側と交渉することなどを考慮中だ。

⑩第二組合員には、会社の分裂策動による第二結成が不当労働行為である事実や、三井資本の政策の狙いと斗争の本質、支援の状況、斗争の展望などをよくわかってもらうようにして対処する。

⑪今回の退職ロックアウトと仮処分申請はその一部分であるが、われわれも裁判所へ仮処分の決定をせぬよう運動要請をおこなっている。どんなことがあっても阻止するつもりで努力している。裁判所はいままで斗いの本質のとらえ方を誤って決定をやっているので、とくにわれわれは「会社に操業の自由はある。しかしロックアウトは自らその操業をやめ、生産をストップするもので、ストに匹敵する争ギ戦術なのだから、自ら操業の自由を放棄しているものだ。したがって会社に操業の権利というものはありえぬ」として対処している。われわれは団交斗論の機会をあたえるよう要請しているが、裁判所は職権によって「させぬ」といっている。代りに専門の場をつくるようという主張もしている。とにかく操業を第三の力で再開するというようなことは許せぬ。われわれも会社の攻撃で犠牲を払っている以上、会社もそれ以上の犠牲を払うのは当然なのだから不当な決定はさせない。

問答意

三鉱連は一〇〇円程度のカンパもできぬか。一〇円でもできぬというのか。できるように要求に入れよ。

現地では提案通りでいくほかない。

統一の名で無原則な妥協をすることは問題がある。三鉱連と一日も早く隊列を組みたいのだが、労働者のクビ切りを認めるようなことをしたりするのでは問題ではないか。三鉱連の妥結は民主的な決定によっておこなわれたものなのか。交流にいった労働者すら話合いを妨げられているともきく。中斗は直接山に入って労働者と話合うべきだ。

意。この大会では十一万首切り体制と各山が具体的にどう斗うかが問題だったはずだが、その点についての意見がほとんど出ていない。大会でいくら決定しても、それにしたがって斗わぬのでは首切りと斗うところではない。大会できめても中斗でさらに具体化する段階になるとガタ〱するようでは困る。私の山でも会社の出した希望退職募集後に沢山の応募者が出てしまった。こういうことがあいまいになっているようではだめだと思う。なぜこのようなことになるのか。それは組合民主々義がまだできていないからではないか。小さいことだが、例えば議案書を大会場にきてから変更するようなところにもその欠陥があらわれているのではないか。徹底的な職場討議をやることが先決だと考える。そういうことでないと十一万首切り体制との斗いといっても、三池は孤立する結果となるしそうなっては真の勝利はありえなくなってしまう。

意(続)決定の忠実な実践と斗う方向は前大会できめたが希望退職者がひとりも出ないということは困難であると考えている。問題は本当に対決して、その結果が力関係でどうなったのかどうか真剣に検討することにあろう。それを真剣に検討して反撃に出る体制をつくることが大事だということでいくべきだ。議案書のおくれた点は現地の事情にもよるが反省する。しかし、大会の目的は前大会で明示されていたと思う。

○武尾　提案に大巾変更の意見はない。三鉱連への要請は多く出されたが、できるだけ早く戦列復帰をしてもらうよう努力してもらう。その他については中斗で十分論議してもらうこととして原案を確認願いたい。（拍手）全会一致で原案を決定する。

○要請　道の千名オルグは趣旨は賛成だが経済的理由でなかなか困難な面もあるので道炭労一任にしてもらいたい。

○三池代表の挨拶

組合と主婦会を代表して挨拶を申上げたい。前大会が三池に課した使命は現有勢力の確保と生産再開の阻止にあったと思う。前者については長い大会の会期中にはげしい会社の切崩しによって五百名位と言われたが、その後は減少せず、かえって第二次組合から戻ってくるものがでてきているような状況にある。生産再開の方も会社が三月二八日に再開宣言をしてから九〇日になるが、坑外に搬出した炭はわずか今迄と比べて三・五日から四日分ていどにとどまり、現在はホッパーを確保している斗いの中から一トンも商品として出させていない。

この大会がわれ〱に課した使命もこの二点であろうと考えるが全力をあげて守る決意である。

第三勢力云々というのは会社が第二組合内部の動揺を喰止めるため意識的につくりだした宣伝だが、組合の注意をはらって、切崩しと斗っていくつもりである。最后にお願いだが、われ〱と共に斗ってくれた皆さんの闘争の中に、暴力による弾圧のため傷ついたり、斗いに倒れたり、不当たいほされたりした方々が幾人もおられる。この方々に心からおわび申上げるとともに皆さんからあたたかい友情の手をさしのべて下さるように切望する。

弾圧はつよまっても弱くなることはないと思うが、組合員も主婦も全力をあげて斗い、皆さんのご期待にそうよう斗う決意をここにお誓いする。

午后六時終了

第二日目

○中闘、道貿地区労よりの要請書朗読

○午前九時一〇分、北海道六〇、九州七七、常磐四、直轄〇、計一四一名

○二号議案、給与部長より提案理由の説明あって後、質疑討論に入る。

問　一四社と三池を別にするというのはどういう意味か。

答　三池支部は三鉱連を脱退しているので、三井鉱山に対しては二本建で交渉しなければならない。

問　三井については会斗斗争と期末斗争は同時解決するという考え方できているが、この点についてもう少くわしく説明してほしい。

答　いままで同時解決の考え方でやってきたが、三鉱連五山の場合、会斗は妥結したが、期末は未決問題として同時解決にはならなかった。また、各社に会斗が出ているが、期斗がこれとからんでくるのは当然だが、昨年上期の例でも四社が会斗中に期末が解決した事情があり、会斗中といえども期末を斗いとるという考え方である。

問　三池の場合は期末をとるといっても事実問題として困難と思う。その場合、カンパで出すことを大会で決めておいてはどうか。

答　期末の推移如何によって期末手当の支援カンパを考える場合もあり得るということについて充分討議し確認をしてもらいたい。基本的な考え方さえ大会で決めてもらえばあとは中斗で消化する。

問　三井五山にオルグを派遣する件についてだが、三井炭労の中執が山に入って指導に援助してはどうか。

答　多忙であるが可能な限りそのような方向で努力している。

問　配分に一律部分をふやすことに努力してきたが、こんごどうする考え方か。

答　基本的には上下の差をなくするという方針であるが、縮まり過ぎた山もあるようなので、それぞれの実情に応じて基本方針にもとづき努力されたい。

意　三池に対する期末カンパについては大会で明確にしておかないと中斗の作業では困難が残るおそれがある

問　年間臨給については今後どうするつもりか。

答　考え方をまとめてしかるべき機会に提案する。

意　中小の期末手当斗争について、つけたりのようではなく炭労全体でどう斗っていくかについて徹底した討議を行って方針を出してほしい。

議長　原案に加えて「三池、二瀬に対して期末カンパを行うという方針を本大会で確認し、具体的には総評にも呼びかけ全般的な広いカンパ体制を確立するよう中斗で決める」ということで第二号議案を決定したい

（異議なし）

○メッセージ　炭鉱インターデユゲ書記長

親愛なる同志、友人のみなさん、この大会に出席でき挨拶できることを幸ひに思います。また私は炭鉱インターならびに世界労連の特別代表、フランスの一坑夫として皆さんにご挨拶できることを光栄に思います。また同時に、皆さんの親切なご招待を受け日本へ足をふみ入れた瞬間に感じた懇切なもてなし、これらに対して私はお礼を申し上げます。皆さんのこのような厚いもてなしは皆さんや日本の労働者の間にあるプロレタリヤの国際的連帯性のあらわれだと思います。

大量解雇に反対する三池の労働者の斗いを支持する決議を私は大変うれしく思います，そして夏期手当要求の斗い及び労働条件向上の斗いの成功を期待し、それに対する連帯性を表明します。われわれ炭鉱インターは皆さんの労働条件向上の斗い保安確立の斗いを重視し、これが成功をおさめることを祈ります。

私は日米安保条約改訂阻止の斗いのなかを旅行しているわけだが、日本の皆さんがこの斗いに成功をおさめることを祈ります。また私たちは日本にはじめて原爆が落され、それにより多くの被害をうけたことも忘れるものではありません。私たちは再び原爆が使用されることがないよう、そして戦争がないようにしなければなりません。皆さんたちの生活向上のための斗いは単に皆さんだけの斗いではなく世界の労働者の斗いと結びつくものでありこの斗いは全労働者の義務でもあります。そして皆さんのこの斗いは他の国の労働者によって支持されるものであることを皆さんにお約束できます。

私は一月ほど前にフランスの炭鉱者会に出席して三池の斗いについてきくことができました。またその問題について私が発言したところ、私の発言は大変な拍手と歓迎を受けました。皆さんの斗争は全世界の炭鉱労働者の支持を受けているし、世界の労働者は日本の労働者の斗いによって大いに励まされています。従ってわれわれ炭鉱インターは、各労働者がもっている連帯性及び協力について非常に重要に考えています。

昨年ポーランドのカトビッツで開かれた世界労連の大会に日本からも多くの労働者がきていたが、そこでも各国の連帯性について深く討議され、すべての斗いには各国の労働者の力をあわせることが大切だというこ

とが討議されました。それは労働者が統一して力を合せない限り勝利することはないからです。

われわれ炭鉱インターは、すべての国の炭鉱夫がみな兄弟であると考えています。しかし、組合は本来は一つに統一されるべきであり、二つの組織の加入を認めることは第二組合を認めることになるので各国でただ一つの組織の加入しか認めていません。

そして、これら国内的、国際的民主々義、友愛の精神、やはり强い精神で指導されている諸機関は全国労働者の敵資本主義、帝国主義に対してもつものであり、このような国際的友愛の精神をもって挨拶するのであります。私はこの精神をもって叫びたい。

全世界の炭鉱夫万才、全世界の平和万才。

○緊急動議（立川支部提出）

一六二名の指名解雇に反対して斗っている共同石炭（鶴見、日吉）に対し、本大会の名で激励電、会社に対する抗議電を打電せよ

――異議なく可決――

○第三号議案「政府並びに警察に対する抗議の斗い」（杉山統制部長提案説明）

問　◎政治斗争には入らないという支部もあるが、すすむところはどんどんすすみ、遅れているところはそのままでよいというつもりか。

◎効果あるストならやってよいが、ストばかりやって実際どんな効果があるのか。

◎また一時間五十分の時限ストは犠牲が多い、ほかに方法はないか。

答　◎指令を直ちにできない支部もある。しかし今までもすべての人が統一行動に参加できるように指導してきた。今後も努力をつづける。

◎安保斗争がこれだけひろがったのは労働者が中心となっていままで斗ってきた結果である。このような成果をはっきりみる必要がある。すぐその場で効果があるかどうかは別にして目には見えないが、その効果は戦線の厚みとなってあらわれてくる。

◎この斗いには三つの柱がある。三池に対する警察の弾圧、岸内閣の暴力、四六スト、四・一五への弾圧と、これは単に炭労一産業としてやるのでなく巾広い統一行動のなかで行なう抗議行動である。実力行使としては時限スト、二四スト、職場大会など、そのときに応じていろいろあると思うが、抗議の意志を表明することを明らかにしておく必要がある。

問　三池で聞いた話だが、三池の周囲の農村で子供を対象に警官への資金カンパをしていると聞いているが、真実はどうか。

答、保守党の婦人会がカンパの動きを起していたという事実はあるが、主婦会の抗議で実際には動けないでいる。

○第四号議案「総選挙斗争に関する件」（土屋政治部長提案説明）

問・◎国民的統一行動のなかで安保阻止の行動が大きく盛上り、山元でも相当の変化が出てきている，その中でうちの山では政党支持の自由の問題が討議されてきている。国民戦線が飛躍的に高まっているとき、炭労でもこの問題を真剣にとりあげる必要があるのではないか。

◎資金の問題、これも政党支持の自由の原則と関係があるのだが、十分討議して明らかにしてほしい。

◎選挙資金について、予算のワクを示してほしい。

答　政党支持の自由については討議すればいろいろあると思う。しかし今度は大衆討議をしている時間がなかったから十分下部討議をして中央委員会で討論したいと考えている。当面はまず安保阻止、岸内閣打倒国会解散にむかって統一して斗い、総選挙をかちとることに集中することが重要と思う。

選挙資金、具体的にはまだ討論していないが、総評決定の一人一〇〇円カンパを基礎にして考えたい。

意　安保共斗組織を拡大強化するという「基本方針」と従来の方針を踏襲するという「具体的方針」とは矛盾している。"従来の方針"とは社会党支持ということではないか。"拡大強化"と"社会党一本にしぼる"ことは両立しないではないか。いま安保斗争を支えているのは、社会党、共産党の共斗である。炭労では両党支持の決定を行っている。資金にしても一括して押しつけカンパをとれば問題が起る。うちの山には共産党を支持する人も社会党を支持する人も、また民社党を支持する人もかなりいる。選挙資金はそれぞれの政党が独自にカンパ活動をやるべきであって、組合がその請負をやる必要はない。

基本的方針には賛成だが、具体的には反対である。

意　われわれの支部では社会党支持をきめている。そういう討論をやりだすといろんな意見が出るから中央委員会の中でやってほしい。

問　◎中央委員会でやるのは賛成だが徹底的に大衆討議をやってからにしてほしい。

◎安保斗争について"組合員が自発的に"となっているが"幹部が中心となって"と入れるべきだ。

③選挙資金についての政党配分で総評大会における岩井事務局長は、各単産がそれぞれ決める、といっているが炭労はどういう方針をもっているか。

答 ②もちろん執行部が中心になってという意味で書いてある。

③中央委員会で討論してきめる。

意 安保斗争があるからとくに強調したい。どうしても安保は阻止しなくてはならない。当面は局的に変ってきているのに社会党だけと云われると、うちの支部でも問題がある。

具体的方針は十分考慮して中央委員会で決めてほしい。

議長 では基本的方針は全員で確認し、具体的方針については基本的な大衆討議に基づいて中央委員会で決定することとしたい。

―議長提案通り確認―

○第六号議案「統一労協、けい肺及び選手当延期間延長に関する件」（佐々木厚生部長提案）

―異議なく確認―

○第七号議案「定期大会延期について」

規約には五月定期大会開催がきめられているが、現在の斗争状態からして定期大会を開き、行動方針、役選などを決めるのは無理なので、三池斗争終了後まで定期大会を延期したい。予算は現在までの予算方針でやっていく。

意 終了までというのは理解出来ない。三池斗争があと一、二カ月で終るとは思えないし、われわれ支部の行動方針に基づいて活動するのだから、できるだけ早く定期大会をやってほしい。

議長 執行部提案通り確認し、いまの意見も考慮にいれてやってもらうようにしたい。

―議長提案通り確認―

○裁判所への要請決議、保安出坑者への抗議決議

―異議なく確認―

○共同石炭斗争支援について（九州炭労田中書記局長提案）

四月十三日、昼鉱に一六二名、日吉に一五名の指名解雇を含む案提示が出されて、その後、この解雇反対斗争を組織的に分断しようと会社は計画的に日吉を撤回、しかし昼鉱については希望退職が二〇〇名出ようと労働条件引下げを組合側が認めようとも会社がマークしている一六二名の首切りは断固として行うという態度なものである。この斗いは三池、二瀬と同質のものである。したがって三池、二瀬同様カンパを含む炭労全体の支援体制をとってほしい。

―提案通り確認―

○三議案的投票

	賛成	反対	白紙	無効
断水	一六二	〇	〇	〇
政府声明への抗議	一四七	五	一〇	〇

○大会宣言採択（石塚組織部長提案）

○議長辞任あいさつ

○労働歌合唱

○団結ガンバロー

（正午閉会）

大会宣言

去る第二十五回臨時大会において、われわれは藤林あつせん案を拒否し斗う態勢を確立した。そしていまここに勝利の確信に満ちて本大会を迎えるに至つた。

このふた月の間に情勢は大きく変化した。岸政府は今日怒涛のような日本国民の立ち上りのまえに崩壊寸前にあるし、支配階級は深刻な不安と動揺の中にある。岸内閣打倒、国会解散、安保批准阻止の斗いを通じて国民はいま自らの力量をハツキリと自覚しはじめている。労働者階級と国民大衆の結合はかつてない見事さで実現されつつある。まさにこの歴史的な斗いの発展の中で、三池の斗いもまた名実ともに全労働者、全国民のものとなつている。この巾広い支援体制に支えられて、三池の組合員主婦は統一と団結を守り、暴虐きわまる三井資本官憲の弾圧に屈せず勝利へ向つて着実に前進している。

このような情勢のなかで、本大会は、前大会決定の路線のうえに立つて、更に長期強じんな姿勢を以て三池斗争を推進する事を決定した。

全国民、全労働者とさらに固く手を結んで斗つてゆくならば、勝利は確実にわれわれのものである。

全組合員、主婦のみなさん、さらに統一と団結をつよめて勝利に向つて前進しよう。

炭労二十六回臨時大会万才

全労働者、全国民の統一と団結万才

右宣言する。

一九六〇年六月十四日

日本炭鉱労働組合
第二十六回臨時大会

ニューズ

5

22日一番方より24時間スト決行

あまりにも無茶な岸内閣の暴挙に抗議

炭労中斗発第二四六号
一九六〇年六月十七日

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

各地方本部
各支部　斗争委員長殿
各資本部

岸内閣退陣・国会解散・新安保反対斗争に関する（実力行使）指令

安保斗争はいまや日本の一大国民的斗争となった。これは過去のいくたの斗争と、質的に全くちがったものである。それは単に労働者のたたかいだけではなく、農、市民、学者、文化人、商人、主婦、学生など、あらゆる階層の人びとがこれに参加する幅広い斗いに発展している。

一、安保斗争の発展（第二四四号指令以降）

１、六月十一日の大統一行動は、全国三百数十ヵ所で二百万人をこえる抗議行動が組織された。とくに中央では、全国各地からの抗議上京団をまじえて二三万五千名にのぼる人びとが国会周辺をうめつくし、安保反対、岸退陣、国会解散、アイク訪日反対の意志をあきらかにした。

２、中央では、安保阻止国民会議を中心に連日ひきつづいて国会請願、米大使館、南平台（岸邸）抗議がつづけられたが、十四日には「民主々義を守る学者研究者の会」などが中心になって「民主々義を守る国民のつどい」が東京千駄谷の体育館で開かれ、その後国会と米大使館への抗議デモがおこなわれた。

３、とくに六月十五日の統一行動は、民間単産の二四ストを中心に、国公・地公労働者の実力行使が全国的に展開された。同時に中央での抗議行動もかつてない高まりをみせた。

４、この日、午後五時すぎに「維新行動隊」と称する右翼の一団がデモ隊――しかも一般市民の隊列をねらって――を襲撃し、これに参加していた文化人や主婦たち多数に重軽傷者をださせた。しかも、この暴行のおこなわれているあいだ、警官隊はこれを少しも取締ろうとせず傍観していた。

この警察の態度に学生を中心とするデモ隊が激昂し、厳重抗議を申入れた。しかるに警察側はなんらの反省的態度も示さず、かえって挑発的行動にでた。デモ隊が抗議のため国会構内進入したが、警官隊は、素手のデモ隊に消防ホースで水をあびせ、そのうえ警棒をふるって乱打するという狂暴な弾圧をおこなった。女子学生、樺美智子さんは尊い一命をうばわれ、さらに数百名にのぼる重軽傷者をだした。

５、この事件は、政府やマスコミの逆宣伝にもかかわらず狂暴な殺人弾圧に対する世論の非難は高まり、遂に岸政府はアイクの訪日を断念するに至った。

二、総評の態度

総評は緊急評議員会（六・一六）ならびに単産代表者会議（六・一七）を開催し、今後の斗争方針を検討した結果、次の方針を決定した。

（一）、六月十五日、国会構内でおこった事態は明らかに政府、警察の計画的な挑発によるものである。総評はこれまで全学連に対し、挑発にのらず国民的な統一行動を前進させていくように希望してきたが、今日の事態の本質はもはやその是非ではなく、みぞうの規模に発展した民主的な国民の結集を殺人も辞さない凶暴な暴力によって、一挙に壊滅させようとした岸内閣の暴力政治にある。

（二）、極悪な岸内閣も広大な統一行動のもり上りと、暴虐な弾圧殺人に対する世論の非難に抗しかねて、ついにアイクの訪日を延期要請せざるを得なかったが、岸内閣および自民党は

うら

1960・6・20

大之浦労組教宣部

あくまでも国民の世論を無視し、新安保条約の成立をはかり、批准書の交換を強行しようとしている。

(二)、われ／＼は今日の政局的政治局面を解決するためには、岸首相が即時退陣し、衆議院を解散する以外に方法はないと判断する。総評は今日まで労働者、学者、文化人、学生、農民、一般市民がくり返し実施してきた大衆行動を高く評価するものであるが、岸内閣や警察によって仕組まれた挑発の中で局部的に衝突して要求を通そうとするのでなく、勝利のためには労働者を中核とする巨大な国民的エネルギーを結集した中で統一行動を発展させていかなければならない。

(四)、われ／＼は新安保を承認せず、延長国会そのものをみとめていない。岸内閣即時退陣、安保批准阻止、衆議院解散、民主々義擁護、殺人警官反対のため当面次の斗いを組織する。

(1)、岸首相に対し、内閣即時退陣、国会解散、新安保批准反対の申入れを行う。

(2)、六月十六日以降連日国会を中心とした大衆動員を継続する。

(3)、六月十八日

イ、民間単産は一時間の時限スト、官公労は一時間の時間内職場大会を行う。

ロ、中央においては、約三十万名の大集会、デモ行進を行う。

(4)、六月二十二日

全国民の一日ストを行う。民間単産二十四時間職場大会を目途として、六・四ストを上廻る実力行使を行う。

中央地方においては、各大学、高校、民主団体、商店その他に一日休日をよびかける。

戦術委員会（六、十六）～（六、十七）は単産代表者会議の決定にもとづき、次項の行動について検討を行った結果、次の方針を決定した。よって左記の通り指令する。

記

一、要　領

岸内閣即時退陣、国会解散、安保条約批准阻止、民主々義擁護、人殺し弾圧反対。

二、行　動

(一)、緊急職場集会（六月十六日各地方本部より電報にて指令済）

(1)、各支部は六月十五日国会構内におこった人殺し流血弾圧事件に抗議のため六月十六日緊急職場集会を開催し政府に対し抗議電報を送れ。

(二)、職場大会（電報にて指令済）

(1)、各支部は六月十八日休憩時間を利用し時間内にくい込む職場大会を開催せよ。

(2)、各支部はそれ／＼の地方、地域の共斗会議が主催する抗議行動に積極的に参加せよ。

(三)、実力行使

(1)、ストライキの期日及び規模

各支部は六月二十二日一番方より一斉二十四時間ストライキに突入せよ。

(2)、保安要員

従来の慣行にもとづき山元において協議決定する。

(3)、通告書

大手十四社については直轄中央本部において手交（郵送）するが中小支部については各地方本部で通告せよ。

(4)、ストライキ当日の行動

イ、各支部は決起大会を開催し、岸内閣即時退陣、国会解散、新安保反対の決議を行い、組合員に趣旨の徹底を図るとともに政府に対し抗議電報を送れ。

ロ、各地方本部は全国一日ストを成功させるためのオルグ派遣、街宣、ビラまき等について関係単産と協議の上具体的な指導を行え。

以　上

ニュース

6

要求額は二万六千円
長期斗争体制を確立

× 上期々末手当については、既報の通り、第二十六回炭労大会に於て、要求額を二万六千円とし、企反斗争との関係もあるので長期の構えを確立して斗うとの方針が決定されたので各支部は、六月二十日一斉に要求書を提出、七月七日の期限付回答を目指して積極的な団体交渉を開始、斗いの火蓋を切った。

× 当貝島も右の方針に基き二十日に第一回団交をもち、要求書を提出した。

上期々末手当斗争の火蓋切る

鉱員期末手当要求書

昭和三十五年上期鉱員期末手当に関し左記のとおり要求する。

記

一、財源

1、昭和三十五年三月末日在籍鉱員（組合専従者を除く）一人当り平均二六、〇〇〇円（税込、ただし勤労団体報奨金は手取り）とする。

2、常傭臨時夫、昭和三十五年四月一日以降の入籍者、昭和三十四年十月一日以降昭和三十五年三月末日に至る間の退職者については別途協議する。

二、配分

各社各山において会社・組合間で協議決定する。

昭和三十五年六月二十日

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　原　茂

貝島炭礦株式会社
社長　貝島太市　殿

期末手当の交渉メンバー

原　茂	（日本炭鉱労働組合　執行委員長）
野口　一馬	（〃　副〃）
古賀　定	（〃　事務局長）
寄島　繁男	（〃　事務局次長）
石坂　吉野	（〃　組織部長）
渡辺　家次	（〃　〃）
木下　行一	（〃　〃）
稲沢　秀夫	（〃　〃）
杉山　義男	（〃　法規対策部長）
土居　正訓	（〃　政治国際部長）
丸岡　吉夫	（〃　九州地方本部　執行委員長）
花園　憲一	（〃　〃　副〃）
田中　弘	（〃　〃　事務局長）
田中　均	（〃　〃　事務局次長）
光永　未	（〃　〃　財政部長）
小竹　康次	（〃　〃　法規対策部長）
毛利　法達	（〃　福岡地区　事務局長）
松本　政	（〃　佐賀地区　〃）
久原　国一	（〃　長崎地区　〃）
大木太久郎	（〃　山口地区　事務局長）
桝田　直	（〃　〃　厚生部長）
横田　幸	（貝島大之浦炭鉱労働組合　組合長）
野田　新	（〃　副組合長）
竹下　徳治	（〃　書記長）
原田　勝博	（〃　本社支部長）
瀧川　清	（〃　二坑　〃）
坂田　武雄	（〃　新坑　〃）
清水　昭	（〃　五坑　〃）
和田　秀男	（〃　六坑　〃）
前島　親義	（〃　保安生産部長）
宮本　健治	（〃　給与　〃）
山本　弘	（〃　厚生　〃）
桂　政敏	（〃　教宣　〃）
堂前　勇	（〃　二坑支部　職場担当執行委員）
米沢　珍一	（〃　新坑　〃）
三角　健三	（〃　五坑　〃）
安河内政之	（〃　六坑　〃）

1960・6・23

大之浦労組教宣部

宮田地区第十九次統一行動実施要綱

一九六〇、六、二十　貝島労組

安保斗争はいまや日本の一大国民的斗争となった。これは過去のいくたの斗争と、質的に全くちがったものである。それは単に労働者のたたかいだけではなく、農民、市民、学者、文化人、商人、主婦、学生など、あらゆる階層の人びとがこれに参加する幅広いたたかいに発展している。かかる情勢の中にあって、宮田地区としては六月二十二日、第十九次統一行動として次の指標を掲げ、提灯デモを敢行し、広くよろんにアッピールする。

記

一、指標

①岸内閣即時退陣、国会解散、　②安保条約批准阻止、　③民主々義擁護、人殺し弾圧反対

二、実施要領

1、期日、時間　六月二十二日　午后七時

2、集合場所　鉱業所前広場

3、鉱業所前広場において約三十分間抗議集会を開催し、直ちに提灯デモを決行する。

4、各支部の集合場所に至る道程としては、

新坑支部は五坑支部前で五坑と併合。　二坑支部は一坑支部前で新坑、五坑と併合、鉱業所前に集結する。　六坑支部は宮田商店街を経て、鉱業所前に集結。　本社支部はそのまま同時間までに集合する。

尚、新坑支部の出発時間は午后六時二十分とし、六坑支部は午后六時三十分出発する。

5、デモのコースは次の経路による。

イ、第一班（新坑）～宮田商店街～宮田警察署～北校前～湯田橋～鶴田～磯光～東町（久林原）～新坑

ロ、第二班（二坑、五坑）～宮田商店街～宮田警察署～日之出橋～大隈街道～磯光～五坑～二坑

ハ、第三班（六坑、炭坑）～宮田商店街～宮田警察署～磯光～向山～長井鶴

6、各班は行進中、うたごえ、によって気勢をあげるため、うたごえ班を編成し、これが指揮を行うためそれぞれの隊列の中に配置する。

7、指揮者

総指揮者　竹下書記長　　第一班指揮者　坂田新坑支部長
副指揮者　佐藤宣部長　　第二班指揮　清水五坑支部長
警備責任者　山本厚生部長　　鶴川二坑支部長
　　原田本社支部長
第三班指揮者　和田六坑支部長

8、宮田警察署前において、各班毎に指揮を呼び、「けん突き」を行う。

9、各支部の動員割当は1/3動員とする。

10、ハチ巻、腕章を携行すること。

11、解散時刻は九時～九時三十分とする。

提灯デモ行進経路

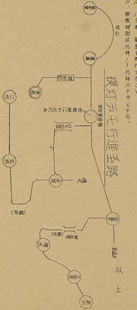

以上

ニューズ

7

会計桟の導入
汽缶場の夏場期間
ローダーの前収
了解点に達す

深夜に及ぶ交渉を続け二十一日午后十一時半

今次実施された合理化に伴い会社は、会計桟（オペレーダー）導入に対する提案を五月十六日に行ってきた。（おおのうら第三八九号参照のこと）これが交渉を行う次第で、各坑汽缶場における夏期、冬期の期間統一の件と、すでに期間もすぎ、前協定のまま支給されているローダー払前収賞金決定についても併行交渉を行った結果、次の経過を経、六月二十一日夜別記の了解点に達した。

交渉経過のあらまし

六月十六日交渉において（第三回）

※会計桟導入について

1、導入によって賃金精算がいちじるしく遅れている
2、活字がうすく読みにくい
3、欠勤、公休、有給休暇者の計算おちについて（精算がおくれる。）
4、支払月日の記入がない
5、固定給記入欄がない

以上五点の事務上の不備について申入れると同時に、永年習熟した職場を失くすため慰労料の金一封を出すべきであると、会社の考えをきいた。

会社は金一封については転換料で処理される問題で、考えてはいないと回答した。

※汽缶場の期間統一について

会社の夏場五ヵ月提案に対して、組合は、三ヵ月の要求を行っていたが、会社はすでに各坑は夏場期間について了解の上にたって実施されて居り、問題は六坑に残されている。六月一日と考えていたが、本年に限り六月二十日より実施したいと回答。組合は不満の意を表明するとともに、焚料炭の減量については、協定時の通りとするよう反論した。

※ローダー払前収賞金について

会社は昨年十一月二日に決定されたが、その当時よりローダー払を含める、含めないが問題になっていたが、早急に決定をしたいと提案してきた。

六月二十日（第四回交渉）

※会計桟導入については、

組合が前回提案した五項目に加え、仕業BC級賃金についての記入を追加するとともに、これら事務上の不合理から人員計画は変化がある。作業組から人員は抽出されるものであると理解した。

※ローダー払前収賞金について

会社は採炭査定の中で、ローダー払条件、一時払条件は公平に査定されている。また作業員についても公平に作業していると思う。このように公平であれば各払共同の賞金にする。

ローダー払を含んで決定すれば、新旧二本建の操作が絡んでおる以上、理屈からいって前収はひとりでに断然高くなり、このことは不合理である。従ってローダー払を除くのが妥当であり、他社にも機械化払を含んだ事例は無い、と考え方を披瀝した。

会計桟導入、ローダー払前収賞金、汽缶場について、それぞれ主張を行ったが、代表者交渉に切替へ交渉を継続したが、深夜に至るも結論が出ず、午前一時半休憩に入った。

六月二十一日（第五回交渉）

午后五時より再び代表交渉に入り、午后十一時半左記の通り了解点に達した。

―汽缶場夏場期間統一に関する諒解事項―

一、本年の夏場期間は六月一日から九月三十日までとする。但し六坑の夏場始期は、六月二十五日とする。
二、六坑の決定は六月末までに解決できるように坑・支部間で精力的に話し合う。
三、汽缶場の焚料の減・量については、迷惑のかからぬように実施する。

昭和三十五年六月二十二日

貝島炭礦株式会社 勤労部長 今村栄蔵
貝島大之浦炭礦労働組合 組合長 横田孝

大之浦労組教宣部

うら

1960・6・25

覚書

貝島炭砿株式会社と貝島大之浦炭砿労働組合とは、会計係導入に伴い、人員その他に関し左記の通り諒解し、覚書を取り交わす。

記

一、人員配置について

(1) 昭和三十五年六月二十三日以降、各坑会計関係従業員中二十四名を砿業所会計課に集約、会計係による計算を行い七人を他係に配置替する。

(2) 前項の他係とは採掘として事務系統とし、本人の希望等がある場合は坑内夫に配転する。

(3) 七名の配置替又は配転については、可及的速やかに希望事項ある場合は坑内夫に配転する。

二、転坑手当その他について

前記一の措置により転坑又は転職する者の転坑手当及び、通勤手当（金額については別紙の通り）については、今次希望退職者募集後の転勤者取扱を準用する。

三、会計係による計算事務遂行に必要な事務の取扱を次の通り実施する。

(1) 増産賞与は従来の支払日に九割を仮払し、仮払の翌月の賃金支払日に精算する。

(2) 控除金（組合費、厚生施設等）の締切を毎月二十日とし、二十三日までに会社に提出する。

(3) 見合払の比率を各坑八十%に統一する。

四、会計係による事務上の諸問題について

(1) 退坑精算は遅れないようにする。

(2) 賃金支払明細書について

イ、支払月日を記入する。

ロ、本人の固定給欄は、次に賃金支払明細書の用紙を印刷するときに検討する。

ハ、タイプによる記入にあたっては、間がずれたり、字が薄くならないように工夫留意する。

(3) 出勤、公休賃金、年休手当等に間違いのあった場合の精算払は速やかにできるよう努力する。

(4) 新坑の仕様、現金の日当賃金の日々計上の実施については三ヶ月を検討期間とする。

五、今次措置に関し一五、〇〇〇円を支給する。

昭和三十五年六月二十二日

口頭諒解

一、二十三日から作業開始できるように、二十二日午后坑を準備する。

二、一五、〇〇〇円については、支部長、会計係取扱代表者連署の領収証を提出する。

（参考）　坑別配分額

坑	人員	金額	坑	人員	金額
新坑	16	6,490	二坑	9	3,650
五坑	8	3,240	六坑	4	1,620
			計	37	15,000

諒解事項

貝島炭砿株式会社と貝島大之浦炭砿労働組合とは、ローダー払前収に関し次の通り諒解する。

記

一、過去六ヶ月間の実績については、各坑とも今回は三十四年十二月～三十五年五月間平均当該坑採炭夫一人一方当り稼働実績（PL払を除く）による。

実施期間は三十五年六月二十二日から同年十二月二十一日までとする。

二、今後前収を決定する場合は、六ヶ月毎に各坑一せいに過去六ヶ月間平均当該坑採炭夫一人一方当り稼働実績（PL払を除く）によるものとする。

三、尚、その実施期間は六ヶ月毎とする。

別紙

会計係導入覚書、記二について下記の通り支給する。

1、転坑手当

二坑 ～ 砿業所間 500円（税込）
六坑 ～ 砿業所間 2,000円（〃）
五坑 ～ 砿業所間 2,000円（〃）
新坑 ～ 砿業所間 2,000円（〃）

2、転職手当

イ、坑外夫から直接夫への転職 7,000円（税込）
ロ、坑外夫から坑内間接夫への転職 3,800円（税込）
ハ、坑外夫間の転職 1,600円（〃）

3、被服代補助

今次措置により坑外から坑内に転職するものに対しては、被服代補助として1,000円（税込）を支給する。

以上

ニューズ

8

炭労中斗発第一四九号
一九六〇年六月二十四日

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

各地方本部
各支部　斗争委員長　殿
各企業連

これからの安保斗争についての指示

一、総評単産代表者会議で決定したこれからの安保斗争

安保斗争のような至難な、日本国民がかつてもった事はなかった。多くの犠牲を私たちははらったが、その成果はこれまでのいかなる斗争の成果よりもはるかに偉大である。岸内閣と自民党は新安保の批准のためには、衆議院の単独採決、自然承認、参議院での抜き打ち採決、肩すかし秘密批准と、醜態のかぎりをつくした。これに反対する国民的な行動は、日を逐うて高まり、空前の国民的結集がとげられた。このたたかいはついに岸首相を引退声明させるにいたり、やがて近日中に完全に岸内閣を打倒し、衆議院解散をたたかいとるだろう。私たちは、批准が行われた以上は何をしても仕方がないという敗北感は大きなあやまりであって、これだけ前進した国民的結集があれば、新安保の実施は事実上大きな制約をうけるという見解を明らかにしつつ、この国民的な結集を基礎として、今後、平和と民主主義を守る斗いをますます発展させていく決意である。

(一)、これからの安保斗争をすすめる基本的態度と中心要求

(1) 岸内閣が暴挙のかぎりをつくして批准したといっている新安保条約を、私たちは認めない。

(2) 私たちは、これに反対する国民的結集を安保阻止国民会議の場において強化し、ますます拡大し安保条約を破棄する基礎的な勢力に高めるために、中核となって斗う。

(3) 安保斗争の過程で大規模に発展した国民会議が、今後さらに
(イ)、国会の即時解散、たらいまわし内閣反対　(ロ)、安保条約の破棄　(ハ)、平和憲法の擁護　(ニ)、民主的議会政治の確立　(ホ)、一切の弾圧政治の排除　(ヘ)、日中日ソ国交の完全回復　(ト)、安保と結びついた三池の首切り反対
この目的のために、ひろく国民各層によびかけて斗いつづけるよう提案する。

(4) この目的のために斗いつつ、来るべき総選挙にのぞみ、全国民の関心の一切を
(イ)日本の平和を保証する中立政策をおしすすめよう。(ロ)、たらいまわし政治に反対し平和と民主主義を保証する政府をつくろう。(ハ)、基地を日本からなくしよう。(ニ)、手のよごれた政治家をほうむろう。(ホ)、日米協力の軍需産業を、生活をゆたかにする平和産業にきりかえよう。(ヘ)、軍需予算に反対しジェット機予算を社会保障に。(ト)、完全雇用のための合理化、首切りに反対し、国民の力で三池斗争をかたせよう。などのスローガンに結集して斗い、より高度の目標にむかって前進する。地方行動の重点は岸内閣の直系、とくに今度のファッショ的行動の中心となった者の地区において徹底的に行動をくむ。

(5) とくに労働組合として、このように高く政治斗争が発展した理由は、国民層に対する教宣活動のてっていによる世論の支持と、経済的諸要求との結合の討論をふかめたことにあったことを考え、この経験を十分に生かして将来の斗争発展のために努力する。

(二)、当面の行動

(1)、岸内閣の一方的な暴挙によって批准ができた以上駄目だという敗北感をなくし、この国民的結集の偉大さに自信をもって、国会即時解散、岸と同類の内閣成立に反対する行動をはじめ、諸行動を連続させつつ要求貫徹まで斗う。これまでの安保斗争を通じて参加した労働者のなかに、多くの犠牲者がでているし、またこれからもでるものと予想される。したがって、安保斗争に対する高い国民的共感のなかで、ただちに全国的に徹底したカンパ運動をおこす。

1960・6・30

うら

大之浦労組　教宣部

(イ)、組織内カンパに全力をあげ、臨時大会決定の年間五0円カンパ及びそれ以上の自由カンパを今月一に行ない、対策委員会を設けて早急に処理する。

(ロ)、学生、学者、市民の犠牲者に対し口民会議の場において集められた見舞金、義捐金は口民会議に対策委員会を設けて犠牲者に分配する。

(2) 約二千万の署名を獲得した請願。抗議の署名運動は、いま保守的な人々の間に次第に広がりつつあるからつよくこれを諸行動と結合して推進する。

(3) 月末にかけて、口鉄。全逓。全電通。日教組等に大規模な処分弾圧が予想される。この弾圧に対して徹底的な反撃斗争を行う。その為口民会議として関係当局に申入れ等を事前に行い、必要に応じてデモ等を集中する。

(4) 七月二日、不当弾圧反対と犠牲者に関する抗議のため、全単産一斉に統一行動を行う。東京においては三十万の大動員による集会を行う。

(5) 七月以降、政党。学者。学生と協力して、全口もれなく報告会。演説会を行う。そのために事前に詳細な計画をたてる。

(6) ただちに、これまでの安保斗争の総括的な宣伝紙を大量につくり、全労働者が故郷に手紙をだす運動を組織する。この中で、特に選挙の時は○○候補に投票するように依頼することも併せ行う。

(7) 労働者が夏、帰郷するときにかならずこの安保斗争における岸内閣、自民党の黒幕と新安保の性格および選挙について帰郷先で両親・親せきと語り合うように指導する。

(8) 夏休み帰省する学生と、地域の労働組合の意見が対立し、口民的な結集が弱められないように、とくに全学連に対して統一行動の発展にそった言動を行うよう要請する。

(9) アメリカのなかでも、私たちの斗争を支持している人達が多勢いて、コンロン報告も再認識されつつあるからとくに、AFL・CIOに安保斗争の真相についてアピールし協力を要請する。

あわせて、日本口民の平和と民主々義の斗争を口際的にアピールする。

戦術委員会（六・二四）は、総評単産代表者会議で決定したこれからの安保斗争についての方針を確認、今後の斗いを推進することを決定した。よって次のとおり指示する。

記

一、第二十六回大会が決定した

1、安保体制打破勢力の結集を一時的なものとしてはならない。さらに発展強化して総選挙に臨み民主勢力の構えとするとともに日常の運動にこの経験が生まれて恒久的なものとするために努力する。

2、安保体制打破と合理化反対は今後もわれわれの斗いの重要指標であるからこの理解と認識を深めるための努力はさらに引続き行うこととする。

以上の決定を単産代表者会議で決定した当面の行動に結合させ、支部の創意によっての集会、行動を計画実施するとともに上部組織が計画する集会、行動には積極的に参加せよ。

尚、犠牲者救済五0円カンパについての徴収はあらためて指示する。

七月二日の統一行動については改めて指示する。

以上

〔注〕六月三0日午後二時　丸変労よりの電話指示

七月二日の統一行動については実力行使は行わない

以上

ニューズ
9

会社なお検討中と額の提示をせず

組合 八日正午の期限付回答を要求

6日

上期々末手当斗争は六月二十日に要求書を提出以来、六月二十六日、七月四日と過去三回の団交を重ねて来たが、会社はいずれも炭界の不況や会社の経理事情を理由に回答をさけ、検討中であるとして具体的な額さえ示さず、交渉は全然進展をしていない状態である。

現在会社側は中央において労務部長会議を開いている模様であるが、炭労大手各社は炭労の方針に基き、去る五日一斉に八日正午迄の期限付回答を申入れた。

当労組においては一日おくれた六日の第四回団交において期限付回答の申入れ書を手交した。

従って会社回答不誠の場合われわれは実力をもって獲得しなければならない状態になってくるが、その具体的な戦術については十一日からの中斗で討議決される。

上期々末手当要求獲得の 長期斗争体制を固めよう！

ー第四回団交の概要ー

六日の第四回団交は午后一時半より第一会議室において開かれた。

この日の団交に会社側は「勤労部長は上京中、次長は渡米」ということで勤労課長、同副長（二名）、同主任の四名しか出席しておらず、冒頭組合より「相手はわれわれにとっては重大な問題であるのに、何故、来るべき重役が出席しないのか」と抗議して交渉に入った。

続いて組合より「本日具体的に回答してもらいたい」と回答を求めたが、会社は「当社の現状からいって要求に応じかたい考えである。しかし他社との関連もあり、打合せもあるということで本日迄来ているが、本日回答の成案にはなっていない。勤労部長も上京して本日から中央における話合いに出席されているので、中央から連絡があろうと思う。その状況をみないと本日にわれわれに具体的に回答を出すというわけにはいかないので了承願いたい。」と依然として額の回答を出さないため、組合は「期末手当は毎年のことである。われわれは来月初めにもらいたいと考えているし、未だに回答が出来ないとは残念である。他産業はすでに例年を上廻る回答がなされている現在、一日も早く出すよう努力されたい。われわれは本日ここに八日正午迄の期限付回答を申入れる」と申入れ書を手交、午后二時団交を打切った。

ー他社も同様の経過ー

他十三社も、炭労の方針通り御手交渉をもってきたが、当労組と同様、全然額の提示がないので、それぞれ八日正午までの期限付回答の申入れを行った。

以上

1960・7・7

大之浦労組 教宣部

ニューズ
10

有給休暇の買上げ
ロッカーショベルRS20型
等で交渉続行

※ ロッカーショベルRS二〇型（木函使用）導入や、有給休暇の買上げなど現在交渉をもってい ※
※ るが、その会社側要求交渉経過概要は次の通り ※

―ロッカーショベルRS20型・RS45型交渉経過―

ロッカーショベルR・S二〇型（木函使用）R・S四五型導入については、昭和三五年六月二〇日会社よりこれが使用について申入れがなされた。その提案要旨については左記の通りである。

※ 会社の提案

R・S20型を木製炭車に使用する場合の賃金取扱い

1、次の通りいわゆる新旧操作二本建制により、新賃金を計算する

①切取断面一立方米当り積込使用時間

	砂岩頁岩砂質頁岩	石層
新操作（手積込によらなければならない部分の手積込所要時間を含む）	二五分	一八分
旧操作（手積込）	五六分	四十分
②前収（現代、雑作業等を含む）	四七〇円	四五二円
R・S45型		
①新操作（手積込によらなければならない部分の手積込所要時間を含む）	二〇分	一四分
②前収（三四年十二月～三五年五月）	五六二円	五四一円

2、習熟期間

四日以内とする。この期間中の賃金については、前記の前収を支給する。

3、実施期間

三五年六月二五日からぜひ実施したい。

RS20型とR・S45型の仕様比較

	R・S 20型	R・S 45型
バケット容量	$0.17m^3$	$0.17m^3$
積込能力	$0.6 \sim 1.0\,m^3/min$	$1.3 \sim 1.8\,m^3/min$
積込サイクル所要時間	6Sec	7Sec
レールゲージ（標準）	610mm	610mm
エア・モーター	AMP35型 7.5^{HP}×2	7.5PS×2 5PS×1
使用空気圧	$4.5 \sim 7\,kg/cm^2$	$4.^5 \sim 7\,kg/cm^2$
空気消費量（ピーク時）	$1.^9 \sim 2.^8\,m^3/min$	$6.^6 \sim 10\,m^3/min$
給気ホース	$25.^4mm$	32mm
所要コンプレッサー	30^{HP}	30^{HP}
全重量	2.000^{kg}	約4.000^{kg}
コンベヤーベルト巾		500mm

註、RS45はRS20に比し改善された点

イ、ベルト、コンベアーが附加されたので手待時間中に積込作業が出来る

ロ、中かき作業の必要がなくなった

ハ、機械積込範囲が拡がった

ニ、バケットを突込む力が強くなった

1960・7・8

大之浦労組教宣部

以上の提案に対し、更に二十五日団交に亘って説明がなされた。

この提案に対しR・S20型の木函積込み及びR・S45型については全然未経験であり実際の運転状況を見るため二班交替で新潟において見学を行った。組合は直ちに前回決定したR・S20型の鉄函採用及び今回の見学により職場担当執行委員及び本部[illegible]合同による部会をもち検討を行った結果、次の結論に達した。

一、ショベル導入による矛盾点

1、機械と人力による調整はどのように考へるか
2、木函のカキならしは必要ないという事、ズリの処理はどのように考えているか
3、機械作動中は手積込みは出来ない。この間の考え方について
4、故障調整についてどのように考えているか
（鉄函の場合は木函の二、三倍である。それだけ木函は簡単である）
5、ロッカーショベルによる函の出し入れの方が能率があがる
6、以上によっての次の能率算出は妥当でない
7、前回決定時積込み時間をつけた場合、調整し合うということは、組合としては同じと考えている
8、函廻りについてどのように考えているか、具体的に説明せよ

二、基本的な考え方

1、操作の積込時間については、過当づけは時間算出であり当然検討する
2、函繰替についても右に同じ
3、前段賃金については全組班の平均とする
4、試験期間については前回決定の理解から、直ちに操作に取りくむ以上の組合協議により七月四日に午後四時より交渉を開いたが、その内容については会社は機械能力率による机上の考えだけであり、前回提案に対する主張は変らなかった。

七月六日、三回目の交渉を開催

会社は操作について

R・S20型	岩石坑	一五分を	一六分に
	五層坑	一八分を	一九分に
R・S45型	岩石坑	二〇分を	二一分に
	五層坑	一四分を	一五分に

それぞれ前回提案より一分加算を提出

試験期間については四日間を六日間に変更、前段賃金については前回通りであり岩石坑道の算定に当っては、過去六ヶ月毎に各坑の水平坑道の平均一人一方当りを岩石一方に改訂する。

五層の水平坑道賃金に当っては別途協議とする

イ、炭層の賃出についてはロッカーショベルは除く
ロ、実施期間は六ヶ月間とする

（註）前段の考え方は、スラッシャーローダーと同じである。五層の場合の別途協議は実績があまりないので算式の考え方としては

$$\text{岩石坑道平均賃} \times \frac{\text{五層坑道標準賃}}{\text{岩石坑道標準賃}} = \text{前段（五層）}$$

以上の提案がなされたが、双方検討するということで散会した。

◇ 鉱員年次有給休暇買上げ交渉経過

有給休暇会社買上げについては、五月九日その実施要領案が会社より提案がされた。その内容については次の通りである

会社提案の内容

一、年次有給休暇（以下単に年休という）買上げ日数

昭和三十五年四月一日から、昭和三十六年三月三十一日迄の間の本人年休発生日数中、三割程度に相当する日数を垂劣に買上げる。

二、基礎賃金

当年十月一日、決定の各人健保日額。

三、実施期間

取敢ず三十五年四月一日から三十六年三月三十一日迄の間の年休取得資格発生者について実施する。

「註」　細部取扱

（1）、申込　やむをえない事由により買上げ日数の変更を希望する者は採用日の属する月の翌月十日までに労務係に申出ることとする。

（2）、支払　毎月二十五日、給料の用紙を使用し臨時給与として税を徴収する。

（3）、会計整理　平均賃金、健保日額算定の基礎には含めない。

以上の提案に対し、五月十一日第一回の交渉を開いた。

席上、組合は、有給休暇買上げの理由について会社に質問をおこなった。会社は三十五年度を乗切るためには、就業率の向上が必要であり、そのためには有給休暇の買上げに御協力ねがいたいと強調した。

更に六月十六日第二回の交渉を行ったが、会社より提案要旨についてのみ説明がなされた。組合はこれに対し、六月十七日執行委員会においてこれが検討を行った結果次の如き結論に至った。

１、事前買上げについては反対である。

２、最低法定数は残す。

３、事前、事後を問わず買上げる。

４、希望者を対象とする。

以上の諸論にもとずき、六月二十七日第三回交渉を開いた。

当初、会社は、話合いがながくなれば、三カ月分というようにまとまり、資金繰りも困難になってゆくので早期に解決したいと要請した。組合は前記四点の組合基本方針をのべ、併せて他社の実例もあげた。

これに対し会社は

１、事前買上げ反対については、事後買上げを行った場合、就業率向上は一％程度になり、事前買上げの三％上昇に比較して効果がない、又資金繰りについても事前買上げの場合、約三、五〇〇万円になり、事後買上げについては見通しがない。

２、最低法定数は残すということについては、（別表）勤続十三年以上では、法定外日数は四日となり、十七年以上になると二日となる。又勤続十三年以上の人は割合有給を行使しない人が多い。

３、事前、事後を問わず買上げることについては、就業率向上の効果がなく資金繰りについても困難である。

４、希望買上げについては、会社は三十五年度をいかに乗切るかで苦慮している。就業率向上のためには一率三割程度の買上げの方が効果的である。

以上、四点について繰返し、全従業員についての協力を要請してきたが、組合は、この他次の質疑を行った。

組合

１、有給休暇取得算定日数には入れないのか。

２、平均賃金算定には入れないのか。

３、支払方法についてはどのように考えているのか。

会社

１、算定日数には加へる。

２、繰越しているなかにおいて、これを入れると重動になる。各社をみても入れていない。

３、毎月二十五日に出勤ほう賞金の名目で支払う。

七月七日、第四回交渉は午前十一時より開いた。

冒頭、組合より「会社が今回行おうとする有給休暇買上げは、厂史的に或は社会的からいっても逆行している。また、保安上からいっても問題があるし、ながい慣行性から考えても、希望者という事にしてもらいたい。事後についても会社は固執せず買上げるようにしてもらいたい。

人間の作業に伴う体力には基準がある。拘束しない方が保安上や本人の体質上からいっても無理が生じない。事前買上げをしなくても残す人は残すという事が出てくる。

　会社は企業的にのみ考えるが、買上げられた者は其の後の作業の中において休養をとる余暇がない。現実の問題として妥結するとすれば、組合がいっている事前、事後を問わず本人の希望によって買上げなければならないしと主張した。

　これに対し会社は「事後買上げについては、古いものから使用してゆけば解消される問題であるし、法定日数についてのみ、妥結すれば結果は生まれてくるしと反論をくわえてきたが。

組合は更に希望案を次のように明らかにした。

１、年次有給休暇取得日数には算入する。

２、平均賃金と健保日額算定基礎については日数との関連から考えてゆきたい。

３、支払日については二十五日とする。

尚、期限については昭和三十五年四月一日より三十六年三月末とする。三十六年分買上げについて事前、事後をどのようにするかは事前に話合いたいと考えは変らず。

組合は、法は最低であり、われわれが有給の必要性から考えて獲得し、これを行使するのはわれわれの権利であり将来するのは妥当でない。買上げるならば、事前、事後を問わず、希望によって行われるべきである。企業来切りにわれわれの権利を剥脱するのは反対であると主張、四回の交渉を打切った。

（別　表）

有給休暇法定日数表

勤続年数	有給日数	法定日数	差引 法定外日数	会社提案の三割（四捨五入）
満1年	12	6	6	4
2年	12	7	5	4
3年	13	8	5	4
4年	14	9	5	4
5年	15	10	5	5
6年	16	11	5	5
7年	17	12	5	5
8年	18	13	5	5
9年	19	14	5	6
10年	20	15	5	6
11年	21	16	5	6
12年	22	17	5	7
13年	22	18	4	7
14年	22	19	3	7
15年	22	20	2	7
16年	22	20	2	7
17年	22	20	2	7

ニューズ

11

五日 会社に要求し説明

―会社回答如何では強力に斗う！

※組合としては、七月五日の執行委員会で、営繕予算を具体的に要求する諸項目を次のように決め、七月五日会社に要求申入れと説明を行い、続く七日、会社の質問に答えた。※

※今は交渉を継続し要求を獲得することにしているが、交渉の推移によっては、機関にはかり強力な斗いを展開することにしている。※

組合 営繕予算を具体化した福利厚生要求を出す

貝島労組発一号
昭和三十五年七月四日

貝島大之浦炭礦労働組合
組合長　横田　華

貝島炭礦株式会社
専務取締役　本松　常雄　殿

要求書

福利厚生の諸施設は貝島労働組合員及び家族の日常生活に密接なる関係のあることは貴方も知悉するところであります。殊に、居住区の環境改善は当方としては組合員の切実なる要求であり、貴方に於てもこれら諸施設の完璧を期することは、当然の事と了察します。従って貴方の誠意ある回答を求めるため、左記の通り要求致します。

記

一、新坑隣保所の移転改築
一、老朽社宅の改造
一、排水溝の整備
一、外柵の補修
一、塵芥箱の整備
一、糞尿処理場の整備
一、屋根の葺替えを完全にせよ
一、道路の補修を完全にせよ
一、共同洗濯場の新設をせよ
一、電灯の質の向上を図れ

各支部別の要求項目

一、旧西五坑鉱害地区の社宅補修を完全にせよ
一、新町浴場ジョウキパイプ配管を完備せよ
一、菅町給水タンクを増設せよ
一、水道の主管の取替えをせよ（新坑）
一、スレート屋根の炊事場の天井を完全にせよ（二坑、五坑）
一、中央タンク増設せよ（二坑）
一、上町道路補修
一、上町地区消化タンクを新設せよ
一、桜山地区浴場ボイラーを取替えよ（五坑）
一、板深区浴場を改修せよ
一、五区立石地区の道路補修並びに排水溝を完備せよ
一、板深地区の水道管の取り替えをせよ（六坑）

以上

1960・7・9

大之浦労組 教宣部

ニュース

12

昭三五・七・九

大之浦労組　教宣部

会社　二坑に浮選機設置を提案

組合、九日に説明をきき検討に入る

七月七日、会社より「二坑に浮選機を設置したい」との申入れがあったので、組合は、九日午前十時より一応説明を聞くことにし、当該支部と本部が第一会議室に出向いた。

申入れの内容は次の通り

会社　新坑に浮選機が設置してありますが、非常に良い結果を得ていますので、二坑にも早急に設置したいと考えていますので、宜しく御協力を願いたい

工事起工　七月二十日
〃完成　九月三十日　（試運転完了を含む）
営業運転　十月一日
目的　浮選機を設置することによつて、従来の沈殿微粉を上質化し営業上の効果をあげたい。このことは他社も新坑の浮選機を見学し、実行に移し石炭界の趨勢となつている。
能力　一時間に一五トン～一六トンを精製
費用　七・五〇〇万円
　内訳　基礎関係　二五〇万円
　　　　機械関係　七・二五〇万円
規模　新坑施設の約三分の二で、工事面積は二七〇平方米
人員　工事完成後、作業に必要な人員は外操二名、外修二名
〔註〕必要人員については内部で操作を行い増員はしない。尚この事については、坑支部間で話合う

以上の提案がなされたが、これに対し組合は若干の質問を行い検討することになつている

第二坑浮選機設備鳥瞰図

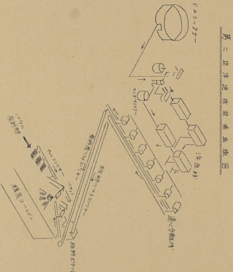
ドルシックナー
浮選機
コンディショナー
遠心分離機
細粉ベルトコンベヤー
原料炭ベルトコンベヤー
メッシュコンベヤー
バケット
原料粉
精炭コールビン
細粉ポケット

ニュース

13

炭労中斗発第二五三号
一九六〇年七月六日

各地方本部
各支部　斗争委員長　殿
各企業連

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

岸内閣早期退陣・岸亜流政権絶対反対・国会即時解散・不当処分の撤回・新安保反対に関する行動指令

臨時地区代表者会議で決定した「当面の斗争計画」

日本の労働運動にとっても、平和と民主々義を守る国民運動にとっても、今回の安保条約改定阻止斗争は正に画期的なものであった。

この斗いの中で私たちも多くの犠牲を払ったが、その成果ははかり知れない大きなものであった。巨大な権力機構と真正面から対決し、そのもてる力を総動員した岸内閣と自民党ですらも、衆議院では警察力による単独採決、参議院では自然承認、関係法案の抜き打ち採決、国会麻痺と恥ずかし批准をなし、すべて大衆行動を恐れる余りの醜態の限りであった。

全国津々浦々から各階層を結集したもり上りは、日を追って高まり、岸首相には辞職を切らせ、岸内閣の崩壊は目前に迫り、近く衆議院の解散を斗いとるまでに迫ってきた。

これらの成果を高く評価しつつ「批准が終った」という敗北感を一掃し、この広い国民的な結集があれば、新安保条約の実効はないし、いま斗っている巾が広ければ広いほど、深ければ深いほど、それだけ早く安保体制を崩すことが出来るという確信をもって、更に斗い続ける。

この巾広い大衆のもり上りを、更に深く地についた運動にしてゆくことが、これからの斗いのねらいであり、来るべき総選挙斗争では、この運動の真価を問われるものであり、いまこそもり上った雰囲気を下に根をおろして、安保斗争の数々の成果を具体的な回答として引出さなければならない。そのために斗いの波をゆるめず、当面次の行動を組む。

一、第二十一次統一行動を七月十日から十五日の間に設定する。

この行動の目標は、新安保条約のもつ侵略的な本質と、その成立過程にみられたファッショ的な手続きを訴えると共に、吾々はこのような新安保を認めない決意を表明し、更には岸内閣の早期退陣とその亜流政権絶対反対、国会の即時解散と不当処分の撤回を目指して生産点における抗議行動と、大衆行動を組織する。

二、第二十一次統一行動の具体的行動を次の通りとする。

1、七月十日（日）午后一時より神奈川県大和市においてＵ２ジェット機の撤去を中心として抗議大会を行う。

2、七月十日より十五日の間に全国各地域で、或いはブロック毎に、新安保成立の首謀者追放、国会即時解散を目指す大集会を行う。

3、国鉄労働組合に対する弾圧、ハガチー事件をめぐる不当逮捕、大阪の六・二五デモに対する警官の暴行など一連の弾圧に反対するため、国鉄労組に処分が発表された翌日、民間単産は三十分の時限スト、官公労は三十分の時間内職場大会を行い、抗議と激励を行う。

4、七月十四日には、この頃国会において首班指名が行われる見通しなので、これに対する吾々の主張をいれれば、国会即時解散をめざして、全国的な統一行動を設定する。

各単産は始業時間より三十分の時間内職場大会と、これに見合う時限ストを行い、全国至るところで地域集会を開く。

東京では午后五時半より国会周辺に九万（五号動員の三倍）の動員を中心に全国動員を行い「岸亜流政権反対、新安保不承認、不当弾圧粉砕、国会即時解散要求国民大会」を二十万名の参加をもって行い、吾々の強い意志を示すと共に、デモ行進を行う。

うら

1960・7・9

大之浦労組　教宣部

5、地域活動を強化し、更に安保斗争を拡大し、根を下すため、多くの学者、文化人の協力を得て、地域で多彩な集会を計画する。（真相報告会、安保体制下の経済問題、安保、三池の記録映画等）特に問題のある地域には重点的に全国オルグを常駐せしめるようにする。全国オルグは九日から配置につくようにする。このため八日に全国オルグの打合わせを行う。

三、第二十一次統一行動後の計画は次の通り

1、七月二十二日はマ書簡によってスト权のはく奪された日であり、この日を前後して国公、地公を中心として人事院に対する「マ書簡化し勧告を出すな」という抗議の大衆行動を組織する。

戦術委員会（七、六）は総評単産代表者会議で決定した「当面の斗争計画」を確認し、その斗争計画にもとづいて斗いを推進することを決定した。

よって左記の通り指令する。

記

一、七月十日より十五日の間、全国各地域で、あるいはブロック毎に開催される大集会に各支部は積極的に参加せよ。

二、今次斗争をめぐる当局の暴行など一連の弾圧に反対するため、国鉄労組に処分が発表された翌日（翌日が日曜日の場合は月曜日）各支部は休憩時間、時間外を利用し一時間の抗議職場大会を開催し、抗議と激励を打電せよ。

（抗議先）

イ、国鉄、郵政省、弾圧を行った当局及び政府に抗議する。

ロ、ハガチー事件をめぐる川鉄、八欧電機、労組員の不当逮捕に抗議し、警視総監小倉謙（東京都千代田区霞ヶ関）に抗議する。

ハ、六月二十五日の大阪デモに対する警官の暴行に抗議して、大阪府警本部長、鹿野徳次郎及び、同公安委員長春日識（大阪市東区大手前町九）に抗議する。

（激励先）

イ、弾圧をうけた組合

ロ、日本鋼管川鉄労組（川崎市鋼管通り三の二五） 八欧電機労組（川崎市末長一、一一六）

ハ、大阪府民共斗（大阪市北区高垣町七〇 PLP会館内）

三、七月十四日国会において首班指名が行われる見通しであり、これに対するわれわれの主張を斗いとるため各支部は休憩時間、時間外等を利用し一時間の職場大会を開催せよ。また、当日の各地域における集会に積極的に参加せよ。

四、地域活動を強化、安保斗争を拡大するための各支部の創意による活動を展開せよ。

五、各支部は、七月二十二日の官公労を中心とする抗議行動に積極的に参加せよ。

以上

ニューズ

14

三池斗争

会社とぐるになった裁判所の仮処分（港務所）決定

共斗会議　憲法に違反する決定には従えぬ——

× 憲法に違反し労働組合の存在さえ否定するホッパー周辺の立入禁止仮処分執行吏保管を含めて、七日午后一時福岡地裁中池判事が決定通告を組合に行ってきた。決定の理由は後出のように、所轄官庁の鉱山監督保安部でさえ否定した。自然発火。をその理由にとりあげている。この決定は安保反対斗争でもり上りアイクの訪日を中止させ、岸退陣をやむなくさした国民大衆、なかんずくその中心部隊である労働者階級への公然たる挑戦にほかならない。炭労及び総評、三池労組はかかる不法な決定には当然従う義務がないことを明らかにし、ホッパーを守って斗いぬく綱領の声明を発した。尚、八日午后一時から原専門委員長を中心に指導委員会を開き具体的な方針、戦術を決定する予定である。

警官導入のため執行吏保管など

中池裁判長ほか二名の陪席判事は六月四日会社側が申請したホッパー周辺の執行吏保管による立入禁止仮処分申請を審議していたが、七日午后一時会社申請そのものともいえる決定を行った。その主文は 1、ホッパー周辺を執行吏保管にうつす　2、執行吏はそれを会社に使用させる（ベルト輸送など）3、組合員、外部団体など一切のものは立入ってはいけない　4、ホッパーぴケ小屋を撤去しろ　5、ぴケ小屋を組合が撤去しなければ（送達の日の翌日から三日以内）執行吏はこれを撤去する～警官の大動員で　6、訴訟費用は組合の負担とする。

自ら認めた事を否定

裁判官は仮処分決定の理由を自然発火の危険があること、業務の正常な運営を阻害して経営上の損害を与えていること、ホッパー周辺で暴力事件が発生していること、とあげているが全くこじつけもはなはだしい。

何故なら会社がいう自然発火説については、さきに組合がもしその事実があれば組合は出炭に協力しようと会社に団交を申入れたにもかかわらず、これを拒否した事実。鉱山保安監督部も自然発火のおそれはないと認定した事実。また会社自ら自然発火がウソであることを立証するかのように、大量の発火源ーマッチを坑内に搬入しようとしたことなどをみても、仮処分決定にいたる前、裁判官すら「自然発火」は申請の理由としては不適当と認める態度を示しながら、決定にはこれを重要な理由にしている。

裁判官全く会社とグル

このことは第二項という経営上の損害の点では仮処分決定の理由と成らないため、なぜなら労使のあらそいーストライキは経営上の損害を与えることをその目的とする以上当然な事である。これらのこじつけ判決は、あきらかに裁判所が炭鉱に組し司法の中立を放棄、独占資本に奉仕した姿をみることができる。七日に仮処分をだすと五日裁判所が組合に連絡した以前に、会社側は裁判所および何事かを連絡している。又六日会社は公然と執行吏保管の判決が出ると発表した事実などをみても、裁判所は会社と合議し判決したと判断できる。

反動判決には従えぬ（声明）

総評、炭労指導委員会、三池労組はこの反動判決に対し絶対にホッパーを守って斗いぬく共同声明を発した。

一、福岡地裁のだした仮処分決定は、憲法の保障した争議権を裁判所の名において破壊しようとするものであり、日本の全労働者階級に対する悪意にみちた「挑戦状」である。我々は斯かる憲法に違反した無効な決定を断じて許すことができない。この決定にもとづきもし不当な国家の暴力行使が行われるならば、それによって生ずる事態の責任は、あげて裁判所に帰すべきである。

二、仮処分手続きの中で、三井鉱山の行った史上まれにみる悪質かつ大規模な不当労働行為の全貌があきらかとなった。それにも拘らず、この点に関する我々の主張を全く無視して忌避された裁判官が、急きょ仮処分決定を出したのは、法の名において団結破壊を企図したものであることが今や明白となった。

三、裁判所、警察、三井鉱山が一体となったかかる弾圧は、久保さん、樺さんを虐殺したあくなき暴力と全く同質であり、安保体制強化のための反動政策の集約である。我々は断固として高くかかげられた団結の旗

～うら

1960・7・11

大之浦労組　教宣部

を日本の全労働者および国民とともにかたく守り抜きぬく者の生活と権利を剥奪する暴挙に最大限の抗議行動を行う。

生命を賭して斗う！

三池支部灰原書記長は「今さら反動政権下の裁判所が非民主的独善的であるかをいやという程知った。かつて中労委会長中山さんは、斗争途上の分裂第二組合くは認められない、といっておられたが、今度の場合は指名解雇という独裁政策の上に、労働組合や団結そのものを認めないやりかたで数々の不当労働行為をなし、一方組合側との間に締結した完全雇傭を含む協定を一方的に破棄し、あまつさえ既得斗争のみの責任を追及している。裁判所はこれらの事実は全く考慮にいれず仮処分を出している。組合としてこれに黙ってしたがうわけにはいかない。

資本家の出張所と化したことは、国民の立場からも許しておくことはできない。安保と結合した三池を再確認し三池の組合員と家族はこの権力と徹底的に、生命をかけて斗う決意である。

九州炭労傘下の労働者、家族の皆さん！労働組合運動の民主的諸権利を守り、憲法に違反する仮処分粉砕まで、一段の支援と共斗を訴えます」

コソ猫船団新港へ向う

五日新港埠頭に資材揚げを企図した会社、組合の海上説得隊のピケによって阻止された会社は再び七日新港泥棒ネコの行為をやった。特に前回会社は警察を使い第二組合のスト破りを援衛させることに失敗したことを考えたのか、警察は今回これまた泥ネコの仕業で新港埠頭構内にもぐりこみ、組合の説得を防害した。七日午前二時半資材をつみこんだ四隻とそれを護衛する大型船五隻計九隻分が、島原港を出港新港に向った。これより早く警官隊は南新港埠頭構内に一ヶ大隊がはいりこみ、会社、第二の保護体制をとった。

資材をつんだぎ、とんま

この動きを知った組合は海上で阻止するため、十隻の大型船と七隻の小舟を新港沖に配置した。午前六時、スキャップ船と海上説得隊が遭遇したところスキャップ船団はひき返り投石しその上大勢丸は強大なポンプで放水し説得を妨害した。

この間スキを狙って資材船団四隻のうち一隻（大勢丸）が接岸し、警官隊と会社に守られて陸あげをはじめた。しかし他の三隻はピケに阻止され接岸することができずいずれも八時半頃引あげた。

この事件で組合側に三池港湾支部坪川指令部長など数十名が投石のため負傷した。組合は五日と同じく警察側が、会社、第二の投石、放水を禁ずるといいながら、目の前で彼らが行う不法行為を傍観したことに対してげん重な抗議を行う予定である。

以上

ニューズ

15

会社提案を不満とし再考を促す

ロッカ・ショベルRS20型、RS45型

――その後の交渉経過――

ロッカ・ショベルRS20型（木函使用）RS45型導入についての交渉経過については、既報（ニュース十号）の通りであるが、七月八日組合は基本的な考え方をまとめ、第六回（七、八）、第七回（七、一三）と交渉をおこない会社に再考を促した。

交渉のあらまし

第六回団交を七月八日午后五時より行った。

会社は始終提案の妥当性を机上の計算により固執したのに対し、組合は大局的にこれに反論したなかで次の考え方を述べ、会社に検討を要請、午后六時二十分団交を終へた。

組合側要求

一、RS20型（木函使用）RS45型、使用の場合の賃金取扱い

1、新旧操作（二本建制）により請負給を計算する。

①RS20型の場合

イ、切取断面一立方米当り積込使用時間
砂岩、頁岩、砂質頁岩　三五分
互　層　二五分

ロ、前　収
砂岩、頁岩、砂質頁岩
各坑、掘進夫、A請負給過去六ヵ月間の実績とする。
互　層
各坑、掘進夫、B請負給過去六ヵ月間の実績とする。

ハ、前収金額については六ヵ月毎に改定する。
右前収算出についてはその都度改定する。
（ショベル個所をどうするかも含めて）

②RS45型

イ、切取断面一立方米当り積込使用時間
砂岩、頁岩、砂質頁岩　三五分
互　層　二五分

ロ、前　収
砂岩、頁岩、砂質頁岩
各坑、掘進夫　A請負給過去六ヵ月間の実績とする。
互　層
各坑、掘進夫　B請負給過去六ヵ月間の実績とする。

ハ、前収金額については六ヵ月毎に改定する
右前収算出についてはその都度改定する
（ショベル個所をどうするかも含めて）

二、習熟期間
六日を原則とする

三、その他

1、廃車　全技術的に可能な廃車をする。
2、圧風配　支障のないようにする。
（坑に於ては、曲片まで三吋パイプを敷設する）
3、車道拡幅　車道大工を使用する。
4、人選　組合の意見を尊重して適切な人選を行う。
5、故障　故障の都度のなかで坑、支部間で協議する。
6、検収　坑、支部間で協議する。
7、発破　民規でない場合は使用しない。
8、その他　労働条件に関係のある事項については、坑、支部間で話合う。

以上

七月十三日、午后五時より第七回団交を行い、会社は組合要求のRS20型とRS45型の同じ分数を了解しかねる。

又前収についても使用するヵ所が固定しているので、水平坑道の賃金が妥当であると、前回同様に固執したのに対し、組合は賃金面から見た場合、手積込みより機械使用の方が低下した事実があり、それで45型の場合は積込機械をしてそれをカバーしたものと見なした前収にしてもローダーと同様の考え方に立つべきだと反発、

会社は問題検討ののち修正案として次の提案をした

1960・7・15

うらへ

大之浦労組教宣部

ロッカ・ショベル30型
砂岩、頁岩、砂質頁岩　二八分
互　層　二〇分
ＲＳ45型
砂岩、頁岩、砂質頁岩　一三分
互　層　一六分
前　収　水平坑道掘進夫Ａ、Ｂの六ヵ月間の実績請負給とする。
六ヵ月ごとに話合う
習熟期間　六日以内とし、前収補償を支給する。
その他
①配　車　円滑なる配車を行うよう留意する
②圧気機　エアーについては支障のないよう努力する
③車道乗務　車道乗務については、車道大工を使用するよう努力する
④人　選　組合の意見をきいて適正な人選を行う
⑤故　障　試験を含めて操作を考えている
⑥検　収　ロッカ・ショベルを坑外にあげて、修理する場合には別個に検収する
⑦使　途　大体において13アーチ以上の坑道で出来る限り使用にする
⑧その他　労働条件に関係あることは話合う

注
１、前収は六ヵ月経過ごとに六ヵ月間の水平坑道Ａ掘進夫一人一方当り賃金とする
各坑一斉に改定する
２、前収の額については前回協定通り
３、水平坑道Ａ掘進夫請負給の実績がない場合は前期の前収を踏襲する
４、水平坑道Ａ掘進請負給の実働稼動日数連続して三十日未満の場合は実績として取扱いはない
５、実績の算出についてはＲＳ掘進ヵ所は除く
したがってＲＳヵ所のみの場合は前期を踏襲する
６、実施期間は六ヵ月とする

組合はこの要求に対し、②圧気機について具体的でない。⑤故障を操作に含めることは反対。⑥検収について不明確。⑦使途を主体とすべきだ等全面的に不満の意をあらわし、会社の再考を促し午后九時団交を終った。

以上

ニュース

16

ロッカ・ショベルの導入

夜を徹した代表者折衝で

了解点に達す

ロッカ、ショベル導入については、会社、組合、双方筋をとおした交渉を重ねること数次に及び、それぞれの論議を言い尽したなかで、七月十四日第八回団交をもった。

その交渉は、会社が若干進展した提案を行ってきたので大詰となり、夜を徹して行われ十五日午前六時半、次の了解点に達した。

交渉のあらまし

会社は第三次案の大綱を固執したなかで、その他の項、(1)、配車については円滑な配車を行うよう努力する。(2)、エアーについては使用する個所には三吋パイプを設置する。と一部修正提案を行ってきたが、組合は大綱について逐次、交渉交渉は対立のまま進展のきざしをみなかった、そこで会社は、局面打開のため、代表者折衝の申入をしてきたので、組合はこれを交渉団会議に諮り、これを受入れ、十二時より代表者会議をもって精力的に交渉を行い、午前六時半、次の了解点に達した。

―確認事項―

一、掘進夫がR.S 20型（木製炭車）を使用する場合及びR.S 45型（鉄製炭車）を使用する場合、掘進査定検収基準の基準条件中積込作業については当分の間いわゆる新旧二本建運搬操作により請負給計算を行う。

の切取断面一立方米当り積込所要時間

	新積込所要時間（[illegible]）		旧積込所要時間	
	砂岩、頁岩、砂質頁岩	互層	砂岩頁岩 砂質頁岩	互層
R.S 20型（木製炭車）	31分	22分	56分	40分
R.S 45型（鉄製炭車）	28分	20分	56分	40分

(2) 前収（炭代及び雑作業給を含む請負給でいわゆる時間修正しないものをいう）

イ、昭和三十五年七月十八日から六ヵ月間は次の通り

砂岩、頁岩、砂質頁岩の前収については当該坑掘進夫水平坑道A作業の昭和三十五年三～五月間平均一人一方当り請負給実績による。

互層の前収については、砂岩、頁岩、砂質頁岩の前収に掘進夫請負給A方の標準率比を乗じたものとする。

	砂岩頁岩砂質頁岩	互層
新菅牟田坑	五六七円	五四六円
第二坑	五〇五円	四八六円
第五坑及び第六坑	別に定める	別に定める

ロ、六ヵ月経過後の取扱いについては更めて協議する。

二、習熟期間

七日以内とする。この期間中の請負給については右記一の(2)の前収を支給する。

三、配車

円滑なる配車を行うよう努力する。

四、圧風機の運転

支障が生じないよう努力する。

五、車道装置

本車道装置は車道大工を使用するよう努力する

六、その他の事項中協約条件に関係あるものについては話合う。

七、実施期間

昭和三十五年七月十八日（これを目途として各坑支部間で話合う）から同年十二月三十一日までとする。

以上

1960・7・19

大之浦労組 教宣部

ニューズ
17

炭労中斗発第一二五七号
一九六〇年七月十四日

各地方本部
各支部　斗争委員長　殿
各企業連

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員会　原　茂

上期々末手当斗争ストライキ準備指令

20日以降のスト体制を確立せよ！

一、六月二十日期末手当要求書提出以来、早期にかつ平和解決を念願して交渉を行ってきたが、八日を期限とした最終回答においても、各社は金額についての提案を行わず代表交渉という交渉方式のみの回答に終っている。

いうまでもなく他産業の大多数は期末手当が解決の状態にあり、しかもその妥結金額は昨年同期を上廻るものである。全体的にこのような状態にも拘わらず、石炭産業のみが今日なお未解決の状態にあるのみならず、一方においては各社の合理化攻撃が容赦なく加えられている実態は、あくどいまでに貪慾な資本の本質を暴露したものである。

二、中央斗争委員会（七、一四）は交渉の経過、現在の情勢について検討を行った結果

1、交渉全体における各社の態度は不満であるが、われわれの要求の正当性を主張し事態の平和解決を図るため、各社（宇部、大正を除く）提案の代表交渉に応じる。
三井については代表交渉に参加させるため積極的に努力する。
交渉期間を十六日からとし、その期間は三〜四日間とする。

2、宇部、大正については原則として交渉場所を中央とし併行交渉を行う。

3、代表交渉を強力に推進するため、また、最悪の事態に対処するために全支部にストライキ突入体制の確立を指令する。

4、代表交渉が決裂した場合直ちに中央斗争委員会が戦術を決定し、ストライキ突入は電報をもって指令する。

5、期末手当解決まで中央斗争委員は中央に駐在する。

との方針を決定した。
よって次のとおり指令する。

記

一、ストライキ突入体制の確立
各支部は七月二十日以降ストライキ突入体制を確立せよ。
突入期日、規模、方法は電報をもって指令する。

二、保安要員
各支部は二十日までに、従来の慣行に従い、保安要員の差出しについて機関決定せよ。

三、その他必要事項については、あらためて指令する。

以上

1960・7・19

ニュース
18

炭労中斗発第二五八号
一九六〇年七月十四日

各地方本部
各支部
各企業連
斗争委員長　殿

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

企業整備反対・不当弾圧反対
労働基本権確立に関する実力行使指令

総評は安保阻止統一斗争における労働者を中心とした全国民の斗いに対する政府、独占の大々的報復弾圧（国労、動力車労組、全逓労組への行政処分など）に対し（「全国民の支持をうけて、斗われた平和と民主々義を守るための、統一行動のいかなる弾圧もゆるさない」という、基本的態度のもとに実力行使を伴った弾圧反対の、統一行動を組織してきたし、さらに、七月二十二日には（「不当弾圧反対、労働基本権の確立（官公労二〇〇万労働者のスト権奪還斗争）の指標に安保総括評価、国会解散要求を決行させて、国公、地公労組は、早朝一時間の時間内職場大会、民間単産は時限ストライキ、時間内にくいこむ職場大会と全国的な地域集会の開催」を決定した第五十四回中央斗争委員会（七、一四）は、第二十六回臨時大会の「民主々義と労働者の基本権をまもるため、政府ならびに警察等一連の権力機関の弾圧と不当介入に対しては、炭労の統一ストライキをもって抗議する」との決定にもとづき、総評決定の指標に「(1)北炭、古河、雄別に加えられている十一万人首切り体制にもとづく、首切り攻撃への抗議　(2)首切り反対斗争への国家権力の不当介入、弾圧反対」の炭労独自の要求をくわえて、総評統一行動に参加することを決定した。

よって、つぎのとおり指令する。

記

一、斗争指標
企業整備反対、不当弾圧反対、労働基本権の確立。

二、ストライキの期日並びに規模
七月二十二日各番方開始時一時間五十分の時限ストライキに突入せよ。

三、保安要員
従来の慣行により、各支部で協議決定せよ。

四、通告書
大手十四社は、中央本部から手交（又は郵送）する外中小支部については地方本部より通告せよ。

五、各地方本部の行動
中小支部の統一行動については、各地方本部においてその指導を行え。

六、各支部は地区、地域で行われる集会に積極的に参加せよ。

以上

1960・7・20

大之浦労組教宣部

ニュース

19

期末手当斗争

二〇、〇〇〇円で妥結

十九日午后八時よりの代表折衝に於て会社より提示

期末手当交渉は十九日午后八時より労使双方代表者による折衝が行われたが、二十日午前六時三十分左記の如き提案がなされたので交渉は直ちに中斗を開きこれが検討の結果、了解する事を決定、期末手当交渉を終った

（二十日午前七時・十二時　組合長電話連絡による）

記

一、昭和三十五年三月三十一日現在々籍本雇鉱員（組合本部専従者及び西部派けん者を除く）一人平均一九、〇〇〇円（税込、ただし一、七〇〇円は手取り）プラス一、〇〇〇円（一時金・税込・財源総額に含む）を支給する。

二、配分については各山元において検討決定する。

三、昭和三十五年四月一日以降本雇鉱員として雇入れられた者で引続き支給日まで本雇鉱員として在籍する者に対し次の金額を支給する。

四月中に雇入れられた者　三、五〇〇円（税込）
五月中　〃　二、八〇〇円（〃）
六月中　〃　二、一〇〇円（〃）
七月中　〃　一、四〇〇円（〃）

四、其の他の事項については従前の取扱通りとする。

以上

尚、常傭・臨時夫については横田組合長と貝島炭礦代表者の間で交渉中

☆☆ 大之浦労組

教宣部 ☆☆

1960.7.20

「速報」

二十日午前三時中労委の斡旋申入書である

（これに対する炭労の態度については本日午後、中斗委員会に於て検討を行う）

（別紙

斡旋申入書

三井三池の争議は一触即発の危険な状態にある。中労委としてはこれを黙視する事はできない。

先記申入は極めて異例の処置ではあるが、極度に緊迫した事態を収拾する最善の方策と考えるので労使共いきがかりをすてて協力されたい。

記

一、前二回の斡旋案に示された構想を基礎にし、新しい事態の進展を考慮に入れて最終的な斡旋案を作成する、労使はこれに依つて本争議を解決する事とし、この最終案に対しては異議を申立てない。

二、右の斡旋案を作成する為に改めて充分に労使の主張を聴取する、その期間は一週間とする

三、この申入に対する諾否の回答は本日午後六時迄とする。

四、この申入受諾と同時に組合はピケを解き、会社は現在紛争中の仮処分の申請を取下げる。

尚斡旋案作成中は会社は生産を再開しない。

以上

七月二十日

中央労働委員会
斡旋員　藤林敬三
斡旋員　中山伊知郎

日本炭鉱労働組合
原　委員長　殿
三井鉱山株式会社
栗木　社長　殿

ニューズ

20

三池斗争

炭労あっせん案受諾を回答

会社・矛盾がひろがり態度きまらず

二十一日現在、会社はいまだに態度の決定に至っていない。これは三井鉱山内部に包みこまれている矛盾の激化のあらわれである。一方炭労、総評は中労委からの申入れに対して、労仂基本権を侵害しないことを斡旋の条件に含め、二十日、中労委が指定した時間に回答した。

三池現地では、中労委斡旋に対して組合員、家族は、偉大な労仂者の統一行動が彼等安眠者たちをして斡旋を行わざるを得なかった条件に追いこんだことを喜びながらも、もし、今回の斡旋が不満な場合は再び斗争にうつること、また、斡旋を仮に受諾することがあったとしても、本格的な斗いはそこからはじまる。と決意をあらたにしている。

総評々議員会も討議

二〇日午前三時中労委より提示された斡旋の申入れについて、炭労は現地指導委員会と密接な連絡をとりながら戦術委員会、中斗委員会、総評幹事会、総評評議員会などの諸会議を開いて、方針を討議した。もちろんこれは三池斗争が炭労の枠をこえ全労仂者の斗いに発展しているとき、炭労の又の方針できめられるべきものではないからである。

この討議の結果、中斗委員会は斡旋申入れに応ずることとし、次の回答を中労委に行った。

労仂基本権を確立して（回答書）

（前略）慎重にこれが諾否について討議致しました。

申入れについて、特に当方が懸念致しますことは「昭一」の内容（注、第二回の斡旋案に示された構想を基礎とし新しい事態の推移を考慮に入れて最終的な斡旋案を作成する。労使はこれによって本争議を解決することとし、この要求に対しては異議を申立てない）から判断して労仂基本権の侵害に及ぶおそれのあることです。すでに御承知のとおり、三池の斗いは労仂基本権の確立それ自体にあったのであります。つまり、不当首切り撤回こそが、全労仂者のみならずひろく国民各層の理解と支援をえているところです。この事態を御賢察いただき、ぜひ当方の懸念を斡旋の過程で払拭されることを強く希望して申入れに応じます。

闘犬にかまれる会社

会社側の苦悩は申入れ懸念を指示した二〇日午後六時には報道陣の目にも明らかになった。会社側の作戦本部は新館関係者の入室を禁じ、記者会見も当分行なわないことなどからして、山元幹部が斡旋に応ずることが会社側の敗北にそのまま通ずるとヒステリックに呼ぶ者にみられる。

もちろん炭労を脱退して全く会社の代弁機関になった新労、斗いの途中で仲間を裏切った労仂者集団の第二組合の焦りもまた同じく、口を開けば「早期解決」「われわれは早期解決のため第二組合を結成した」という手あいが、いまや「長期斗争」をいいだすありさまである。

三池新労は二一日午前一〇時すぎ、会社側の山の上クラブに多数が徒党を組んでおしかけ、早期解決のための中労委斡旋に応ずるな、と会社幹部を脅しあげ、午後三時すぎに至るまで山の上クラブ本館に坐りこむなど狂気の沙汰を行っている。これにはさすが次の市民もおどろき「なんちゅうこつじゃろか、今まで言っとったのは全部ウソばいな」とあきれていた。

斗いはこれからですたい

ホッパーピケ隊に二一日早朝捕捉した中労委に対する回答と、総評緊急評議員会で可決された総評の態度（へ声明）について報告が行われた。

組合員はこの報告を拍手をもってむかえ、一八〇数日にわたり発展した不屈の斗争と、労仂者を中心にした全民主勢力の統一された力があるときは、どんなに強固にみえる独占資本も、ものの数ではない。といった自信が生まれていることを察することができる雰囲気であった。指名解雇をうけている中年のコンプレッサエは、事務所附近の商店の手を休めながら「たいしたもんですな、思い残すことはない位ですたい。そりゃ斡旋案がこっちのいう通り出んにしてもですよ。この斗ば出して行けば、まあ三年ですな。その位たっと組合の主張の通らんかったことは、とりもどすですばい」と語った。またある組合員は「炭労の幹部、総評の幹部ば信用しとるけん安心しとるですたい。斗争の前は名前ば聞くばっかりだった人と、今度はスクラム組んで斗ったですからね。こんなら信用できるのがあたりまえですたいね。第二組合に行ったもんもこんどばっかりは目がさめたでっしょうね。こないなすーっとしたよか気持に、あっともなれんでっしょうね」と、これからはじまる場合によっては、また斗うぞと決意をこめていることをつけた。

うら

1960・7・26

大之浦労組教宣部

会社側結果受諾か

これらの組合員の声にあるように、第二組合の分裂主義者たちは、会社の手先になって、三池労組は必らず完敗する。それら三池労組に残ることは、解雇の対象になる。と宣伝し組織の切崩しをしたが、情勢はつねに彼等の意図に反して進んでいる。第二組合幹部の宮川らは三井鉱山に対して絶対に斡旋に応ずるなとくいさがり、栗木社長が中労委に対して態度をさだまらぬ理由の一つとして脱組、第二組合の崩解困難をあげている。しかし、結局は会社は受諾するだろうことは、三井鉱山が新聞などに洩らしているように、独占資本の総主的存在から斡旋を受諾せよと説得されている一事から会社が脱組、第二の策をたてる訳にはゆかないだろう。

斡旋を受諾することをきめた炭労現地指導委員会と三池労組は、組織点検を直ちに開催し、状勢がわが方に有利とい元、勝利に到着するための現在は当面であると意志を統一した。これらの組織点検の斗いと今後の斗いに備えて三池労組は、一二日中央委員会を開くことにした。

同時に斡旋工作の正当な進行をはかり、中労委に働きかけ、東京都の労働者、都民に訴えるため、主婦を含む八〇名を二二日上京させる。また一時、誤って第二組合に走った善良な労働者が、至急に三池労組に復帰するよう無条件に門戸をあけてやる方針をきめるなど統一のために前進した方向をだした。なお、二三日午后一時より九州炭労拡大委員会が九全労に於て開かれ、中斗、統一の方針を提案し確認を求め、二八、二九の両日は炭労臨時大会が開催されることになった。

以上

「別紙」

総評臨時評議員会に岩井事務局長から次の事項を提案可決された。

① 総評は中労委が示した三池争議解決のための斡旋案の作成については、炭労と完全な意見の一致の結果、炭労の態度を全面的に支持する。

② 中労委提案には、われわれの承服し難い点がある。とくに、中労委提案に白紙委任するようなことは、われわれの断じて容認できないところである。だが、いま三池現地においては、会社側が右翼暴力団を準備し、狂暴な弾圧を加え未曽有の流血を計画している。従って総評は流血の惨事を避けるために、中労委の態度を厳重に監視しつつ、正しい解決のために最大限の努力をはらう。そのため、総評は中労委に対して以下のことを要望する。

(1) 中労委は真に人道的な立場にたち、労働者の首切りがいかに惨酷なことであるかを何にもまして考えること。

(2) 中労委には、労働権の確立、即ち労働者を不当労働行為から守る義務がある。従って、労働運動の自由を弾圧し、いやしくも、組合活動家の首切りということは、絶対に認めないこと。

③ 総評は、今後、全国的に三池斗争を包む体制を拡大してゆくことをめざし、全国において三池を守る活動を活発に展開する。特に、学者、文化人、諸先生方があらゆる可能な機会を通じて三池斗争に関する理解を拡大され、国民に対する啓発に当って下さることを全労働者の名においてお願いする。このようにして、全国民の理解をたかめて、三池を守るとともに、あわせて炭鉱労働者のための石炭政策の万全を期するよう特に政府に要求する。

以上

ニュース

21

組合 反対の意志を強く表明
会社の最善の努力を要請

※※※ 昭和三十五年度夏季期末手当は二万円で決定をみたが、その支払いについて七月二十五日午后三時半より交渉を行った。席上会社は次のような説明を行い、期末手当より三五%の積金を行いたいので協力を願いたいと申入れてきた。※※※

会社3割5分の積金を申入れる

期末手当・支払いでもめる

―会社の説明要旨―

今回の交渉で特に感じたことは、各社に力の相違が現れてきたことである。当社においては三十四年上期より下期は赤字が少くなっているが、貝島においては上期に約二億円の赤字が出ており、下期には約五億円の赤字が出ている。このような中で大手十社と対等に出来るかどうかと思ったが、代表交渉の決定に従った。支払いについて考えたが、仕方ないことであるが、一時の不自由を忍んでもらって三五%の積金をしてもらいたい。と前置し概要説明を行った。

三十五年度の所要資金は銀行に話し、借入れるが、開発資金についてはすでに昨年上期に借入れ、その返済は三月三十一日までに支払っている。現在、金融界では石炭界が借入金について難色が出来るか疑問視している。昨年まで借入が出来たが、本年はそれが出来なくなった。赤字の状態は、すでに一億一千七百万円が出ており、上期においては赤字克服が出来ないので資金を借入れたが、今回はそれが出来ない。赤字克服についていろいろ押し進めて来たが、その中でも貯炭費の切りつめを行った。しかしこれも限度がある。単価については五四七円の高になっており、上期は一億七千三百万円の赤字になるのではないかと思う。期末手当を三五%してもらうと、八月の資金繰は一杯一杯である。期限より賦課をあわせて二千万円してもらうと八月が一杯である。いろいろ努力したが出来なかった。積金してもらっても九月一杯は支払えそうに無い。尚、期末手当支払いは八月八日の予定である。それまでは努力を重ねたい」

以上のような説明がなされたが、これに対し、組合は労働者の立場から考えて社会通念としても、一切の力をふりしぼってでも支払ってもらはなければならない立場にある。賃金についても各社に比較しても決して高くなく、純平均は既に各社以上であるあるいは炭価面からいっても決して各社におとるものではなく、全額支払ってもらはねばならないと反対の意思表示を行い、会社の努力を促した。

決定書

○○会社と日本炭鉱労働組合とは、昭和三五年上期々末手当並びに一時金に関し、左記の通り決定する。

記

一、期末手当

(1) 額

昭和三五年三月末日現在、在籍鉱員（組合事務者、西海派遣者を除く）に対し、一人当り平均一九，〇〇〇円（税込、但し勤労団体寄贈金一，七〇〇円は手取り）を支給する

(2) 取扱

従来の慣行に従い前記金額を基礎として、別途会社、組合に於て協議決定する。

二、一時金

昭和三十五年三月末日現在、在籍する職、鉱員（組合事務者、西海派遣者を除く）に対し一人当り平均一，〇〇〇円を支給する。

尚、配分については別途、会社、組合間に於て協議決定する。

附属了解事項

○○会社と日本炭鉱労働組合とは昭和三五年七月二〇日附決定書に関し左記の通り了解する。

記

一、昭和三十五年四月一日以降入職し、引続き支給当日在籍する鉱員に対し、一時金をふくみ、次の金額を支給する。

四月中の入職者	三，五〇〇円（税込）
五月中　〃	二，八〇〇円（〃）
六月中　〃	二，一〇〇円（〃）
七月中　〃	一，四〇〇円（〃）

二、自昭和三十四年十月一日、至昭和三十五年三月末日前中の、停年退職、解職、死亡、及び負傷疾病のため、従来の業務に耐えないで退職したものについては、従来通りとする。

三、その他の事項については別途、会社、組合間に於て協議決定する。

昭和三十五年七月二十日

以上

1960・7・26

大之浦労組教宣部

ニュース
22

有利なあっせん案を出させるため

―今こそ全力を挙げよう!!―

三池斗争に対し白紙委任をせよという藤林、中山あっせん案の申入れに、炭労は指名解雇を認めるようなあっせん案をださぬことを強く要請して、これに応ずる回答した。会社側は二十日午後一たん拒否したが、安保斗争に結集した国民的運動のたかまりに自信をなくしていること、またウラでは政府、財界の動きもあって大混乱。従来の態度をひるがえし近く受諾するもようである。池田政府は、岸の継承者にくみ安保改定阻止に史上空前の国民運動となった民主陣営の戦線の分断を狙い、あたかも低姿勢内閣のようにふるまっている。またこの政府の意旨にしたがって出された中労委の「見解」の申入れは、最終案に一切異議の申立ても許さないものである。流血の惨事をさけるためには、警官が御用三池から引き上げる以外にないのに、「申入れ」は故意に問題をそらしている。より有利なあっせん案をださせるために、われわれはマスコミの"一時休戦"にごまかされることなく今こそ全力を集中しよう。

中斗の「見解と態度」

二〇日執行委員会は中労委申入れに対し、要旨次のような「見解と態度」を中央斗争委員会に提案し可決された。

一、われわれは七月七日にだされた仮処分の執行については、七回にわたる準備書面を提出、違憲違反であることを主張し、又その立場に立ってピケを強化しホッパーを確保する体制をとってきた。会社は一万をこえる警官を動員し、執行期限の切迫に伴ない執行妨害のための警官の出動を要請した。これによって流血の惨事も免れないと判断したので、われわれは問題の本質的な解決（不当解雇撤回）についての努力を行ってきた。

二、二五回大会以降三池の斗争は総評三〇〇万の労働者を中心として全国的にひろまり、さらに安保反対の全国民的な斗いと結合して発展した斗争のため七月十七日のホッパー前における十万人の大集会、二万人におよぶオルグ動員の集結等が、政府をして事態収拾にのりださざるを得なくさせた。これはわれわれの斗いの前進でありこの場を通じて本質的な問題の解決をはかることになった。

三、さらに三池現地における警察の不当介入によって不測の惨事が中労委ののりだしによって回避させることを一般世論が期待していた。中労委の申入れを拒否することによって、あっせんが不調に終り流血の惨事をひきおこした場合、世論がわれわれに味方せずその責任が炭労に負わされる。

四、したがって今回事情聴取の中でわれわれの目的を達するため、われわれの一切の力を結集していく。

五、以上の立場から、次回要のとおり労働基本権が守られることを強く要望し、申入れに応ずることを決定した。

不当仮処分の決定つぶれる

総評、炭労斗争対策委員会、三池労組、総評弁護団は連名で不当仮処分の期限切れした二一日午前〇時「不当仮処分弔うの辞」を公表し、会社側の野望がくずれたことを内外に発表した。

不当仮処分を弔うの辞

一九六〇年七月二一日はついに終った。七月七日福岡地方裁判所が決定したホッパー周辺に対する執行吏保管、ピケ小屋とりこわしの不当な仮処分命令は効力を失った。会社は最后まで一回目の期間を延長しようとして画策したが、これは民事訴訟法に明らかに違反するためついに裁判所の入れるところとならず、この企ても完全に失敗に終った。 団結権、団体行動権に対する重大な侵害を内容とする仮処分決定は、全国民の支持を得た総評、炭労、三池労組の固い団結の前についえ去った。

会社は国民の要求を無視

この仮処分命令を契機として三池争議に対する全国民の支援は決定的にたかまり、ついに自民党政府を動かし、中労委はこの要求に押されて国民の強いねがいを具体化した申入書を提示した。炭労はこのあっせんのもつ危険性に深い警戒をいだきながらも、そこに示された国民の意思を汲って、耐えがたきを耐え忍びがたきをしのびこれに応じた。ところが会社はあえてこの国民の要求を無視して受諾をちゅうちょしている。

今后の斗いは勝利する

しかし国民の平和的解決を要求する意思にはさからえず、今尚みにくい抵抗を続けながらもこれを受諾せざ

うら

1960・7・26

るを得ない方向に追いこまれている。この日のこの時不当な仮処分が効力を失うことの意義は大きい。会社は武力を背景とする最后の武器まで失ったのである。こゝにわれ〳〵は国民の名において厳しゅくに不当仮処分命令の失効を宣言する。そしてさらに、今やわれわれの頭上に輝かしい勝利があれたことをたか〳〵に宣言する。正義の斗いは必ず勝利する。（民訴法第一五八条「裁判所は法定期間又はその定めたる期間を伸長し又はこれを短縮することを得る。但し不変期間はこの限りにあらず」とある。これは裁判所としては、会社の期間延長修正を却下せざるを得ないだろう。又期間が経過すれば仮処分の決定は失われる。したがって期間延長によって失効力が復元するとは考えられない。

佐藤氏（本部書記新聞担当）暴行をうける

二万人動員体制に応えて全国から急行し、ホッパーを守り抜いたオルグ達、二二日笹林公園に於て午前九時四三分から解散式を行った。そしてこのあと早期解決を阻害する第二組合と大牟田警察署に抗議デモをかけた。第二組合本部前は機動隊の警官が人垣をつくっていた。十一時十五分頃、到着したデモ隊を、第二組合事務所と警官の間から写真を撮っていた、炭労本部佐藤氏（新聞担当）に、いきなり第二組合員数名が、佐藤氏の身体をつかみ、ひきずり込み殴打した上、写真機からフイルムを抜きとるなど、暴力の限りをつくした。これを目撃した新聞社カメラマン達が、第二組合に抗議し、佐藤氏を救出しようとした。この時始めてデモ隊の一部が事件を知り、第二組合事務所に暴行を抑止するため入って行った所、今后第二組合の暴行を警戒するかの様につっ立っていた警察官が組合員を阻止し理由不明のまま逮捕した。逮捕された者は、大野健実（有明）、佐々木憲司（東部）、西田光明（新山野）の三氏と多数　実（三池）らが逮捕された（二二日午后一時現在、調査中であるが、逮捕者はその総数名にのぼる見込）

このため炭労関係支部は直ちに第二組合前に座り込み、同時家族と第二組合の暴行に対して抗議を行っている。

また大牟田署前に抗議デモをかけた所、最後尾にいた全学連三〇〇名に機動隊が挑発をかけ、同団の警官二千数百名が一斉に襲いかかり暴力の限りをつくした。このため学生三四八名の負傷、一六五名の重傷者（一時三〇分現在判明分）と若干の逮捕者が出た。炭労指導委員会は、直ちに会議を開き、対策を協議すると共に警察に対し、宮川（三池）、柴谷（本部）などと共に、炭労指導委員全員が抗議を行った。

ニューズ

23

中労委あっせん

会社、25日夜受諾 事情聴取に——

「仮処分・ピケ」は現状のまま凍結——

×三井三池争議に対する中労委のあっせん申入れに、会社側は一日のばしに諾否の回答をのばしていたが二五日午后十一時五十二分、積極的に受諾をきめたので、中労委は二六日午后四時より労使双方を招き、事情聴取をおこなった。申入れの第四項「仮処分の申請取下げとピケの解除」が中心の論点となったが現状のまま凍結することになった。中労委はおそくとも一週間後には最終的あっせん案を提示する方針で、二十七日から連日労使双方を招いて事情聴取をおこなう。×

炭労、総評・中労委へ申入れ

炭労と総評は二三日、中労委に対して二〇日までの回答期限を一日のばしにのばした会社の無責任な態度をあばき、公正な態度を要求して次の申入れをおこなった

申入書

一、三井鉱山は中労委の申入れに対する回答を一日のばしにのばしています。同社幹部にいろいろな事情がありましょうが、われわれはこれを黙視しているわけにはいきません。わが炭労は会社側と同様な条件のもとで、支援団体と下部組織全体に不満があったにも拘らず、事態の緊急性を勘案して二十日までの回答期限を守って参りました。会社側の意図するところはあきらかであります。それは、この際できるだけの言いがかりと悪条件をこころみ、回答をひきのばし、あっせん案を有利にしようとする卑劣な策動であります。

一、ここ数日間における会社幹部の言動は現地の事態を故意にゆがめ、中労委の申入れを拒否する理由にしています。たとえば、現地会社幹部は、二十二日におこった全学連と警察の衝突事件をさして、第一組合側の暴力行為が続発している状態で会社再建はおぼつかないなどとかたっております。二十二日の事件は事実が証明している通り、第二組合に会社と警察が計画的な挑発によって、ひきおこされたものであります。現地では会社幹部の際限のない挑発と理由のないひきのばし工作に、不安は急速に怒りにかわりつつあります。

基本権を侵害するな！

一、かかる状態が今后とも継続するならば、たとえ中労委が誠意をもったあっせんをおこなおうとしても、下部を納得させるのに重大支障になることを、われわれはおそれるものであります。われわれは先に回答をおこなうに当って、三池争議の本質が労働基本権にかかわるものであり、中労委のあっせんはかかる基本権の侵害におよぶことのないよう強く要望して参ります

一、われわれは、いかなる理由があろうとも、指名解雇と組合活動家を生産阻害者として解雇する不当労働行為を断じて認めることはできません。指名解雇は生活権をハク奪する非人道的行為であり、国民与論もまたこれをみとめています。

さらに組合活動家を生産阻害者として解雇することを中労委が認めるごときことがあれば、労働法の忠実な判定者である中労委が、自ら不当労働行為を是認し、その存在理由を失うものであることを、つよく指摘しないわけにはいきません。

一方、会社側の態度は国民世論に反し、人権無視の二つの要件をみとめたときにのみ、あっせんを受諾するのであります。

一、わが炭労は、支援団体と下部機関との慎重な検討の結果、中労委が、われわれのこの申入れを充分に勘案し、事態の冷静な判断のもとに、いささかも会社の圧力に屈することのないよう、ここに重ねて要求するものであります。

一九六〇年七月二十三日

日本炭鉱労働組合
日本労働組合総評議会

あっせん委員
藤林敬三
中山伊知郎　殿

あっせん開始

二六日午后四時より事情聴取がおこなわれた。出席は

会社側～～栗木、山本、三田、青地、西山、三池二
炭労側～～原、野口、古賀、岡、宮川
中労委～～藤林、中山、松崎、他一

質疑、組合側は、二〇日の中労委申入れ第四項「受諾と同時に組合はピケをとき、会社は現在紛争中の仮処分申請を取下げ、なおあっせん案作成中は会社は生産を再開しない」について、

1、生産再開の解釈　2、ピケ撤回の範囲　3、仮処

1960・7・28

大之浦労組教宣部

分取下げの範囲について中労委の真意をただした。会社側は「一切の仮処分を取下げる。従ってピケを一切取除いてもらいたい」とのべ、特にホッパー周辺の土のうやピケ小屋の撤収を要請。また生産再開については、新しい石炭は掘らないが、自然発火のおそれがあるものについては、坑内貯炭をホッパーまで移したい。そしてホッパーの炭を坑外貯炭場へ移したいなど申入れた。

これについて組合は、会社が二〇日の午後六時までの期限に要求を回答しているなら、素直に考慮できるが、約一週間も回答をひきのばした現在、素直に考えられぬではないかと反バクした。

ピケはそのまま

中山あっせん員が「労使双方の言分は基本的には違わないのではないか。従って労使双方で休戦協定を結んで再度話合ってはどうか」と申入れ、二七日午前五時三十分より六時四十分まで一旦休けい、そのあと藤林あっせん員が「労使双方いろ〳〵問題があったが、水に流して、あっせん期間中は紛争を起さないことをこの席で確認してもらいたい」とのべ、双方、これを確認した。

具体的には、ピケその他の問題は現状のまゝ、会社の仮処分取下げもやらないということである。

二七日から本格的にあっせん工作がすすめられるが、二七、八日はそれ〴〵午後六時より、二九、三〇日は午後十時より事情聴取が行われる予定、三十日以降は二九、三十日の事情聴取の結果できめられる。

中労委に要請電報を送ろう

指名解雇をみとめることは絶対にできない。あっせん案に労働者の基本権をみとめさせるかどうかは、三池をつつむ炭労、総評の統一した力にかかっている。各支部、職場から、〃指名解雇をみとめるようなあっせん案を中労委にださせないよう〃要請電報を送ろう。そして、三池一、二〇〇名にかけられた首切攻撃は、われわれ一人〳〵にかけられたものであることを、もれなく確認しよう。四日の藤林あっせん案を若干色づけたような、ごまかしの案をださせないために、万一労働基本権を侵害するようなあっせん案がだされるなら断固ストライキで抗議する決意が必要である。

炭労大会
八月八日・九日に決定

ニュース

24

電力料金値上げ 県・市議会も反対

～福岡 広範な署名運動展開～

九州電力の電気料金値上げ反対運動が、労働者、市民の間にたかまっている。福岡県総評、全労、協同組合、婦人会、農連などで組織されている福岡県消費者団体連合会は、去る七月一八日代表者会議を開き、電気料金値上げ反対の署名運動と街頭宣伝を行うことを決定した。また二四日、二五日の両別府で開らかれた九州生活協同組合協議会も、電気料金値上げ反対を議題としてとりあげ反対決議運動方針を決定した。新聞代値上げを契機にしてガス、電気、国鉄などの公共料金をはじめ次々と値上げが発表され、いまや全物価に及ぼうとしている。昨年の新聞代値上げ反対運動以来、物価に対する消費者の関心は急速にたかまっているが、まだ労働組合のとりくみは立おくれている。安保体制の経済的裏付けである設備投資を、大衆の負担で強行している政府、独占の物価吊上げ政策にもっと関心を深め反対運動に力を注ごう。

賃上げしても物価が上ればマイナス

賃上げをかちとっても物価が上ればゼロにひとしい。われわれ低所得者は、賃金値上り分よりも支出増が多く、むしろ物価値上げによってマイナスになる。新聞代が六〇円上ったが、タバコを一つ節約すればよいからとか、国鉄料金が上ったがあまり汽車にのらないから大してこたえない……と次々に見送っている中に米代が足りなくなったということになりかねない。賃金二倍論が唱えられても、その前に物価が三倍になることを防がねばならない。

自由でない価格

国鉄、私鉄、電気料金は利用者の意志如何にかかわらず値引きなしで払わねばならない。電気、ガス会社は値上げする際に、通産省公益事業局に許可申請をし、公聴会の手続きを経てから主務大臣の認可が下りるこの手続きなしでは料金の変動は許されず一たんきまれば容易にかえられない。公共性の強い料金や税金収入源の専売品は、ほとんど国家権力の〝干渉〟をうける。

また大企業の協定「カルテル」で価格のきまるものがあり、独禁法の適用からのがれて価格の維持をはかっているが、今日ではカルテルの行われていない業種は殆んどない。そして大企業の協定「カルテル」は大衆収奪の目にみえぬ武器である

九電 一七・五%の値上げを急ぐ

ワシントンにある世界銀行から借款をうけることをいそぐ九州電力は、従来の総量制をアンペヤ制にきりかえ、平均一七、五%の大巾値上げを実施しようとしている。通産大臣は今年中に九電の値上げを認めると発表した（これが実現すると全国一の高料金になる（他社は明年度の見とおし）

値上げの理由は、結局設備投資であり「いまのままでは電源開発もできず、これからの需要に応じられない」とのべている。しかし需要の伸びの大半は独占的大企業の分であって家庭用電灯ではない。新たに電源開発する費用が増加しても、その大半は大口電力需要者（大企業）が負うべきであって大衆への転嫁は許されぬことだ。

現在でも一キロワット時あたりの単価は、

大口工業用	二、九八円（三千KW以上）
小口動力用	四、九八円
家庭電灯用	一一、三三円

九州全体の反対運動にひろげる

福岡県議会の電力事情特別調査委員会では九州各県議会が同一歩調で反対運動に立上るため、委員を三班にわけて二〇日から二三日まで各県に派遣、工作をすすめ近く各県議会の代表を福岡市にあつめ反対運動の具体策を討議することになった。

福岡市議会もうごく

福岡市議会でも二〇日全員協議会を開き反対運動のすすめかたについて協議し、福岡市電気料金対策協議会を結成して、九州各県の市町村議会、消費者団体によびかけ運動をもり上げることを決定した。

主な物価値上げの動き

私鉄運賃 三四年の値上げの先頭をきった。値上げは大手一二社で六～二〇%・平均一七%である。認可額は平均二〇%値上げとなった。

地下鉄運賃 東京都内の地下鉄は、昭和三一年二月一五円から二〇円に値上げされ、今年の四月十日以降二五円になった。今度の地下鉄料金の改訂は昨年九月に申請され、聴聞会も業者ばかりの出席で非公開という不明朗なやりかたであったため、運輸省と地下鉄に対する批判の声が上っている。

1960・7・28

大之浦労組 教宣部

通運事業運賃　日通をはじめ計五〇四社の通運業者は、料金値下げを三十三年六月に申請していたが、今年二月二日、自民党総務会で承認され、同日付で運輸大臣は認可した。認可書によると最高は二〇％で、

米麦、タバコ、木材～四月一日より
肥料は　～八月一日より

となっている。この値上げで野菜、魚介類、家具、書籍等は輸送費高となり、日常用品の販売価格に影響してくる。（目に見えない形でじわり〱と値上げを理すくる一例）

ガス料金　今年一月より東京、大阪両ガス会社が値上げ（東京は一二・六五％、大阪は一三・一五％）した。

水道料金　各地方自治体の事業として運営されている。一昨年仙台市で値上げがあり、東京でも動きがある。今年四月から千葉県下では料金の五〇～八〇％値上げが行われた。

ラジオ聴取料金　NHKは昨年四月から十八円（二六・〇八％）値上げした。テレビの受信料は据おき（一カ月三〇〇円）としたが、これは受信者数が激増しているため収入は毎年ふえている。

◎　消団連では消費者物価の動向やそれに対する各方面の動き等について色々の資料を発行していますが、今度、その消団連から、生活とむすぶ物価のうごき。という、図表で具体的に説明したわかり易いパンフレットが出されておりますので参考までに紹介しておきます。

以上

ニュース

25

─積金は一割・二割は労金より会社に貸与─

支払日は八月八日と決る

─二十八日深夜に及ぶ交渉の結果─

※期末手当の支払いについては、会社が三割五分の積金を要請してきたので組合としては、戦術委員会、斗争委員会を開いて、会社の誠意ある最善の努力による回答をさせ得り、七月三十日以降実力行使をもって会社の猛反省を促すことを決め、準備指令を発していたが、二十八日深夜に及ぶ交渉において「二割の積金、一割は労金を借用したい」という要請であった。

※これに対し組合は、この会社申入れは全く不満であるけれども、この時期で無力な実力行使をうってでるについては組織体制が万全でないとの判断もあり「会社積金一割、二割を労金より貸与する」ということで了解するところとなった。なお支払日は八月八日と決った。※

期末手当の支払い・不満であるが了解

交渉のけいか

まず会社側より、結論としていろ〱努力したが団体生命より一〇〇〇万の融資がついたので前回の申入れ三五％を三〇％積金に引下げる。

なお、前回の説明で誤解があるようだと、石炭が売れ財政が少くても売り値が低ければ赤字となる点、また、資金繰りからこういう申入れをすることは経営者として全く面目ないが本当にゆきづまっている状態であるし恥を忍んで皆さんに訴えます。職組には五〇％をお願いしている。従って、二割を積金とし、あとの一割は組合の名で労金より貸与させて戴きたい……との要請が再度行われた。これに対して、

組合　どうも納得できない、経理部長の説明をきいても経営者が、本当に真剣に取組まれているのかどうか疑問がある。赤字は今年だけではない。また積金は毎回出されているところに問題がある。残金は三〜四千万円の賃金繰りであるし、炭鉱の現状から都合はつくと思う。出炭には積極的に協力しているのだし出すものは出して貰いたい。それも[illegible]の人位なら半分積立てもよい。経営者の責任において最善の努力をして貰いたい。当然のことではないか。

会社　組合の言われるように当然のことであるしかし現実の問題として四、五、六月の計画も九〇％の実績をし、過去も殆計画通り行っていないので銀行筋からの信用に問題が起っている。従って八〇〇〇万円が限度であるしそれ以上は無理になる。無理な借りをすることは将来に大きな問題があります。それは賃金カットという重大な問題でありますし、大正、杵島のようになるということであります。

組合　能率のことを言われるけれども、杵島は九トン、大正は一三トン、高松は一八トン、貝島は一七トンだから悪い方じゃない。四、五、六月については市況低迷後であるし計画通りゆかないことは銀行も分ってくれると思う。出すものは出すよう一層真剣なる努力をして貰いたい。

考え方によれば〝会社は苦しいんだ〟という将来のための思想うえつけともとれるし、長い歴史をもつ貝島として、一時点の三ヶ月を云々するのでなく、大局的な見地に立ってやって貰いたい。三割積金は反対だ。

会社　私（経理部長）としては精一ぱいやったつもりでおります。社長らも全力を尽されたのだが思うようにいかなかった。無理をすれば危険がくる。支払日の最后の最后まで努力はするが、了承願いたい。組合の方で検討されたい。

組合　本日の交渉を最終段階とわれ〱は思っている。それが最終回答なのか、そうであればわれ〱も最後の手段に訴えざるを得ないわれ〱も検討する会社も再検討されたいと午后十時三十分本部に引揚げた。

組合はその後直ちに戦術委員会を開き種々検討を行い、斗争委員会で確認、二十九日午前〇時より代表折衝に入った。その代表折衝の結果、次の線で了解するところとなった。

〜つづく〜

1960・7・29

大之浦労組教宣部

◇積金　一〇％（貯蓄を奨励する）

◇労金より二〇％（二四〇〇万）を借り会社に融資する。（これは八月五日まで会社が金繰りの努力をするので取敢えず見舞とする）

◇八〇〇〇円（手取り）未満の者は積金を引かない。

◇困る人（どうしても必要な人）金曜におろして貰いたい。

◇来期こういうことがあれば対決する、会社の態度を明確にせよ。

このことに対して会社は「約束は出来ないが出来る限りの努力をする」という回答であったので組合はこの点を更に強く要請、決意を披瀝した。

部分交渉は
二十九日夜行う

支払い問題が一応了解となったので直ちに部分交渉に入ることになったが、組合としては各支部要求の趣旨をきいているので、二十九日午后八時より部分交渉を行うことにしている。

以上

「訂正」

右了承事項中◇困る人（どうしても必要な人）は金曜と書いておりますが、「困る人」は支払日（八日）の翌日から引下げができます。尚、一般の人で引下げたい場合は、金曜におろせるということでありますので、以上訂正致します。

支払い問題は
会社不手際の責任

来期はダンコ対決する
―支払い問題に対する組合の態度―

今期支払い問題については、会社首脳部の不手際がこのような事態を起したものだと判断致しておりますが、これを回避するわが方の斗争体制が万全でないという判断から、全く不満ではありましたが、前記の次第で了解を致します。

しかし来期については、全組合員と家族の意志を完全に統一して会社首脳陣の不手際（失敗）を追及することを斗争委員会で決めておりますので、今から、来期はダンコ対決するんだというみなさんの決意を要請するものであります。

なぜならば会社は、「赤字が多い、資金繰りがうまくゆかない」を理由に積金を出してきましたが、この点については、交渉の中で組合が反論を致しておりますように、われわれは出炭を出来るだけの協力をしてきているのだから、全ては会社首脳陣の責任であるし、来期またも今回のような措置がとられるとするならば、われわれは断乎、会社の無能を追及しなければならないと決意しておるからであります。

以上

ニューズ 26

期末手当の配分決る

―組合の主張通りで29日夜―

××××××

期末手当の支払い問題が解決したので、二九日午後八時より配分の交渉に入った。

これに先だち組合としては各支部執行部の意見を集約組合案について検討を行った結果、従前の方針を基本として案を作成した。

（註、その案は高収得者、低収得者全体の人が納得しうるものではないかもしれないが、それ〴〵の関係を慎重に検討した結果、決めましたので了解願います）

配分交渉は深夜に及び行いましたが、組合の主張通り次の内容で了解に達した。

××××××

昭和35年 上期々末手当配分決定表

昭和35年7月25日 於在々館で決定
35.7.25 賃金対策

(1) 財　源　20,000円 × 6,139人 = 122,780,000円
（S. 35.3月末在籍）

(2) 年功手当　（8.88%）

勤続年数	人員	金額	総額
6カ月以上一年未満	108	400	43,200
3年未満	396	800	316,800
5 〃	587	1,200	704,400
10 〃	1,484	1,600	2,374,400
15 〃	2,623	2,000	5,246,000
20 〃	408	2,400	979,200
20年以上	441	2,800	1,234,800
計	6,047		10,898,800

(3) 基底手当　（39.10%）

月数	人員	金額	総額
1カ月未満	13	4,800	62,400
2 〃	2	5,200	10,400
3 〃	0	5,600	
4 〃	1	6,000	6,000
5 〃	2	6,400	12,800
6 〃	3	6,800	20,400
6カ月以上	6,047	7,920	47,892,240
	6,068		48,004,240

(4) 家族手当　（1.25%）
100円 × 15,366人 = 1,536,600円

(5) 全欠者　（0.21%）
公傷　6,800円 × 4人 = 27,200円
私傷　5,500円 × 41人 = 225,500円
計　252,700円

(6) 勤労手当　（50.54%）

$$\overset{\text{財源}}{122{,}780{,}000\text{円}} - (\overset{\text{年功手当}}{10{,}898{,}800\text{円}} + \overset{\text{基底手当}}{48{,}004{,}240\text{円}} + \overset{\text{家族手当}}{1{,}536{,}600\text{円}} + \overset{\text{全欠者}}{252{,}700\text{円}}) = \overset{\text{勤労手当引当分}}{62{,}087{,}660\text{円}}$$

$$\overset{\text{勤労手当引当分}}{62{,}087{,}660\text{円}} \div \overset{\text{基礎総額}}{765{,}827{,}802\text{円}} = \overset{\text{率}}{0.08107} \cdots\cdots \overset{\text{修正率}}{0.081}$$

$$\overset{\text{基礎総額}}{765{,}827{,}802\text{円}} \times \overset{\text{修正率}}{0.081} = \overset{\text{勤労手当}}{62{,}032{,}052\text{円}}$$

$$\overset{\text{勤労引当分}}{62{,}087{,}660\text{円}} - \overset{\text{勤労手当}}{62{,}032{,}052\text{円}} = (+)\ \overset{\text{過不足額}}{55{,}608\text{円}}$$

（註）期末手当より組織防衛基金として（100円）を控除する。

以上

大之浦労組教宣部

ニュース

27

【三池あっせんにおける炭労の態度】

会社の合理化（指名解雇）方針を反ばく
職場斗争の具体的資料も八日提示

中労委の斡旋申入れから十六日たった八月五日朝、三池労組は大牟田拘置所に不当逮捕され勾留中の仲間達に激励デモを行い、同時に三池警備対策本部である大牟田署に抗議のデモをかけた。中央で進められている中労委斡旋作業は、三日午后六時から藤林委員長を始め、十三名が会社の合理化の方針説明について、組合の基本的立場、職斗問題についての具体的な方針を明らかにし、会社説明に反論をした。まだ会社がいう生産阻害の職斗の数十件の実例の実態の詳細な資料は、八日に提出することにし、七日迄は、職場活動以外の問題を討議することにした。

会社の策謀を事実を通じバクロ

三井鉱山は中労委斡旋段階に来ていまなお、千二百名の指名解雇をぬきにして企業の再建はあり得ないと主張し、彼ら反対グループが一万三千の署名を三池に投入し、第二組合をつくったもの、日本の全労働者、民主勢力に反撃され、あわてふためき誕生したばかりの池田内閣を、三井がつぶすと一歩後退した事実をインペイしようとしている。そくぶんによると中山斡旋委員は「職場斗争は資本主義を否定するもの」という意味の発言をしたと伝えられている。炭労はこれらの悪質な組合破壊中傷に対し、職場の職斗の実態と合理化一般特に三井鉱山が、鉱区独占と低賃金に依存する寄生的生産体制の再編成をねらう今次合理化に対し、炭労の基本的立場を明らかにした。

指名解雇は权力主義の復活

三井鉱山は三池炭鉱が好条件にありながら、経営が悪いのはすべて職場斗争にあるといっているが、職場斗争が原因でないことは明らかである。三井鉱山は昭和二八年の首切り反対斗争終了后は以前の高圧的な態度を民主的に変更し、好条件を与えて労働者の心をひきつけようとはかった。しかしこの条件は労働者全部に与えるのではなく全く不平等であったため、必然的に職場斗争に発展した。職場斗争えの発展をみた会社は方針をかえ再び高圧的に力関係で労使間を律しようとした。しかし首切り反対斗争などの中で目ざめた労働者は前の労働者ではなく、会社の力による労務管理は簡単に受け入れられる状態にはなかったのは当然である。

こうして会社は職場活動家を生産阻害者として職場から追放することによって权力主義的職場管理を実現しようとし、現在の争いが起ってきたのである。

日々が命をかける

炭鉱における労働条件は、作業現場の条件によって大きく左右される。更にその条件によって収入だけでなく、生活の根本である生命が左右される。こゝに保安問題に対する労働者の関心が集中されるわけである。坑内作業には良悪両条件の個所があり、そのどれに繰込まれるかがその日の収入を決定する。そのため職場では繰込みの平等を約束させ、その約束が職制に破られしかも職制がその間違いを認めないとすれば、紛争のおこるのは当然である。保安についても繰込まれて現場にゆき直ちに炭壁につるはしを打込むと前日のマイトがそのまま出てくることがあり、少しそのマイトにつるはしが当れば命を落すなどの惨事が起る、こうして生命を落した悲劇をみて保安に細心の注意を払い切羽などの整備について、会社に要求するのは人道上からも当然のことといえる。しかもその実効がなければ紛争のおこるのは、これも又当然のことである。

会社は权限を集約し 的をそらす――――

三三年ごろからは、会社は係長から労働条件などに関する一切の权限を奪った。それまでは仕事量の割振り、仕事量に応じた賃金支払、作業現場の環境整備の実行などはすべて係長、係員によって処置されていたのが全て坑長の許可がなければ実施されない。又その坑長も本社と連絡し、その許可がなければ処理されない様になれば、日々変化する作業職場に於て働く労働者は賃金、生命などについての保障が与えられないことになる。炭鉱の作業現場は生きており、日々に変化しておる。保障されない労働条件についての紛争が多くなるのも労働者の責任に帰するのは、見当違いも甚だしい。会社は最近職場斗争が多発していると言っているが、これは第二次企業整備以前からの期末手当未支給、賃金の遅欠配、四大炭坑時の首切りしないと言う確約に反した六、〇〇〇名退職の言明、中央経営審議事項実施の

うらへ

1960.8.7

場合は事前に組合に相談するという約束など数々の不当行為が原因である。既得条件を一つ／＼次々に認めて一方的に切下げられていったため、その既得条件をそのまま実施させるために抗議し、要求したこの当然のことの結果なのである。

我々の基本的立場

指名解雇なしに再建可能

生産に対する会社側の努力如何を棚に上げて、石炭危機に関連する一切の混乱と、労働者に転嫁しようとする炭鉱合理化案を認めることはできない。更に行われている炭鉱合理化は独占と低賃金に依拠する。資本主義的生産機構の再編成にすぎない。これを促進するために行われる職場の専制主義的支配の復活、職場活動家の追放による労働組合運動の弱体化、そして特に生産阻害の名のもとに強行されようとする不当労働行為の一方的承認と言うようなファッショ的な暴挙を許すことはできない。

三井鉱山は千二百名の首切りが、会社再建の唯一の鍵であるかのように言っているが、会社再建は、本来企業側の努力が中心になるべきであり、しかも千二百名の首切りなしに会社再建が可能であることは、従来、会社側によって行われた発言やその後の希望退職募集の経過からみても明らかである。

昨年四月の団体交渉に於いて倉田副社長は、六〇〇〇名の勇退者がでなくとも、できるだけで今後組合には、迷惑をかけません。あとは経営努力でやって行きますと言ったこと。

前世紀的な会社幹部

昨年以来、現在迄に三井六山の希望退職者はすでに六、〇〇〇名をこえているだけでなく、その他の要項もその目的に近い条件で解決している。その上、三池労組も昨年十一月会社側に対する最終提案として希望退職を認めることを明確にしている。もし、会社側が純粋に経営的な合理性のみを追及し、組合弱体化の不当な狙いを持っていないとすると、これ以上に何を要求する必要があるのか、三井鉱山は今回の整理は会社再建のため最後の手段として適法且つ公正に行われたと言っているが、これは事実をことさらに歪曲し、ごまかそうとしているものである。従って栗木社長は、最近週刊新潮の質問に答えて（八月八日号）「我々の希望としては、指名解雇した千二百名が全部といてくれないかということです。その千二百人の中には大人なしい組合員もあるかもしれないけれども、指名解雇する際に我々としては何度となく希望退職を募ったにもかかわらず、それに応じないと言うわけなんですが、もし本当におとなしい組合員なら自発的にやめていると思うんですよ。それをやめないと言うのは会社に協力しないという事で、本当におとなしい組合員じゃないわけです。つまり悪い組合員なんですよ。何よりも証明するのは争議中我々が指名解雇した千二百名は先頭にたって斗っておったんですから、もし争議が終るとしても、この人達を元どせという事になるなら、我々は全く困ると言うより、どうにもならんと言う事です」これは経営権による労働権の否定であり、団結権争議権の否認である。

社長は会社が希望退職を募集した場合にやめない組合員は会社に協力しない悪い組合員だというような労働者の諸権利を当然とする前世紀的な労使慣行の復活を要求する立場にたっている。

そしてこのような立場からおとなしい組合員が一方的な指名解雇を通告され、組合の指令によって先頭にたって斗えば、それが首切りの決定的な理由となるのだ。

〈会社方針に 盲従せねば指名解雇

会社側は指名解雇を決定するに当って生産への寄与性に従って公正を期したといっているが、第一に生産への寄与性というようなあいまいなものを会社の一方的な主観的な尺度によって選定し、その勤務評定の結果を直ちに首切りに結びつける事は、現在の労使関係の中では決して許さるべきでない。しかも、千二百名の指名解雇者の中には組合専従者、地方市議会の議員など、長期に亘って生産の場から離れているものが含まれている。組合専従者はその業務につくに際して会社との雇傭契約を一時中断し、生産に対してではなく組合員の利益を代表し、利益を守るために合法的に活動している。又、地方自治体の議員は会社業務から離れる場合は、正式の手続を経て公務についているのであって、その違法性如何は論議の外と言って良い。こゝにも会社のえて勝手な方針に盲従しない者は、つまり組合員の利益を守って斗おうとするものは悪い組合員であり、首切に値するという会社の許すべからざる意図が事実をもって暴露されている。

以上の反論を炭労は中労委に提出し、あわせて資本主義社会では資本家と労仂者は対等ではなく従って近代資本主義社会ではこれを対等なものとするために、労仂者保護の立法措置が講ぜられている。我国では憲法で労仂者の団結権を保障し、更に労組法が制定され我国の労仂慣行の特殊事情から特に労仂委員会から対する不当労仂行為救済制度が作られている。この立法の精神に立って中労委が公正な判断を下すことを要請

人命を守る耺場斗争

三井鉱山は、その不当な大量首切を合理化し、社会の同情をひきつけるために、欺瞞的な手段を使っている例えば三池炭鉱の出炭能率は他山に比らべて低く、これは主として労仂者の責任であり、なかんずく無制限的に行われる耺場斗争の結果であるかのように云っているが、これらについては、（前項）具体的に反論を行った通りである。

更にくり返し要点をのべると

現代の資本主義的生産機構のもとでは、生産の諸要因を支配し、管理しているのは会社側である。三井鉱山が企業努力の点で極めて欠けるところがあった事は、世間周知の事実であり、これを一方的に労仂者の責任であるかの如く云うこと自体が問題である。宣伝の具に供されている統計数字には作為的な操作が行われている。

耺場斗争について二つの点を指摘すると

一つは三井鉱山のように裸の労仂者の搾取強化を耺場の専制主義に固執してきた企業の内部で労仂者が労仂条件の向上をはかり、耺場の安全を確保し、耺場の民主々義を確保し、発展させるためには耺場斗争は不可避的にさけることができなかったと云うことである。

我々は耺場斗争によっても賃金、労仂条件を引上げる事に成功していないが、（三池の賃金は、田川、山野、高松、杵島、貝島、三井美唄、三菱美唄、砂川、太平洋に比べて依然低い）坑内外災害により事故を減少させることは明らかな成果をおさめてきたが、何よりも貴重な多くの人命に関しているが、耺場斗争なしにこのようなことが可能であったとは考えられない。

また、我々は耺場斗争が無統制に無制限に行われたというわれなき批難に対して反論しなければならない。三池では耺場斗争が組合の自主的統制と責任のもとに行われ、争議以外の時期の耺場指示では一般的に平静が保たれていた。

ニューズ 28

納得できぬあっせん案
期待を裏ぎる中労委
三池あっせん案 十日午后五時提示

三池斗争に対する中労委のあっせんについては、事前聴取の段階で「指名解雇をめぐり労使の主張が真向から対立したので、八日頃のあっせん提示を更に延期し事情聴取が続けられた。

その中で炭労は、指名解雇者を生産阻害者ときめつけている会社の主張に対し、個々人毎に具体的な資料を附し、その事実のないことを反論、中労委の中立的な態度を強く要請した。

しかるに、十日午后五時提示されたあっせん案は、前回の藤林案に若干の色がつけられた内容であり、指名解雇は、自発的退職の名をもって、やめねばならぬことになっており、全く納得のゆれぬ内容である。これが拒否については、十八十九日に開かれる炭労大会で討議決定されることになっている。

―あっせん案の内容―

指名解雇をめぐる今次三池争議の重点は指名解雇の当、不当、職場活動の是非、争議行為中の実力行使の限界の三点にしぼられる。

当委員会はこの三つの重点について労使双方の言い分を慎重に検討してきた。

第一の問題については指名解雇が好ましいものでないことはもちろんであるし、この問題に現われた会社の労務政策にもとより欠点がないわけではない。

しかし今回の指名解雇は長期にわたって難航を重ねた交渉のいきさつや、石炭業苦境の中で遂行されたという事情などからみてやむをえなかったものと認められる。

問題はこの場合の解雇該当者の中に組合のいわゆる組合活動家が含まれている点である。いわゆる活動家を個人について見れば、その解雇の当、不当について争う余地があるかもしれない。

しかし組合のいわゆる活動家は会社のいうところの生産阻害者であって、表裏一体となって互いに争っている事項を調整のこの段階で個別的に洗うことはできない。

第二の問題については職場斗争のあり方そのものに問題がある。

昭和三十一年以来の三池の職場斗争の実体は会社の労務政策の不備や生産炎斗争に対する組合指令の具体性の欠如とあいまって正常な組合運動のワクを逸脱した事例のあったことを認めざるをえない。

少なくともこの斗争形態が昭和二十八年の争議以来労使の間に醸成された不信感を一そう深刻なものとし今次の前例のない大争議にまで発展せしめたことは争い難い。

第三の問題はこの争議について最も多くの社会の注目を集めたところである。事実、今次争議に現われた暴力行為はきわめて大規模な大衆の威力をもって法の執行を事実上不可能ならしめるなど、明らかに常識の域を脱しており、社会秩序を守るという点ならびに労使関係の将来のためにもまことに憂慮すべきものがある。争議調整を任とする労働委員会の従来のあっせん事件においては激しい斗争の中の若干の行き過ぎは争議解決の機会に相互にこれを水に流すという原則で考えられて来た。今回の場合はこの原則を越えるものであるが、両当事者がこのあっせん案によって問題の解決を決意する場合には司直に関するものは別として新たに争訟を重ねることなく、できれば従来の争訟についても双方互譲の精神をもって円満な解決のできるよう格段の努力を払われたい。

以上のような判断の下につぎのあっせん案を提示する。

記

一、解雇問題の収拾のため本日以降一カ月の整理期間を置く。

二、（一）右の一カ月の整理期間を経過したものについては会社は昨年末の指名解雇を取り消し、解雇該当者はこの期間満了の期日をもって自発的に退職したものとする。

（二）右の自発的退職者に対しては会社は昨年末指名解雇者に対する会社の通告書と同趣旨によって計算した退職金のほか特別加算金として金二万円を加給する。

（三）解雇該当者のうち勇退を希望するものはこの期間中にその旨を会社に通告する。この勇退者については会社は昨年末の指名解雇を取り消し、昨年末の希望退職に伴う退職金の特別措置により計算した退職金のほか金五万円を加給する。

1960.8.11

◇大之浦労組教宣部◇

うらへ

（四）会社はこの一カ月の期間を再考慮期間とし、昨年末の指名解雇の措置についてもこれをさらに再検討して修正の余地があればこれを修正する。

三、昨年末の指名解雇についてこれを不当労働行為として争おうとする者は、争議行為等の実力行使に訴えることなく、裁判所または労働委員会に提訴または申し立てを行なうことを妨げない。

四、右の離職者については、会社は極力就職のあっせんに努めること。会社の就職あっせんと並んで政府はこの場合の離職者に対して就職あっせん、職業訓練施設の造出等万全の策を講じ現実に失業者を出さないように努めること。

五、（一）このあっせん案の提示後、直ちに労使双方の代表者をもって生産再開のための委員会を構成し、ロックアウト、スト、ピケの解除を伴う当然の諸措置と就労の条件ならびに順序についての取りきめを行うこと。ロックアウト、スト、ピケの解除の取りきめがまとまるまでの間は当事者間の合意がない限り、昭和三十五年七月二十日申し入れ第四項なお書の精神に従って現状を維持すること。

（二）右委員会は原則として東京で開き、本社、三池鉱業所、三池港務所、炭労、三池労組、三鉱連、三社連、三池新労組の代表者をもって構成するが、具体的メンバーは両派によって適宜考慮すること。

六、生産再開にあたっては会社は新旧組合員に対して差別取り扱いをしないこと。

七、以上のあっせん項目について、その解釈上の疑義を生じた場合、これらの条項の実施に当って紛争を生じた場合または第五項の委員会の取決めがまとまらず、関係当事者から申請があって、あっせん員がその必要を認めた場合には、中労委の解釈またはあっせんによって決める。この解釈またはあっせんには労使双方異議を唱えない。

昭和三十五年八月十日

ニューズ 29

峰地

強行実施に十一日から無期スト

古炭連傘下支部も連帯行動

八月五日、会社は十二項目提案（別記）の強行実施として「大廃捲身一名の廃止」と「明治寮釜場廃止に伴う坑外強制配転」を通告してきた。同日更に「請負に切替えられる職場から八日迄を期限として五〇名の坑内配転希望者をつのる。もし希望者がいない場合は指名強制配転をもって実施する」という挑発的な全く組合をないがしろにする態度でのぞんできた。この提案に対し組合は、斗争委員会を開いて、"作業配転には応じない。無断で応じたものは統制処分をする"との態度をきめた。また会社の攻撃に対決するための今後の斗争路線について検討するため、古炭連中斗を直ちに現地に派遣するよう要請した。八日午後一時から開催された中斗委は、当面の情勢について検討をおこなった結果、"十一日以降、峰地支部は無期限スト。古炭連傘下各支部は、十七日に時間外拒否（大峯は十一、十七日の両日に一時間五〇分の時限スト）をおこなうこと、両度の実力行使については斗争の推移をみて指令することを決定した。

指名配転に応じない

八月二日提案してきた十二項目の強行実施第一日目である八月五日、会社は"明治寮の釜場の廃止（三名）と大廃捲身一名の廃止"を理由に、指名配転を強行実施すると組合に通告してきた。これに対して組合は、職場を確保するため、該当者に"従来通り就労すること"を会社に要求させた。ところが会社は、命令に従わないから賃金は支払わないと要求をうけつけない。組合では直ちに組合業務要員として就労させるとともに、敵の挑発を予想して、ピケ監視要員として数名を配置した。

釜の火をおとすな

職場を確保したあと、会社から「釜の火を落してくれ」といやがらせをいってきたが、組合は「火を落すな」とピケをはって阻止した。次に、「石炭は会社の財産だ」とトラックと組夫で運ぼうとやってきたが、組合が斗争に対して理解し協力されるよう訴えたところ、なにもせずにひきあげた。その後、両三にわたって、会社は意図を達しようとしたが、ピケは阻止した。しかし、この釜場には、あと一日分位の使用量しかないといわれる。

指示通りでは昇坑がおくれる

採炭・会社幹部に抗議

提案第十二項の採炭の始業終業について、会社の指示通り一番方で実施してみたところ、昇坑が二四分おくれるという結果を生んだ。これに携った職場の仲間は「会社のいうとおりやったら二四分おくれたではないか。これは会社の責任だから残業を支払え」と要求、昇坑してからも繰込場で炭鉱長、労務部長を相手に、事実をもとにした追及をおこなったが、回答をえぬまま、抗議をおわった。

さらに怒りのさめぬ組合員は、漸次その数をまし、労務部長の自宅にデモをかけるという大衆的な示威に発展した。

外注・請負（第五項）への切替

まず坑内へ五〇名配転

この日、会社から団交の申入れがあったので、臨んだところ、さきに提案した十二項目の第五項（できるものから外注・請負にだす）を説明したあと、「坑外の職場から坑内へ五〇名の希望者をつのって配転したい。期間は本日（五日）午後一時から八日一杯までとしたい」と提案し、さらに「もし希望者がでない場合、十一日から指名強制配転を実施する」という高圧的な態度を示してきた。

炭連中斗委開催

団交終了後、組合は直ちに斗争委を招集し、会社の高圧的な行為と今次提案について検討をおこない、次の結論に達した。

一、希望配転には応じない。もし無断で応じた場合は統制処分にする

二、この経過と結論について、古炭連に報告するとともに、直ちに炭連中斗の現地派遣を要請し、そのなかで十一日以降の組合の態度を決定する。

以上のような経過をへて、八日峰地で古炭連中斗委員会が開催された。

配転は五〇名にとどまらない

提案のネライ

提案にいう坑外から坑内へ五〇名配転される対象職場というのは坑木方一二名、労務営繕七名、ツル場一名、病院火夫二名、映写技師一名、保母二名、鉱害関係七名、給水ポンプ四名、計三八名となっており、足りない分は、さらに他の職場から配転させられることになるわけである。しかし、この対象職場に働く人たちは、ほとんど健康を害した人とか、坑内にはむかない人で、実際には全体として一〇〇名に近い人達が、強制的に配転させられることを意味し、これをゆるせば労働強化を招くことは必至であり、結果的に

（うらにつづく）

は会社の合理化の目的を達成させるにのぞましいことになると重大視している。

斗争体制を強化

八日午前十時から現地で開催された石炭連中斗委は、この一ヵ月間にわたって長期柔軟の路線（一斉休憩及び時間外拒否）で斗ってきた過程と、現時点における会社の焦燥のなかでの挑発的攻撃について討議した。その結果、とくに十一日以降の強制配転は必至という判断にたって、当面の戦術を次のように決定した。

1、峯地支部は十一日以降、無期限ストに突入する

2、石炭連傘下支部は、会社の攻撃に対する抗議行動として十七日に一斉時間外拒否斗争をする（但し大峯は十一・十七日に一時間五〇スト）

3、両役の戦術は斗争の推移により決定する。

この決定について、同日午後から開催された峯地支部拡大斗委は、全面的に確認。さらに十一日午前九時から決起大会をやって斗争体制をかためることにした。

なお、九日、現地において、古河九州四山の教宣部長会議を開いて、十七日以降、各山にオルグを派遣し、交流情宣をおこなって、強固な体制をつくりあげることをきめた。

こうした活動によって、敵の攻撃をはねかえす新たな決意がうちかためられている。

提案内容

一、軽作業を廃止したい（前回提案の五項）
二、大焼機身は廃止したい—二名中一名を配転—（六項）
三、或る賃金補償については廃止したい。（七項）
四、坑内名儀にして坑外に常駐している者のうち、六百馬力の捲方をしている者を除いて、全部坑外賃金を支給する。（十項）
五、できうるものから外注、請負に出す（十一項）
六、豆炭二円、薪四〇銭を支払はない場合、配給しない（十六項）
七、通勤バス（竪坑〜米也画）は中止する（十七項）
八、明治寮の釜場を廃止する—三名の強制配転（十九項）
九、金礼は選炭場に統合したい—甲方8〜18時、乙方18時〜8の二交替—（二十二項の(ハ)）
十、選炭機関係の人員を配転する。
十一、排気大坑の扇風機、コンプレッサーの配置変更配転—従来の四人二交替だったのを、三人にへらして三交替にする。）　新提案
十二、採炭の作業開始終了は、会社の指示に従わない場合、賃金カットをする（八項の(ろ)）

（　）内は、前回提案の項目をあらわしている。従って比較検討されたい。

ニュース 30

あっせん案は受諾できない

大会を前に次々態度表明

三池労組は、十二日午後二時から、中央から帰山した戦術委をむかえて、中央執行委員会をひらき、あっせん案をめぐる、三池労組の態度を検討した結果、次のような態度を決定し、十三日午前九時からの中央委員会にはかることになった。

尚、九州炭労傘下支部も、それぞれ臨時大会にのぞむ支部の態度を決めるため、代議員上京前に、支部の執闘を開催し態度を決める。

三池としての態度

中労委斡旋に至る経過については別途報告（資料、中労委事情聴取におけるわれわれの主張）の通りであるが、三池としては事態の重大性に鑑み、戦術委員全員の上京を行い、三池としての態度を大綱として次の通り決定した。

われわれの態度

1、今次斡旋案については受諾しがたい。

2、敵の挑発と分裂工作をはね返し、今後の斗いにそなえるため行動を統一し、組織強化に全力をつくす

3、三池の態度を全体の斗いに発展せしめるため、炭労大会を通じて全国の仲間にアッピールする。

あっせん案の受諾しがたい理由

イ、斡旋案について

① 実質的に指名解雇を容認している。

② 斡旋案は、あらたな事態を考慮して提示さるべき筈であったが、この前提が無視された。

③ 炭鉱労仂における実態から生じた職場斗争を、経営者側は弾圧的態度や背信行為を、インペイしたまま、その一切を組合側の責任として否認しさっている

④ 憲法無視の仮処分決定に対する労仂組合として団体行動やスト破りにたいする説得を不当にも「暴力行為」として弾圧してきた

⑤ 組合として「労仂基本権」が侵害されている。

ロ、離職に便乗する三井鉱山の態度

次のような栗木社長談話は、企業再建への意欲を示すというよりは、明らかに組合側に対する挑戦である。

① 争議期間中の諸事件に対する処分の強行

② 立上り資金に関する差別待遇（五山、ならびにオ二組合には一万円支給、一万円貸付）

③ 指名解雇除外条項に対する拒否

④ 管理者としての責任回避

⑤ 組合指導部の責任追及と処分

⑥ 組合側に対する損害賠償などの請求

⑦ 生産再開時の就労条件に関する差別待遇

今后の斗争推進について

われわれは、ホッパーにおける、かってない巾と厚みをもってピケをはっただけでなく、仂く者の総力を、未曽有の規模で結集して斗いつづけてきた。

この事実自体が、安保体制に反対する日本の民主々義と労仂運動の偉大な前進を示している。

しかしながら、中労委は強引にも組合弾圧そのものという斡旋案を提示してきた。

この時点でわれわれは、今后の斗争推進について冷静な正しい情勢分析をおこなうべきである。

総資本の構え

安保と三池の斗いは、たしかに総資本ならびに政府を驚愕させるほどの力を発揮したし、このことは敵に新しい対策や準備をすすめることになったが、それは、岸から池田へのバトンタッチであって、新政府のいわゆる世論対策として、従来明にうちうちされた新政策の出現である。

斡旋案は、このような総資本の一致した決意、特に前面にでてきた金融資本の強い意志を背景にしているが、このことは敵の今后の出方として注目すべきである。

① 合理化政策の推進

② 労仂対策の重視

③ 世論対策の強化

④ 弾圧強化

⑤ その他

われわれのかまえ

前項のように金融資本が、その前面に立ちはだかってきた、敵のかまえが、斡旋案の内容を形成しているとすれば、われわれにも敵のかまえにうちかつためには従来に数倍する態勢がなければならない。

今次斗争でわれわれは、炭労、総評をとわぬ広大な国民各層の支持と激励をうけてきた。

しかしながら、中労委は、公益委員という資格で、このような反動的な斡旋を強行しようというものであるから、総資本の決意を決して軽視はできない。

斗争推進のためには、全体的な総労仂というべき立場から、オ一に組織の団結、オ二に動員と資金、オ三に戦術（行動）の三つが土台となる。従って

① 三池における組織の維持と強化

② 動員、資金対策の再強化

③ 統一斗争の推進

[illegible]炭労確立のために、来るべき炭労大会で討

◇大之浦労組教宣部◇

1960. 3. 18

議をふかめる

われわれは緊急に当面の態勢を以上のように考える。いうまでもなく、この斗争で得た、貴重な教訓と自己批判その他については、長期に継続する日本の労働運動全体の立場と、三池における今后の実体にそなえて、後日まとめることにしたい。

決議文

一、今回のあっせん案は最もぎりぎりの線として要望した労働基本権の確立については、これを全く無視し、現在三池労組を中心とする争議の実態を公正に判断しない一方的なものであり、且つ前回の藤林あっせん案を本質的には下廻るものであり、基本的には絶対にこのあっせん案を認める事はできない事は勿論である。且つ中労委の存在価値すら失われしめる様なあっせん案を提示する中労委の責任を厳重に追求する必要がある。

二、具体的なあっせん案に対する斗いの進め方については柔軟な態度をとりつつ、中央における中斗、三池労組、各社労組（一四社）が徹底打合せをした誠意の中で、山元執行部と連絡しつつ最終的に決定することで杵島労組選出の中斗代議員に一任する。

三、然しながら、具体的斗いの進め方は、あくまで炭労組織が前進する体制をとるものであり、且つ三池労組が組織的にも会社、第二組合、紫組に対決できる体制でなければならないが、いかなる方針といえども、炭労、総評全体で三池を包んで行く立場を堅持する。

八月十二日

以上

杵島労組執行委員会

声明を出して態勢固め

杵島支部の決議は右の通りであるが、他の支部でも執行委員会をひらいて大会にのぞむ態度をきめている。

目尾 では、あっせん案提示前に代議員会をひらいて、カンパを継続し、藤林案なみであれば、従来の基本方針によって斗うという態度を決定していたが、十一日執行委員会でこの方針を確認し、あっせん案絶対反対の声明を出して、組合員家族に徹底させている。

高松 は、十二日に執行委員会を開催、絶対のめない事を確認して中斗、大会で強く主張することにした。この討議の中で、九月頃予想される高松の企反斗争に対する教宣活動（現在実施中）にとって今次あっせん案が重大な障害になっていることが問題とされ、この点からも直接えいきょうするものとして反対の態度を貫ぬくことにした。

炭労 基本的に妥結出来ない、従ってのカンパ体制で斗争が持続できるか、②統一ストが打てるか、という点については、早急に結論が出せないが、炭労、中斗、その他の機関及び総評の考え方が検討されるであろうから、その基本線に立って炭労の意見も出して行くが、最終的には決定に従う（十二日委員会における決定）

道炭労の態度

各支部の報告をあつめ検討した結果、あっせん案は今后の斗争に重大なえいきょうを与えるものであり反対である。特に職場斗争を否定し、これを生産阻害者と認定し、会社の解雇権を認めたことは、労働基本権に対する重大な侵害である。

今度の大会は、あらゆる政治情勢、内部体制、戦術、組織問題などを充分検討し、あっせん案を拒否して斗う方針を打出してもらいたい。

この方針を大衆討議にかけ、再度大会を開いて集約してもらいたい。（八月十二日）

九採 支部大会の関係で炭労大会に出席出来ぬため、十二日、執行委員会を開催して支部の態度について討議し次のように決定した。

1、斡旋案に対する考え方

四月に拒否した藤林案と変らない。従って四月に決定された拒否して斗うという方針を再確認する。

今度の案は、四月に藤林案が出されたときと現在とでは労使の力関係に変化があり、われわれの方が強まってきているのにこれを全然考慮せず、政府、独占資本の意図をつらぬき通そうとするものである。これを認めれば行動方針にも反し大問題である。

2、今後の斗いについて

今度開かれる炭労大会の方針に従うことを前提とし、支部としては次のように決定する。

現在の資金カンパ、オルグ派遣をそのまゝ続けていくと共に、更に統一的ストライキがうてる体制をつくり大会でこのような戦術が決定された場合、完全に消化する。

以上

ニュース

31

炭労第27回臨時大会始まる

あっせん案をめぐる討議は二日目

★★★★★★★★

炭労第二十七回臨時大会は、八月十八日午前十時、東京千代田公会堂で開かれた。猿渡副委員長の開会あいさつ。労働歌合唱で・炭掘る仲間・がうたわれた。議長団に杉浦（常磐）、音野（好間）、乙守（杵島）、資格審査委員長に宮田（茂尻）の各氏を選出。十時四十分現在で一六八名中一五〇名の出席で大会成立。原委員長のあいさつ「斗う体制にない現状で、前むきの姿勢をつくりあげるために、一カ月かかってもよい、充分論議をしたい」と中斗の態度を表明。つゞいて太田総評議長、山花社会党代表が、それぞれ十七日にきめた態度を表明してあいさつを送った。鈴木共産党幹部会員は「あっせんをけって斗うなかで、職場の統一強化はすすむ」とのべ、午前の最後に、東京三池を守る連絡会の梅田副会長が「あっせん案にロコツに示された池田内閣の本質を国民にアッピールして最后まで斗う」とあいさつをおこなった。スローガンをさいたくして休憩。一般経過報告を古賀書記長がおこなった。期末、古河、雄別、北炭全斗についての若干の質疑のあと、あっせん提示までの三池斗争全局の質疑に入ったが、方針との関連から一括して二日目におこなうよう代表員から要望があり、これをいれて議案はもちこし午后五時第一日目を終了。「第二十五大会以降の斗いの総括とあっせん案提示までの全過程」は次のとおりで、方針を別紙でつける。なお、スローガンは〃三池斗争の経験を生かし組織体制を整備強化して産業別統一斗争を前進させるために努力しよう。

★★★★★★★★

統一への発展

三池斗争は第二五回大会（四月）を契機として、それまでの炭労の斗争から名実ともに総評を中心とする全日本の労働者と全ての民主勢力を結集した斗いに発展した。

さらに、この斗いは、安保斗争、岸内閣打倒のたたかいと結合し、日本における労働運動、民主々義運動の要として、労働者階級のみがすすめうる最大の斗いへのたかまりをみせた。

三池の現地には、北は北海道から南は九州南端の個々まで、全国から延三十万人のオルグがはせ参じ、十数万人に達する炭鉱労働者と、それを上廻る各単産、地評、民主団体からのオルグが組合員といっしょに敢然とピケに、あるいは組織活動に参加した。

また、三池斗争に投出されたカンパの額は、総評炭労で十数億円に達したばかり、各単産内部において支出されたオルグ行動費用、宣伝費用などの支出は莫大な金額にのぼっている。さらに、文化人、学者、学生、中小商工業者、主婦など、三池支援の有志による任意カンパは、すでに二千数百万円をこえ、生活物資のカンパも激励袋・団結袋として全国津々浦々から莫大な量がよせられた。全国には千をこえる「三池を守る会」が結成され、斗争実態の説明・カンパ活動などの具体的活動を展開している。

かくして、労働者と民主勢力の階級連帯性は、行動にカンパに偉大な実践を示した。このことは、あらゆる組織的困難を超越してこのことを決定し、積極的行動に発展せしめた総評指導部と中下部単産の熱意と努力のもたらしたものであって、全民主勢力の信頼と誇りをたかめるとともに、労働運動史上に不滅の巨歩を示したものである。

このような連帯と支援のなかで、内部に多くの矛盾と対立をはらみながらも、全労働者の統一的な斗いに漸次拡大することができた。そして、三池の労働者を中心に階級的自覚をもった労働者は広汎にひろがり、さらに階級連帯性をつよめ、日本の労働運動を飛躍的にたかめる　に至った。

全日本の労働者と民主々義勢力の斗いに発展した三池斗争に対して、国外の労働者も深い関心と連帯を示し、自由労連、世界労連、豪大連盟、中国、ドイツ、ユーゴ、スエーデン、ベルギー、ソビエトなどの労働組合からは、二千七百万円をこえるカンパが贈られるとともに、自由労連、世界労連からは、それぞれの代表が現地に派遣され、斗う三池の仲間に全世界の労働者からの激励が伝えられた。

このように、三池斗争は、国内的にも国際的にも、かってない連帯と友好をたかめ、日本の労働運動史上に輝かしい成果を示し発展した。

1960・8・20

ラら

大之浦労組教宣部

安保斗争との関係

三池における斗いの発展は、日本国民にとって歴史的な安保斗争との結合の方向で実現された。三池斗争は安保斗争の発展を支え、また五月二十日から約一カ月間にかけて、文字どおり国をゆるがした安保の大統一行動は、三池の局面を有利にみちびき、安保のもり上りは三池の現地における官憲の大規模な弾圧を困難にした。

「三池と安保で斗おう」との合言葉は、二つの斗いを完全に結合させ、民主勢力と反動勢力が文字どおりシノギをけずって斗うまでに発展し、岸政府を崩壊せしめるという偉大な力を発揮するに至った。

現地における斗いと三池労組の団結

五月四日にホッパー周辺への立入禁止の仮処分がだされ、さらに七月七日には同地域の執行吏保管の仮処分がだされた。

この時点における敵の一貫した意図は「仮処分執行を口実に大規模な弾圧をし向け、官憲の暴力によってホッパーを奪いとり、曲りなりにも〝生産再開〟をはかる。それによって銀行筋への申しひらきをたてるとともに、三池労組のきりくずしをはかり、斗いを有利にみちびく」ことにおかれていた。だがしかし、われわれの強力にして大規模な（むろん前記の安保をめぐる政治情勢とあいまって）斗いは敵の企図は完全に挫折し、ついに、ひとカケラの石炭も搬出することができずに終った。そしてこの間、三池労組の団結は維持されてきた。第二組合は、その数をふやすことができなかったばかりでなく、内部の矛盾を深め動揺の色をました。「第二組合ができたらダメだ」という宣伝は事実によってうち破られた。この三池労組の団結が、斗争をその根底において支えてきた。

中労委のあっせん申入

岸内閣の崩壊によって失われた「対米信用」と、世論に見放された自民党の失地回復を、なり上りの急務とする池田新内閣が、第一に着手すべきこととされたのは、三池争議の収拾であった。七月七日仮処分の決定がだされて以後、当局の動員をしぼっていた警察当局は、急に大挙臨体制にふみきり、十六日以降現地には一万名をこえる警官隊がぞくぞくとつめかけた。総評、炭労は、これに対応して二万人のピケ動員をおこない、人海戦術で対抗する体制をかためた。七月十七日にはホッパー前において十万人の決起大会が開かれた。

このような異状な情勢のうちに、七月十九日以降、政府が直接介入をおこない、七月二十日早朝、かれらは中労委をして平和条項を骨子とするあっせん申入れをおこなわせた。

この時点で、混乱し動揺していたのは、あきらかに敵側の内部であり、われわれは敵を追込んでいたし、斗争局面で優位にたっていたと判断できる。

かくて、われわれは

1、ホッパー確保の強力な体制と全民主勢力のたかまりは重大な政治的問題化し、成立早々の池田内閣が収拾にのりださざるをえない状態に追込んでいる。

2、この情勢のもとに生れた解決の機会であり、中労委の「新しい事態の進展を考慮」するという申入れもあるので、前回の藤林あっせん案を上廻る期待がもてる。

3、官憲介入によって不測の惨事が予想される事態を、あっせんによって回避することを世論は期待しており、これを拒否することは世論から遊離し、炭労の責任となる。

4、職権申立てをしないという仲裁々定的あっせんに不安な点はあるが、社会党、総評の協力をえながら事情聴取の機会を通じて、労働基本権の確立をはかる分析のもとに、総評の諒解をえて、七月二十日に、中労委申入れを受諾した。

しかし、敵は卑劣にも七月二十五日まで中労委申入れに対する諾否を延期し、政府の圧力を背景として、政府に工作を続けた。

中労委は、七月二十六日から八月九日まで、前後八回にわたって事情聴取をおこないながら、みずから申入れ書に対した「新しい事態の進展」をなんら考慮せず、組合の主張した労働基本権の確立をまったく無視し、中労委の公共性をなげうち、われわれをペテンにかけて敵側に一方的に有利なあっせん案を提示するにいたった。

（註）以上が、大会に提案された内容のうち、第一にあたる部分の全文で、別紙につづく。

二 才三次あっせん案の背景

注目の中労委あっせん案は十日午後五時に提示された。一月二十五日スト突入以来一九九日目、中労委がホッパー前の激突寸前にあっせん申入れをしてから二二日目である。全国の仲間とすべての民主勢力はこの瞬間をかたずをのんで見守っていた。

だが、そのあっせん案はわれわれの期待を完全に裏切った。それから僅か四時間後には、中央と三池現地に二百数十通の激励電報がよせられた。これほど迅速な反応は、さる三月、炭労が戦術転換したのちに出された藤林斡旋案当時にはまったくみられなかった出来事である。このことは、三池斗争が、四月大会以降、質、量ともに全労働者階級の支持のもとにたたかわれつつあることを示しているのである。

このような状態のもとで才三次斡旋案がだされた背景、ないしその意図はなんであろうか。

才一に、この斡旋案は池田内閣の本質をバクロしたものである。池田政权は岸内閣退陣の後をうけて極力低姿勢を続けてきているが、この斡旋案は池田内閣の労働政策の基本的なコースを明らかにした。

新しい日米安保条約は軍事同盟と「自由化」政策を基調としており、それは合理化ー体質改善を至上の命題としている。三池斗争はこれらの政策と真正面から対決したものであった。斗争の全経過が示すとおり、これを遂行するためには労働者の基本的権利を奪い、弾圧と分裂政策以外にないことを示すものである。したがって独占資本にとっては、四月の藤林案から一歩でも後退することは労働運動の一定の前進をもたらすだけでなく、かれらの育成しようとした才二組合（右翼的労働組合運動）の崩壊をもたらし、合理化政策の破綻を招来することになる。この斡旋案はこのような事態の発展をおそれた独占資本が、政府権力の手によってわれわれの斗いを押しつぶそうとするきわめて悪質な政治的な意図をもったものである。

才二に、この斡旋案は安保斗争後の一定の力関係を反映したものである。安保斗争は国民の力によって、アメリカ帝国主義と岸一派に重大な打撃を与えた歴史的な大斗争であったし、今後も引つがれていくたたかいである。しかし、支配階級は戦術的後退ののち岸と池田にとりかえ、国民の批判をそらすことに成功し、保守政権の安定を確立しつゝある。ホッパー防衛ではわれわれの結集したカが支配階級を一時的には圧倒したという現実が存在したとしても、あっせん案はこうした彼我の力関係を反映したものである。

才三に、このあっせん案は中労委が支配階級の道具であることを明らかにした。現在の機構のもとで中労委が階級支配のかくれみのであることはすでによく知られていたことである。それにもかゝわらずわれわれが、中労委の申入れを受諾したのは、もっとも明瞭な指名解雇の不当労働行為について中労委の公正な判断を期待していたからである。それが指名解雇を認めたばかりか、職場斗争を正常な組合運動の枠から逸脱したものと規定し、ホッパーピケを暴力行為と断ずるなどは中労委が公平な才三者機関であることをかなぐりすてたものである。

三、斡旋案の運動におよぼす影響

斡せん案はその前文のなかで三項目に亘って価値判断を行っている。すなわち、指名解雇の容認、職場斗争の否定、三池ピケを暴力行為としての規定である。この三項目の規定によって、才二次あっせん案より悪質であり、支配階級の露骨な労働運動に対する弾圧をはっきり露呈した。又三池斗争は炭労を中心として総評労働者の力を結集したなかで斗われ、一方その資本が三井という石炭資本のリーダーであり、独占資本のトップであるという条件は、斡旋案の内容が石炭産業全体を拘束しようとし日本の労働運動の方向を規定しようとする点で重要である。したがってわれわれは斡旋案を受諾した場合、今後の運動がどのようなえいきょうをうけるかについて客観的に判断してみる必要を痛感するのである。

才一に指名解雇の容認は、石炭資本が強行しようとする一一万人首切り合理化に一層拍車をかけることになることは否定できない。三池斗争が炭労組織をあげて石炭労働者に対する石炭資本の指名解雇に対し、炭労の総力を結集して斗ったという現実から石炭各社は当然のこととして指名解雇を押しつけようとするし、組織内部にも止むを得ないという気持が生ずること。このような状態は今迄の石炭資本の合理化攻勢は一定の実質的な成果を挙げえてとしても炭労の抵抗を排除しながらのいばらの道であったが斡旋案受諾を期として容易な条件をつくりだしたことを意味する。これに対する新たな抵抗線がわれわれに課せられた重大な課題である。

才二に三池の職場斗争は正常な組合運動のワクを逸脱した事例があるという規定は、三池の職場斗争の実態を正しく認識していないだけでなく、今後炭労或はすべての斗争で職場斗争を進めるうえで重大な障害となる。日本の労働運動は、前近代的な労務管理が封建的な資本によって続けられる限り、職場の民主化を確立する目的のための職場斗争を消滅させることは出来ない。また石炭産業ではその特殊な職場環境から職場斗争を切離すことはできない。このような必然条件を持つ職場斗争が、正当な行為として組織されたとしても、それがすべて行きすぎと規定され、生産阻害と断定され、組合活動家が解雇されるという事態が、これを機にひんぱつするとしたら運動の後退と停滞は否定できないところである。

この状態のもとでは従来の職場斗争を中心に獲得された職場労働条件の防衛はおぼつかなく、そのはくだつはものすごい速度で行われるであろう。

以下次頁へ

才三に、三池のピケについて常識の域を逸脱し社会秩序に反する暴力行為と規定した。これはまた三池のピケの実態に反した誤った見解であるばかりでなく、ひろくピケット権、ひいては争議権についての不当な圧迫を加えているものといわざるを得ない。

以上の個々の問題の結果の集積は、炭労としてのすべての運動の停たいと後退をもたらし、それはこゝに数年来独占資本が総評の主要単産をねらい打ちにして徹底した攻撃をかけてきたことの総仕上げを意味し、したがって日本の労働運動全体に対し、停たいと後退をもたらすといって過言ではない。このような露骨な反労働者的性格を持つあっせん案は、われわれ炭労の行動方針と、全反斗争の指標からは、到底承認できるものではない。

四 あっせん案に対する
われ／＼の態度と今后の方針

一、才針決定の情勢分析

(一) 政府および独占資本に対する分析

一、政府

今次あっせんが政府の要請によって行われた経緯から判断して、政府が中労委を全面的に支持していることは明らかである。このことは、労働大臣の「職業訓練所の設置、職業あっせん」等のだん話によるあっせん内容のうらずけ、大蔵大臣の「当面離職対策の緊急予算措置」等のだん話によってもわかることが出来る。このような政府の態度は世論に対するアッピールと炭労分断を企図した場合の布石である。

したがって、斗いを組む場合にははげしい権力の支配介入と弾圧が行われることを予め想定し、これに対する体制を必要とする。

二、独占資本

中労委あっせん申入れに対する三井鉱山の態度決定についての日経連、産団連、銀行協会、等の働きかけは、今后の三井鉱山交渉をより積極的に行うことを約束したうえでのことであり、いわゆる独占資本の支配体制の確立である。

したがって、われわれのたたかいは今后さらに、いままでにました独占資本との対決であることを認識する必要がある。

さらに、われわれが統一ストライキを組織することによって石炭資本全体を攻撃の対象にすると共に、敵の攻撃もまた石炭資本全体によって行われることを認識し内部の団結体制を確立しなければならない。

三、才三者

三池争議が労使の自主解決によって收拾されないかぎり才三者の介入である。この場合、中労委においては今回と同一人によって行われることもほぼ確実であり、その内容はきわめて困難である。また、より高い次元での政治的解決は、われわれの要求に依った戦力と体制を必要とする。

(二) たたかいの見とおしと体制について

一、才二次・才三次あっせん案ともにわれわれの基本的主張である労働基本権の確立が容れられない

っている。とくに才三次あっせん案は労働協約

て整理されたものと要るところがない。

七月二十日のホッパー攻防には一万をこえる柴勇してもわれわれの団結を破壊することはでき

た。そのような情勢のなかでの流血の惨事回避

めの政府ののり出し、①中労委に対する職権あっの要請、②いわゆる労働省試案の報道、③才三次せん案提示」という事態の進展となったのである

れにも拘らずあっせん案の内容は正しく労使の力を評価せず、また争議の本質をみきわめることな一方的に独占の言分のみを通したものであって、要はあっせんの機関としての性格を完全に喪失しである。しかし、今後あっせん案を拒否して斗いを続する場合においても炭労の自主的解決は期待でき

二、自主解決は三井鉱山の権力を利用したおしつけ解決を排除し、われわれの力が三井鉱山より優位をことによって妥協による両者解決をはかる決意を井鉱山を追い込んだ時はじめて可能である。しかし拒否して斗う場合に三井鉱山に与える極め手の戦術現在までの戦術では達成されない。

われわれは七月二十日の断乎まで総評の強力な支によって二万人の動員体制をもってホッパーを守り職員組合並に才二組合による生産再開を不能ならしめひとかけらの石炭をも商品化させなかった。しかし月二十日の状態を再び戦術として採用することは至難であり、現地の斗いは坑口を中心に全面的ピケや生産資材の搬入阻止による生産阻止に制限される。その合百%生産を阻止することは困難であり、三井鉱山に対する決定的打撃を与える有効な手段とはならない。

三、三井鉱山に対する決定的極め手がないかぎり、石炭資本全体に対して打撃を与え、それを通じて三井鉱山をしめつける事が考えられるが、無期限ストライキや二四時間ストライキを散発的に決行しても早期に解決条件を醸成することにはならないだけでなく、強力なストライキでも三井鉱山の生産体制が維持される限り直接的な圧力にはならない。

以上の判断から、今后の斗いは六百円カンパ体制を中心に現状の斗いを積みかさねてゆくと斗いの発展が見出せるという簡単なものではない。

四、敵の攻撃は「斡旋提示の背景と企図」の中で明確にした通り、炭労指導方針の骨抜きと組織分断を企図したものであり、権力解決に依存することは誤りである。

仮りにアメリカの石炭争議や昨年の鉄鋼争議にならい政治責任者の政治的解決に期待を求めるとすれば現状戦力に倍する力を必要とするだけでなくストライキの指揮は斗いの見通しから判断して権利斗争、抵抗斗争というところまで割切らなければ斗いが永続きするものではない。

五、われわれが今次権利斗争として意志を統一し長期に

かなり強力な実力行使を決行し、石炭生産のストップを通じて政治活動に決定的な打撃を与え社会不安を惹起したとき、はじめて解決の条件が醸成されると予想される。しかし、この場合といえども権力介入による事業解決は今次あっせん案提示の背景から判断して、われ〳〵の目的である労働基本権の確立が保証されるものではない。

六、 前項に於けるような解決条件をつくるためには、他の企業連や支部の体制如何に関係なく、それ〳〵の支部が独自の決意と体制をもち、強力な全体斗争を組織し得ることが必要であり、さらにまた石炭企業各社の企業連、支部組合員に対する分裂支配介入の圧力を排除し、目的達成まで全組織が動揺や混乱、脱落もなく斗い抜いていく決意と体制がなければならない。

しかし、炭労の全体制は、三池両会争議団及び十一万人首切り体制への対策や収利斗争との理解に立ったとしても、長期に亘って強力なストライキを背景に斗い続けて行く程、組合員の意識はたかまっていない。

七、 三池斗争を支えるために、二四回及び二五回大会が決定した「六〇〇円カンパの完全確保」のため中央斗争委員のオルグ活動、各支部の交流オルグ、現地三池よりの逆オルグ、または現地へのオルグ派遣、激励等と相まって各支部執行部は三池斗争の意義についての、徹底した教宣活動を行ったにもかかわらず、未だカンパが機関で決定されていない支部すらある。また納入している支部の中でも六〇〇円の長期カンパのため、斗争資金の肩がわりや、組合財政の操作等、きわめて困難な条件を克服して決議をはたしている実情である。七月末日までに七千四百万円（一ヶ月分以上）が未納になっているカンパ徴収実績がそれを物語っている。

このような現状は、今後さらに六〇〇円カンパを継続しあわせて統一ストライキを決行し、更に統一戦線カンパまで配慮する場合、幹部の努力がなされても下部組合員の理解と要求統一のなかで炭労全体の主体性が早期に確立され統一ストライキができる体制になるとは判断されない。

八、 目下各支部の条件と体制とは画一的ではない。労働基本権確立のため、あっせん案を拒否して困難を克服し強力な実力行使を決行し得る決意と体制をもつ支部もあるが、また現在のカンパ継続程度が限度の支部もある。まして拒否して今後斗う場合は強力な実力行使が伴わない限り局面転換が期待できないことを考えると、炭労の全体々制から全支部の統一した高度の実力行使を行うことは至難である。

われ〳〵が困難な支部の条件と実態を無視して斗争を組織する場合、組織問題に発展するおそれがあり、それは敵の術中に陥ることである。

九、 二四回大会は藤林あっせん案を拒否して、敵の組合運動破壊と十一万人首切りの攻撃をハネ返すために、三池の斗いを炭労全体のものとして産業別斗争に発展させることを確認したにもかかわらず、その後各企業連各支部に加えられた合理化攻撃に対して、中央本部の指導に不充分な点があったとはいえ、そのいずれ斗争と完全に結合されるには至らなかった。また直接的な労働条件の切下げや企業整備である問題についてすら、支部、企業連のもっているすべてを発揮して斗うまでにはならず、一企業、一支部という狭い範囲での解決をしなければならない事態に理解しなければならない。

十、 三池現地は原則的あっせん案に対し激しい怒もってこれを拒否すると共に、炭労全体の斗いの発強く期待し、更に斗いを前進させる体制と決意を中員会で決定した。

しかしながら、炭労の全体々制が、三池現地の期待ところまで発展することが出来ず、会社の生産再開行された場合の影響は無視することはできない。特にこの様な影響が斗いの過程で偶生するようなこと現在ありうるし、さらに悪い条件での解決を招く恐がある。

十一、 この斗争は、炭労のみならず全労働者の斗いに発展した。第二四回大会以降の斗いを今日の段階まで発させた大きな力は総評傘下各単産の遠大な支援協力の果である。

総評はこの斗いをすゝめるに当って二回にわたって臨時大会を招集し資金カンパはもとよりオルグ実員の大量動員を実行し、各単産、支部、職場には、三池を守る会が千以上組織され、三池斗争は労働者の基本権を守る斗いとして、安保と結合し、幹部の段階に止まらず、組合員に徹底し、理解されて進められてきた。

こうして三池斗争は四月に開かれた炭労大会に於いて、藤林あっせん案を拒否して以降、ねばり強い斗いが進められ総評の打開方針と努力によって政府が中労委を動かし、事態収拾の条件が生れ、あっせん案の提示となったのである。

これを拒否して斗う場合には従来寄せられた総評からの支援共斗以上のものを必要とするのであるが、斗いの本隊であるわれ〳〵に不動盤石の決意と強力な斗争体制の確立なくして総評にそれを期待するのは困難である。

三池現地において開かれた総評大会に於ては実力行動をもって支援することが決定されているが、実力行使は、産業別炭労として消化すべき場合も下部の実情から困難な現状にあることを考えると、総評の組織現状から各単産に実力行使を要請し期待することは困難である。

民主団体及総評の指導と努力によって三池を守る会は巾広く組織されてきたのであるが、現状に於て、三池を守る会が更に三池斗争を進める上において画期的役割を果すことは考えられるが、自らが力で対決する体制がなく大きな期待を寄せることは誤りである。

以上の条件を考えてみると、あっせん案拒否以後の斗いは従来に倍して飛躍的斗争の巾と厚みと深さを必要とする条件にあるとき総評に現在以上の支援共斗を求めることはこんなんである。

中央斗争委員会は以上の分析と判断について総合的に検

討した結果、現時点において事態収拾を行わざるを得ないとの結論に達し次の方針を決定した。

二、態度と今後の方針

一、政府に対する要求

1、三池退職者対策について

(1) 完全就職のための具体的措置

イ、住宅対策

ロ、職業補導

(2) 各種保険の適用取扱い

2、石炭産業の合理化施策について

(1) 政府の石炭産業救済対策と完全雇傭

(2) 離職に伴う援護対策

二、中労委に対する態度と質問

1、あっせん案前文については、事実が明らかにならないまゝの断定であり、認めることができない。

2、あっせん案っ記し四、退職者完全就職についての拘束力

3、差別待遇の禁止

4、責任追及

5、生産体制

6、賃金補償

三、三井鉱山に対する要求

1、人員問題以外の合理化提案各項並びに期末手当の解決

2、就労体制

(1) 具体的就労条件

(2) 不当配置転換の阻止

3、組合幹部並びに組合員の責任追及を行わない。

4、三鉱連労働協約に準ずる協約の締結

以上各項の要求について解決するまでは現地三池の斗争体制を継続し炭労統一斗争体制の確立を確認する。

四、不当労働行為について

退職後、政府並に三井鉱山の就職あっせんに応じることなく不当労働行為として労働委員会に申立てを行う組合員については、その費用を審査期間中保障する。

五、融資金の返済

執行委決定にもとずく三鉱労組に対する貸付金は別紙計画書のとおり六〇〇円カンパの継続によりこれを返済する。

六、現地指導体制と組織対策

1、事態解決後相当期間炭労オルグ体制を維持する。

2、三池労組の斗争終了後の組織問題については、日鋼室蘭、王子斗争の教訓を生かして、炭労及び三鉱連は組織の強化発展のため具体的に最善の努力を行う。

七、今次斗争により発生した刑事及び民事々件の法廷斗争費用は、救済資金より別途支出する。

八、日炭二鉱の指令解雇反対斗争は、三池の解決に準じて措置する。

三、十一万人解雇体制に対する斗い

一、われわれの全炭斗争の方針は、石炭産業における完全雇傭を目標として一人の首切りも出さないことを前提として斗ってきた。この[illegible]を貫くために斗いの橋頭堡として三池斗争に組織の全力をあげ、総評の強力な支援のもとに今日まで斗ってきたが、三池の事態収拾を契機として、われわれは石炭産業の合理化反対斗争について困難にならざるをえないが、われわれはいかなることがあっても今後指令解雇を許してはならない。しかし、このことについては、最終的に来る定期大会で検討する。

二、今回の事態収拾によって、十一万人解雇体制が直ちにその手段を指令解雇とするであろうという意見がある。たしかに今回の後退は、合理化に対決する組合員の斗う意欲に重大なえいきょうを与えたことは否定できない。しかしながら、三池斗争を運動の側面から捉えた場合、総評を中心として大きく発展した、とくに、安保斗争に果した三池斗争の役割は評価さるべきであり、この斗いを場として高まった労働者階級の連帯感からすれば、石炭資本が軽々に指令解雇を発動されるものではないし、企業連、支部の体制確立と相まって斗いうるという思想の統一をはかることが必要である。

三、職場斗争について

三池の職場斗争について、その一部にしろ、正常な運動の枠を逸脱したものとのあっせん前文は絶対認められない。

したがって、われわれは第二四回臨時大会で確認した職場斗争の方針を堅持するが、現在、企業連あるいは支部に起っている職場斗争の成果の判断が区立っており、来るべき定期大会において、この経験をだしあい検討して、現状における職場斗争について意志統一をおこなうこととする。

以上

ニュース

32

統一斗争の組織化は困難

総評評議員会（十七日）炭労中斗決定を支持

× 総評は、十七日午后一時から、東京の国労会館で評議員会を開き、あっせん案をめぐる三池斗争の今後の方針について検討した。あっせん案のもつ悪らつなねらいをはね返すために、斗いを続けるべきであるという意見もだされたが、大勢は「原則として炭鉱の炭労が統一斗争をくめない現段階で、炭労中斗の決定を支持する」という幹事会の提案に賛成し、次のような方針をきめた。 ×

× 社会党でも、全日、炭労、総評の決定を支持するという方針をきめた。 ×

三池争議の収拾に対する態度

総評は、これまで炭労を中心として、三池斗争に全力をあげてきた。

この斗争の第一の成果は、安保斗争を支え、平和と独立、民主々義の斗争を前進させ、世界の労働者の支援のもとで、日本労働者階級の連帯性を著しく強めたことである。この斗争によって培われた連帯性は、将来の日本国民の平和と民主々義、生活安定の斗争に、はかりしれない力を発揮し、政府、独占資本に大打撃を与える戦斗力となるだろう。

また、この未曽有の規模の斗争のなかで、全国無数に生みだされた活動家集団は、必ず今後の労働運動と国民運動において、中核的役割を果すだろう。

第二に、炭鉱労働者のみならず、全産業の労働者の合理化反対斗争を支え、経営者に、大損害を覚悟しない限り、労働者のクビはかんたんにはきれるものではないことを知らせ、政府に、その責任において、真剣に炭鉱離職者対策・失業者対策を、考えざるをえなくさせたことである。

われわれは、この斗争を通じて、企業整備反対斗争における、われわれの基本的要求である「政策変更」の端緒を掴むことができたのである。

このような、はかりしれない成果をかちとりながらも斗争は今日、中労委あっせん案がだされ、重大な段階に至っている。

あっせん案について

中労委があっせんを申入れたのは、ホッパーをめぐる労使の一触即発の惨事をさけるためで、従って、そのあっせんの性格は、明らかに仲裁的あっせんであるべきであった。

しかしながら、あっせん案は、会社側の主張を全面的にみとめ、労働基本権をじゅうりんしたものであって総評の全労働者は、これを承服できない。

特に今日、職場において生命の危険にさらされ、また人権無視の労務管理のなかにある労働者の生命を守り人権を確立するのは、職場斗争であり、それをおしすすめた職場活動家以外にないのである。にも拘らず、これをあっせん案が否定したことは、労働運動上の大問題である。

あっせん案に対するわれわれの体制

1. 三池労組は、第二組合発生、三鉱連の脱落状態あり、なお、全権力の強力をあげた弾圧のなかでも、くじけず斗い、今日でも あっせん案に対して、すでに中央委員会において、拒否、総評の支えあれば斗うと決定している。三池労組は強力であり、今後長期にわたって斗い続けるだけの力をもっている。

2. われわれは、これまで総評結成以来のカンパと動員によって、三池労組を支え、かつ、三池斗争は安保斗争の全国的高揚につつまれて発展してきた。だが今日、安保斗争が一段落を画し、池田内閣の出とで、流血をさけるという強い世論の背景で、中労委あっせん案がでた段階においては、あっせん案を拒否して斗う展望は、強力な統一斗争による以外にあり得ない。

炭労戦術委、中斗委は、この深刻な事態において、直ちに統一斗争の組織は不可能であると判断し、原則的には、あっせん案を中心として、事態の収拾をはかることを全員一致で決定した。

3. われわれは、今日でも炭労は、日本最強の産業別組織だと考える。

三鉱連の後退や、石炭危機宣伝の攻勢のなかでの攻撃に、対決する斗争は、われわれの想像以上の苦しい斗いであろうし、それでもなお、四月、藤林あっせん案を拒否して斗うと決定し、かつ斗ったのは、他の単産にない力量である。

つづく

1960.8.22

大之浦労組教宣部

そして、今日なお、各企業ごと軒なみにかけられている合理化攻撃のさなかで、炭労は苦しい斗いを続けている。それを支える総評の支援体制も、カンパと動員の継続以上には飛躍してない。

この実情のなかで、もし斗争を継続した場合、全权力の三池に集中する大資本に直面することは、総評の今日の段階における統一行動の力をもってしては、大きな困難がある。

総評のたいど

1. このような、未曽有の高まりから、おしきれなかった大きな弱点は、政府が三池を包んだ産業別統一斗争を発展させられなかったところにある。

もちろん、この弱点は、他の産別にもいえるものである。とくに炭労は、今日のエネルギー転換のなかで、独占資本の集中的な攻撃をうけ、著しく弱点がロテイされている。これをそのまま放置して斗うということには危険があるのではないか。

従って総評は、これらの弱点を克服し、組織を強化するまで、三池斗争を収拾するという、炭労の決定を支持する。

2. 三池斗争は、労働者の連帯性をたかめさせ、政策転換を斗いとった。

いままでの日鋼室蘭、王子なども、斗いの前進の芽をつくった。それらの芽を全労働者のものとし、自ら斗うようにするためには、斗った労働者を守るということが大切である。その点、いままでの諸斗争では欠けていた。従って今後、全労働者の先頭に斗った三池の労働者を守ることは、全労働者の義務として考えなければならない。

従って、

(1) 第13回臨時大会決定の三〇〇円カンパ、第14回臨時大会決定の一〇〇円カンパを直ちに完納する。

(2) 今後の生活斗争をはじめ諸斗争及び生活費のためカンパを継続する。

その方法については、臨時大会に提案をする。

(3) 総評の全国オルグ、九州地区共斗の産業別オルグを長期に配置し、組織体制に万全を期す。

(4) われわれは、三池斗争と他の失業問題の根本的要求を明らかにしつつ、全体的に、今後、政府の責任における完全雇用政策の完全なる具体化と実施を、統一行動のなかでかちとるために、全力をあげる。

(5) 炭労斗争は、労働者の生命・人权を守るものであり、われわれは、これをあくまで発展させなければならない。

しかし、三池において総評斗争体いきづまった。全体の統一斗争状態まま、三池労組が孤立したためである。従って、全体において発展させる方向をつよめる。

これからの斗う方向

独占資本と政府は权力を利用し、中労委介入という形で、三池斗争をおさめようとしている。われわれは、その意図を知りながら、こちらの力量を考えて収拾を決意した。

しかし、このまま放置すれば、独占の三池をつぶしたからといって、組合の諸权利をうばい、合理化を強行してくることはまちがいない。

従って、三池の主張にまなび、われわれの体制を早急につよめなければならない。

1. 三池斗争でかちえた連帯性を、三池を守るなかで、産別組織・地方組織・三池を守る会を中心にしてたかめていく。

2. 三池斗争に終止符をうった大きな弱点として、産別組織の弱さがあった。これを克服するために、本年度運動方針に示された「企業からの脱皮」「中小未組織労働者の組織化」に全力をあげてとりくまなければならない。

3. 人权無視の労務管理に対決するために、全産業全職場に職場活動（職場斗争）をつよめていく。

4. 以上の諸問題の討議のために、九月上旬、臨時大会を開催する。

以上

ニュース

33

活発な審議・会期を二日延長

──炭労大会 第二日目 19日──

× 第二日目、三池から上京しているオルグ団は、九時頃から会場にたって、困難を克服して共に斗おうと、労働歌や拍手で代議員を激励した。
× 大会は、午前十時、一九四名の出席で成立、古賀局長から「三池斗争の方針」が提案された。この際、事前のカンパ方針もあわせて提案されようとしたが、方針について討議をしたあとにすべきだとの意見がだされ、あとにまわされた。
× 午后の冒頭に、二職の保安拒否者からの要請文が読みあげられ、激電四〇〇通、要請文二〇通に達していることが発表された。ひきつづき質疑を続行、次々に斗う方向を求める発言がだされてきた。
× こうした状況のなかで、会期を二日間延長し、会場を目黒公会堂に移すこと、カンパ延長の提案は第三日目質疑におこなうことをかくにん。午后五時終了した。

立上ることができる

電通労仂者の訴え

冒頭、全電通東京西南支部第十三回委員会から次のようなメッセージがおくられた。

「中労委の本質を見ぬきながら、激怒と苦悩により、あっせん案をのむということを知った。炭労がのむと全労仂者の敗北感はおおいがたい。いま、全国の労仂者のなかには、三池とともに立上ろうではないかということが、現実的可能性をもって現れている。労仂者階級が前進していくなかで、三池斗争を勝利させる必要がある。われわれは三池を守るということだけでなく、この斗いのなかで労仂戦線の統一をかちとるために、ともに斗っていきたい」

このあと、直ちに古賀局長から提案があり、質疑にはいった。

申入受諾について

まず、中労委の申入れを受諾した点について、次のような質疑がだされた。

⊙ 二五回大会は、中労委の本質を理解した結論を、だしたと思う。中斗は、岸から池田に変ったということで、中労委の性格が、われわれに有利に変ったように判断したのか、

⊙ 下部の意志を反映さした上での白紙委任という態度を、どうしてきめなかったのか、

⊙ われわれがおかれている情勢については、組織する点、白紙委任が正しかったかは疑問である。

⊙ 白紙委任というのは、どのような案がでても一切うけるというものであったのか、内容によってはケルということもあるというような委任だったのか、

⊙ この大会の性格は、あっせん案受諾の意図をもって開かれた疑いがつよい。斗う体制があるかどうかを見出すための大会ではなかったが、

白紙委任ではない

大会で態度をきめる

答弁のあらましは次のとおり。

白紙委任については、平面的に池田内閣や中労委の性格を分析する場合と、それに現場の状勢を含んで分析する場合と、おのずから違ってくる。今度の場合は国民全体がホッパーに重大な関心をもっている時に、たとえ白紙委任であっても、流血をさけて申入れを受諾したということは誤りではなかったと思う。

今まで、長期に苦しい斗いをつづけてきた三池について、同じように炭労について、総評について、充分に経験や斗いのなかから判断すれば、おのずから結論がでるという態度をとることが正しいか否かも論じた。そのうえで、戦術委・中斗が明らかな方針をだして大会の討論にのぞむべきであるという結論になり、提案したものである。

白紙委任の申入れに対して、当然炭労全体の意志、総評の意志を反映させるために大会を開くべきであったが、政府の勧告につづき、中労委の申入れがあったのが二〇日であり、二一日に仮処分の執行が予想されていた状況のために、現地指導委・オルグ団・中斗で判断して応じた。けれども、だされたあっせん案についての諾否は大会でやることにした。

したがって、あらゆる立場から、案の諸点、えいきよう、斗う場合の体制等を検討し、炭労のたいどを決定する大会だ。下部の体制も、みんなでだしあって討議する大会だ。

ラら

1960・8・23

大之浦労組 教宣部

ホッパーでの対決は…

つゞいて、委員会報告をとりながら斗いをすすめるという大会からみて、ホッパーを対決の場とした指導に対して、質疑がなされた。

○　二五回大会では、ホッパーだけで解決されるものではなく、ピケを解除することもあると決定されていたのに、二六回大会の六日から七日にかけて、なぜホッパーで対決するような状態に変ってきたか。

○　三池自体に、ホッパーに全勢力を注込ねばならない条件があったのか、肩すかしをくわせてピケをとくというようなことは考えられなかったか。

これら質問に対し、次のような答弁があった。

守るべき情勢だった

二五回大会決定の方針通りに斗いをすすめていたけれども、この大会から三ヶ月たった時点で、情勢を判断すると、岸は安保で大きな黒星を背負って退陣したので、池田もホッパーで炭鉱の紛争を引起すことはありえないと判断した。このように客観情勢が有利に動いているときに、たゞ単に機関柔軟な斗いだけで、全組合員を納得させることはできない。ホッパーを守りぬくことが、解決の方向にむかうと判断した。全組合員のなかには、ホッパーをとられると動揺がおこることも部分的にはあった。

一方、炭労全体は、二六回大会で決定された統一斗争ができる体制にはなかった。また、ホッパーをとられた場合は、直に生産を完全に阻止する方法は困難であった。この時に、三池現地で直に止めをさすことが不可能な限り、全体の斗争にはならないと考えて、ホッパーを守る体制を固めていったのだ。そのうえで、総評を中心とする三池を守る斗いのなかで、一挙に敵を圧倒しようという判断にたった。

午后の質疑

午后の質疑は、おもに三鉱連問題、情勢分析、あっせん内容のもたらす影きょうなどについてのものから、現時点で炭労のとるべき態度にふれはじめた。

まず、三鉱連に関連して、次のような質問がなされた。

○　三鉱連が斗いに参加しないというのは、やはり問題があるのではないか。

○　三鉱連に対する前進がなされていないのではないか。中執は三鉱連に対しては、弱いのではないか。拒否した場合、三鉱連は斗えるかどうか。

○　三鉱連について、執行部は努力しなければならんと考えているのか。

斗う方向を求めて

○三池問題のみに重点がおかれて、事態収拾をしなければならないというような考え方をだしているけれども、これは、全民主戦線的な広汎な問題として、捉えるべきではなかろうか。こういう点を、分析していないようだが。

○　今後の総選挙や、いまでている企業斗争、さらに安保の不承認といった問題と結合した分析がないようだが、どう考えているのか。

○　中労委についての分析が甘かったのではないか。とくにあっせん内容をみると、組合活動あるいは職場斗争、暴力の問題で、炭労の考えていることと逆のことを、中労委は明確にいっている。こうしたことは捨ておけぬ問題であり、かつまた、条件斗争で敗北、中労委、三井鉱山に対して、今後の要求をつきつけるというけれども、そうしたものが、条件斗争という形で解決できると思っているのかどうか。

○　提案は、事態収拾はやむをえないというが、その方向で収拾を行った場合に、今後におこりうる弾圧十一万人の首切り合理化をハネ返すということにはならんと思うが、この点明確にすべきではないか。

○　斗いの状勢などのべられているが、これらは斗うなかからうみだされるべきであって、斗わざる時点で、そうなるという分析については問題があるのではないか。

○　かりに、斗うという具体的な結論がでた場合、中執は斗うということを確認できるのか。

また、総評が十七日に"炭労戦術委、中斗委の決定を支持する"という決定をおこなっているけれども、総評の決定は変更できないのか。

なお、総評々議員会の決定中、"炭労戦術委・中斗委の方針一致の決定"を支持するという部分について、質疑のなかで、古賀議長の提案の際に明らかにされたことは"中斗の一部につよい反対があった"こと、これが総評評議員会に正しく反映されなかったということである。

ニュース

34

★炭労大会★ さらに代表者会議で討論

戦術、資金、組織、展望に問題を整理

会期を延長し自治公会堂に会場を移しておこなわれた第三日目（二〇日）、それまでなされた質疑応答に対する執行部答弁の形で、約一時間にわたって原委員長から"妥結やむなし"という態度表明がおこなわれた。

全体としては拒否すべきだという各支部の発言が多いなかで、しかも府見としては、斗いの活路をどう見出していくかで苦悩を示す発言があり、結局大会を休会して支部代表者会議を行い、つっこんだ討議をすることになった。

代表者会議は、二一日午前十時から炭労会館で開催（七七支部出席、三支部欠席）。まず、大会を通じて意見がだされていない支部の意向をただしあったあと、討議をおこなった結果、①戦術、②資金、③組織、④展望の四つの問題を中心に論議をするため、二二日も代表者会議を続行することになった。

中斗を含めて構成 議決は代表者のみで

午前十時から、炭労会館で支部代表者会議が行われた。議長には、三地方の代表が協議した結果、北海道の武家（太平洋）、九州の竹下（貝島）両氏が選出された。ついで、構成人員について、中斗委員の取扱いをどうするかが検討されたが、議決権は支部代表者のみがもつことにし、構成には中斗も含めることになった。議事運営についても、若干論議がかわされたが、各支部の実体、原委員長の答弁についての意向もふくめて・支部の意見をだしあうという議長のすすめ方を確認して討議をはじめた。

最初に北海道の支部代表から、中執の態度に反対する次のような意見がのべられた。

中執の考え方に対して

「大弾圧がくるからやれないという情勢分析は問題があるのではないか。

池田が低姿勢でやってきている関係から考えても、そう簡単に弾圧をかけてくるとは考えられない面もある。従って、中執が考えているような大弾圧があるという前提に、必ずしも賛成はできない。

安保があったから三池が斗えたというふうに中執はいっておるけれども、逆である。三池があったから安保が斗えたという考えをもつ必要がありはしないか。世論があったから斗えたのであって、世論は斗いの目である。力がないからやめるのではなくもっと、その力を世論を中心にして拡大すべきである

中労委の依存性をもっとわれわれは追及すべきではないか。

さらに三鉱連について、うつべき手はない、従ってどうしたならいいのだ、と云ういい方では問題がある。一緒に斗うよう、正しい説得なり、説得の働きかけをもってゲッキを促してもらいたい。

そういう点が、中執と明らかにちがうのだ。

更につづいて

十一万人首切り反対はあとでやろうと中執はいっているが、北炭等の企業斗争をみてもわかるように、十一万人首切りは、いまおきているのである。われわれの足元に火がついているのに、すぐ、この火を消すためには、いまこそ全力をあげて斗わなければならない。

戦術については、やりうるなかで最大限の斗いをくむことが必要である。"三池で斗う"ということになれば、炭労を脱落する支部がでるというが、それには対策をたてるべきであろう。

ホッパーを守るためにもう一度積乗る決意があるのかないのか。送炭を阻止できないから斗えないというのは誤りである。

この意見のあと、執行部は必要がある場合に答弁することにして討議を、大会を通じて意見をだしていない支部から意見をだしてもらう方向にすすめた。

支部の意見は、大別して「拒否して斗う」「妥結」「提案賛成」「下部討議の上で」という三つの傾向にわけられる、それぞれの概要を示すと

（うらへつづく）

大之浦労組 教宣部

斗うべきだ

〇　三池の斗いで、次才に全員が斗うことを理解してきた。山元の企反斗争では若干後退したけれども、いまは、もう一度やり直そうという意慾がでてきた。職場斗争についても再検討の必要があるのではないか斗えないというのは思いすぎではないか、拒否してやれば気運はできる。努力せよ。

〇機関決定として、六〇〇円カンパ継続、実力行使もやる。拒否せよという方針をきめている。

〇　批判的な部分もあったが、やれるところまで拒否して斗うべきである。

〇　拒否はするけれども大会決定に従っていく。かんたんにわりきれないが、斗う方向をみせれば、ついていく。

〇　このほか、六〜七支部が。拒否して斗う〟意見を出した。

下部討議の上で……

・〇二ケ月前に何があったか、特別情勢の変化はないのに、与論は中執の判断とは逆である。最終的に、下部で討議をするために、この斡旋案に対する大会の状態をもち帰って討議し、次期大会で、はっきりした態度をうちだすべきではないか。

〇　もちかえって大衆討議を行ったうえで、再度大会を開いて議論をだせ

〇　下部討議をするため時間をかしてほしい。

など、態度保留をおこなった支部のほか

〇　拒否して斗えば問題があるので、次期大会で充分論議してほしい。しかし、結局、中執案をのまざるをえないように思っている。

〇　山元企反斗争で、指名解雇をはね返したのは成果であったが、一歩譲歩を余儀なくされた。完全に拒否ということではないが、斗う体制をつくるようにしてもらいたい。

などが出された。

〝提案支持〟の意見も出る

執行部提案を支持する意見として次のようなものがだされた。

〇　斗わなければというのは判るが、内部事情がいろいろあって、そうもいかん。炭労の統一斗争もくめない状態のなかでは、提案を支持せざるをえないのではないか

これを代表として、その他、四〜五支部から、「中執提案に賛成」「やむをえないのではないか」「事態収拾すべきではないか」という意見が出された。

討議持ち越し

以上のように、各支部から意見をだしあったが、会議は、その答案だけを集約するというたいどをとらず、あくまで論議の上で、「全体斗争をどのように斗っていくのか」「斗う体制があるのかないのか」という点をうきぼりにするという方法で討議をすすめることになった。四時十分から三十分間、休けいしたあと、議長から、(1)拒否して、ある時点で全面ストがうてるかどうか (2)カンパについて、今後斗う場合、相当莫大なものになるがどうか (3)見通しは暗いが、斗うかどうか (4)組織問題がおこってもやるのかどうか、という四点を深く掘りさげる必要があろうという提案があった。

この点について、暗い面は執行部がだしているので、明るい面を中心に論議した方がよい。あるいは、もっと日本の労働運動の現状を分析をする必要があるのではないかという意見も出されたが、最終的には、

(一)戦術について
(二)資金について
(三)組織について
(四)斗争の展望について

という四点に、論議の焦点をしぼることになった。これにもとずく討議を二二日にもちこすことにして、午後五時二〇分終了した。

ニュース

35

☆炭労大会☆

下部討議のため九日間休会

〜代表者会議の構成した小委員会の結論〜

二二日午前十時から代表者会議が続会された。若干の討議のあと、前向きの体制をつくりあげる方向をまとめて、ほりさげるために、小委員会（九州10、北海道10、常磐2、三池2、議長2、本部三役、地本若干で構成）を構成した。さらに、その討議のすすめ方について打合せるために、議事運営の委員会（九州2、北海道2、議長2で構成し、必要に応じて中執、地執参加）を設けて、休けいと再会をくり返しながら討議が続けられた。

その結果、二三日午前六時すぎ、小委員会は「拒否しても、統一斗争が必要であり、この確認をまとめるために、大会を休会し下部討議をする。九月二、三日に大会を再会して結論をだすことにした。この結論を二三日午後一時からの代表者会議に提案し、確認されると、大会は休会となる。

小委員会を構成

代表者会議は、前日確認した四項目にそって、各支部の実情をふくめて意見をだしあうことではじめた。三・四の支部から拒否、受諾の意見がだされたところでこのような討議の仕方でなく、〃もっと前むきの斗う方向を見出せないものか〃という討議をするためには小委員会をつくれという発言があった。これをうけて議長から、九、北から代表者をだして討議のすすめ方を討議するため、九、北各二名、議長二名で話合うことを提案。これが確認されて、午前十一時三〇分、休会した。六名の議運で検討のあと、午後二時すぎ、代表者会議は再開され、〃小委員会を構成して、核心にふれるような、こまかい論議をする〃ことが確認された。構成は、北海道、九州各十名、常磐二名、三池二名、議長二名、本部三役、地本若干名

明るい面を討議しよう

午後二時四五分から開かれた小委員会では、まず、原委員長から、展望について意見がのべられたあと、前むきの姿勢にはどうするかの論議をはじめたが、大会や昨日の代表者会議でだされた意見と同じようなことで、堂々めぐりをして掘りさげられない。

そこで、四時一五分から休けいし、六名の議運のほかに、中央三役も入って討議した結果、斗いの展望をはっきりさせるために、実力行使はどうしたらくめるかについて論議することにして、四時五〇分再開。

それでも、九北での情勢のちがい、各支部での状況のちがいを反映して、考え方が一致せず、前むきの方向をたどらない。

その結果、〃戦術案が中斗で確認されるまえに、明るい面として論議した案を中斗にはかろう〃ということにして六時四〇分、一旦打切った。

またも賛否のむし返し

午後八時十五分から、六名の議運と中執、地執で、議事のすすめ方を話合った結果、〃斗う方向で明るい面について検討し、結論をみいだそう〃ということになり、午後九時、小委員会は再開された。

しかし、討議をはじめてみると、〃二五回大会当時と現在ではホッパーの状たいが違う〃〃非常状態という支部が多くあるので、体制をつくるのが困難だ〃といった暗い面を強調する意見がでてきた。

そのなかから、なんとか若干でも前むきの方向になるよう努力しようということで、十時五〇分休けいになり、議運が開かれた。

下部討議の意向でる

議運のなかで、かなりつっこんだ討議がされ、このなかに次のような意見がだされ、議長団二名で一応とりまとめにはいった

① あっせん案はみとめられないという意志を統一する

② 三池だけでなく、炭労が団結としての信頼を維持していくためには、不信感を増大させないような方向で戦術を考える。

③ 中斗の提案には反対して斗うという意向があり、複雑な内部事情になっているので、再度下部討議をしたあと大会を開いて集約をおこなう。

議運は二三日午前三時半に再開し、〃前むきの姿勢で全体の体制をたてなおそう〃という強い意見もだされるなど、若干の討議をして、午前四時から小委員会を再開した。

九日間休会して下部討議

―小委員会の結論―

（うらへつづく）

大之浦労組 教宣部

武運から「妥結、拒否いづれにしても実力行使が必要だし、状況も変化しているので、下部討議の期間を設け、その結果を集約して結論をだすことを提案。

これをめぐって、〃カンパが消化しにくい〃〃中斗案を全面的に妥当と考える〃などの意見がだされた。

五時二〇分から討運をひらき、次の二点に集約した。

①、二七回大会を一時休会し、中斗提案を下部で討議したうえで結論をだす。（総評大会が九月四、五日に予定されているので、二四日から九日間休会して討議し、九月二、三日に再開して集約する）

②、理由は、拒否しても条件斗争をやっても統一斗争が必要であり、これが確認をもとめるためである。

以上の点を六時五分からの小委員会にかけた。

三役連合下支部の代表から、〃みんなと話合わんといかんし、基本的に拒否すべきだと考えている〃という態度が表明され、これをふくんで、小委員会の意見としてまとめた。

この結果、二三日午後一時から代表者会議を再開し、この結論が確認されると　大会は二四日から休会になる。

支部代表者会議で確認

午後一時から開会された支部代表者会議は、小委員会の結論を反対なくかくにんした。

この結果、大会は九日間の自然休会となり九月二、三日の大会再会まで、下部討議をおこなう。

原委員長の答弁

戦術委員会の討議した内容について説明不足のため具体的に解明できない問題や基本的に意見の違う質問や意見が出されているので、現時点におけるわれわれの態度を明らかにしたい。とくに三池から傍聴にきておられる方は原案は別として考え方を説明したい。

まず第一点として、展望について間違った判断をしているのではないかという意見があるが、これは情勢分析とも関連があるので、それも含めて、まず敵の弱点をどう考えているかを説明したい。

三井鉱山は百億に及ぶ借金をかかえて争議してきたのだからわれわれが拒否して争議を続けることになれば相当なショックになるという意見は事実である。しかし、だから敵が弱くなってわれわれの言う通りになるということにはならない。敵は損害が大きくなったからといって場合により強固な体制をしいて対決する場合がある。われわれの側としても、つぶすのが目的ではないがつぶすぎりぎりまでいかねば解決しない問題と、適当に体制作りなりある程度の抵抗で取引きできる問題もある。今回の場合は前者の問題であり、われわれは基本権なので死にもの狂いで抵抗し、敵はそれを否定するためにいかなる借金をかかえても独占資本は結集して対決しているのである。この対決を大したことはなかろうといって対決することとはできない。

具体的にいうと、三井鉱山に対しあっせん申入れの受諾を総理大臣、労働大臣、日経連、財界、銀行が夕べになって説得した。この説得の裏付けは今後いかなる状態ができても、あっせん案がよかれあしかれ三井鉱山の再建なり将来の組合の攻撃に対抗するため経済的なあらゆる保障があったわけである。あっせん申入れの受諾は三井鉱山の意志でなされたものでないことを忘れて今後の斗争を組むことは間違いではなかろうか。

拒否するのが思想的に高くて受諾を支持するのは思想的に悪く弱いのだという感情が討論のなかに流れていることは残念です。今やそういう状態ではないことを全体が理解していないという基本的な間違いを指摘しなければならない。

次に、情勢の変化について、あっせん案が出される前と後でどういう違いがあるかを明らかにする必要がある。

藤林あっせん案を拒否した当時われわれの体制は悪かったが、そのなかでつくったわれわれの抵抗に対する敵の攻撃も、われわれの体制や世論の動向から非常に不利な面もあったことは間違いない。しかも三池斗争をささえた安保斗争の非常なたかまりがあった。しかし、こうしたなかで最終的に[illegible]がつくった今回のあっせん案は安保斗争や国民世論などをある程度おさえつけることに成功している。今後の抵抗も皆さんの言うような斗いの条件のあるあろうが、反面、敵はマスコミを使い弾圧の口実を一応世の中に前を通してつくりあげることに成功するだろう。何故ならば、一応内容の是非はともあれ、彼らは三度も出されたあっせん案であるから、現在の資本主義においては大手をふるって弾圧する証明書をとったと思っているのである。だからわれわれがそういう彼らの攻撃を大したことはないといって斗争することは組合員を放棄することになる。弾圧をおそれてではなく、弾圧を想定したうえでの対決体制をつくらねばならない。われわれは斗いを始めようとしているのではない。一度はたおれた斗いを一年間斗ってきたのである。こうした苦しい斗いを続け、しかもこれから一層強い敵の攻撃に対決しなければならぬのに、理論で納得させることには問題があるのではないか。一人一人の組合員がそういう条件でもやろう、こんな攻撃が出てきても対決しよう、やらねばならない、という決意ができたときはじめて体制と意志統一ができるのではないか。分析が甘いとか辛いとかいう議論をしている間は本当に体制ができているとはいえないし、組合員家族の一人一人が三池斗争を統一斗争で対決するという本当に力強いもの、納得できるものにはなからだけが、都合のいい話ばかりすれば一度は納得するだろうが、その後石炭資本全体の攻撃にうけて組織がゆるみないという保障をできるだろうか。戦術委員会は、そういうことも全部分析してそれでもやろうという決意でなければならないと言っているのである。

第三に、今後、斗う場合の方法について、世論斗争、できることを守っていく、ガッチリガッチリやる、断続的にやる、長期決戦ではないか、という意見がありますが、どういう場合でも最后は決断するという重大な決定のなかで対決しなければならない。ボツボツやっていけば体制ができ、斗いが発展するというよ

うな意志統一は間違いである。

具体的に言うと、現状では敵に損害を与えないで成功することはあり得ないだろう。世論で千三百名の石解雇を撤回することはでき得ない。それは斗争のプラスではあるが、基本はやはり三井鉱山に対する重大な打撃が先決である。その方法がないのに世論で斗えといっても組合員全体の理解については非常に苦労しなければならない。「そんなことははじめからわかっていた。前から三鉱連五山はやらなかった。攻撃していたのは三池だけではないか」という意見もあるが、今後は三池の攻撃さえも問題にせねばならないという事態を忘れてはならない。今後三井鉱山への三池の攻撃も、生産再開は現地三池の代表も言うように非常にむずかしい。三千トンや五千トン出ても三井鉱山は黒字にならないし再建にならないことはわかる。しかし、だからといって向うは音をあげはしない。少しでも出れば客観的に言うと向うの攻撃体制が成功したということになる。しかも敵は中労委のあっせん案という第三次証明書をもって大手をふって攻撃をかけてくる。われわれがこれをはねかえすためには、たとえばホッパーを守ることになるが、やはり向こうの弾圧ということを想定しなければならない。それに対抗するには向うが一万出せば二万、二万出せば四万というような動員戦術がありますが、この戦術の継続はむずかしいし、やるべきではないと思う。それは組合員を自殺に追い込むことになるからである。あるいは結果的にそうなっても、相手が犠牲を覚悟しないという保障はない。池田は低姿勢だからしないだろうという判断ではできない。むしろ第三次あっせんを拒否して斗う炭労が無茶苦茶だという世論をつくり上げた上での弾圧を想定しなければならない。それでもわれわれは死守しようなどということや労働者をその戦線に立たせるなどということは責任者としてとうていできるものではない。

坑口や海上での抵抗も可能だが、その抵抗は向こうを徹底的に追い込むものではなく、いわゆるゲリラ的なものにしかならないし、その場合も抵抗の数倍の弾圧がくることを予想したかまえをもたねばならないと思う。

第四点は自主解決か第三者解決かという問題である。そして今後予想されるのは第三者の介入であり、出てくる第三者は財界の兼正か政府の大臣か、あるいは中労委しかない。われわれはこういう者が出てきての解決に期待をよせることはとうていできない。したがってわれわれの戦術は自主解決しかない。自主解決は緊急調整が出ようが出まいが、スト規制法が出てこようがこまいが、三井鉱山が参ったという条件をつくる以外にない。三井鉱山がお手上げするまでどんな困難があってもやろうではないかという決意が万場一致で統一されたとき斗いが斗えることになる

それから解決の条件の想定であるが、この斗争をゴソゴソ低姿勢でやっているうちに相手がまいるなどということは想定できない。やはり世の中がさわぐような条件をつくる、あるいは経済的な打撃による政治局面をつくり出す。こうしなければ、者の良し悪しは別にして解決のヤマ場をむかえることはできないその場合にも三鉱連五山がたち上がるなら別として、第二組合、職員組合、組夫、などによって生産が出陣され、三井鉱山に対する攻撃の武器はだんだん手足をもがれるという状態になることが十分想定されなければならない。

昨日から五山についていろいろ意見や質問が出されるが皆さんの誇りの三井がどんなふうになっているかよく知っているのに執行部に言えというのも無理な話であるが、五山が斗争に復帰することは不可能なことは明らかである。五山が炭労の方針に従うか、われわれが除名するかという問題は別にして、五山をあてにして斗争をすることはできない。それのみではなく、敵は五山を第二組合と一諸にしてわれわれに対決してくることを想定しなければならない。この場合、五山がどの程度拒否して炭労にとどまっているかは別問題として、現在に倍する攻撃が五山にもかけられることを想定せずに斗争を仕組むわけにはいかない。そうであれば三井鉱山に重大な打撃を与えてあっせん案をのりこえた解決をしようという斗争は、三井鉱山に働く労働者をもっての対決では無理なことが理解できるのではないだろうか。

そのため、われわれは石炭資本家全体に対する対決のかまえや独占全体の実力をもっての対決を期さなければならない。石炭資本全体に対する斗いはやはり炭労との対決になる。その場合、それぞれの山における要求や抵抗をあわせて対決することもあるが、いずれにしても強力な対決のゼネスト体制を炭労全体がとれるという確認の上で斗わない限り斗争のヤマ場なり局勢の条件をつくることはできない。

第五点は戦術の問題である。戦術には部分スト、減産スト、時限の無期ストなど、柔軟な方法はいくら

でもあるが、どんな方法から出発するにしろ相手が音を上げる強力なもの、長期なものを継続しなければならない。こういう要求が出ない限り斗争は困難なのではなかろうか。

第七点は、下部の斗う体制についてである。それぞれの職場ではそれぞれの力で対決し抵抗している。また二波斗争についても六百円カンパや時限ストあるいは一週間に一回ぐらいの二回時間ストは簡単にできるかどうかは保障できない。ある程度長期にできるだろうことは考えられる。皆さんが行動方針にもとづいて安保や合理化などでいかなる場合でも指令に応じると発言下さったのは有難いが、具体的に指令するとほかの組合はやっていない、なぜ炭労ばかりやるのか、といわれる。しかもいってくるのは皆さんである。この理由は幹部の意向や答えではないと思う。下部は息切れをするほど絶え間ない攻撃がくる。それを解釈させるために皆さんはどんなに苦労しているかを知っております。私もオルグにまわると「お前はストライキの顔にみえる」と言われる。攻撃というとストライキというふうにきこえるという。こういう条件を無視して今後の体制を考慮することはできない。もちろんそういう組合員の意見だけを尊重しようとは考えていないが、この人たちを解釈させるには都合のいいことだけでなく、困難な条件について話合わないかぎり困るのではないかという考えがあるのである。

十一万人の攻撃は首切りだけでなく非常に巧妙な形で出されている。いい例は大会代議員になることにもたいへんな攻撃をうけているという事実である。あるいは組合専従者として良心的に斗おうとするため、その地位をとるためにどんなに苦労しなければならないかという事実である。なぜこういうことをいうかというと、これから十一万をどうはねかえすかは、三池の斗争で抵抗するかしないかということだけで前途が決まるような議論がされていることに不安を感じるからである。向こうの攻撃が今日のように首をメッタ切り、労働条件をバラバラにし、あるいは賃金を切下げようというような激しいときには、これに抵抗する職場斗争は容易なことではできないのではないだろうか。あっせん案中の職場斗争問題について皆さんの不安には二通りあると思う。一つは職場活動をやっていないからこういうことになった、こうなったからなかなかやれないという不安と、二つはやっているのでやれないような条件ができるのは不安だということである。どちらかといえば後者が多いのではないか。行動方針にもとづいて百パーセントやったため行過ぎだとか挑発者だとかという議論が出てくるのではないか。だから向こうが悪くなったから攻撃してくるのだと観念的に考えるのではなくて、今後はそういう活動ができる体制をつくることが優先されねばならないし、そういう議論をしあうのが本大会の使命の一つではないだろうか。のんだらやられる、のまねば勝つ、というような議論では職場斗争はできないし職場活動家を守ることはできない。大会の決定だけでは敵の攻撃をはね返すことはできない。組合員の意識と職場の体制とそれを守る組合幹部の対決の姿勢がなければならない。一時的に敗けても次の日たちあがるという姿勢がなければならない。もちろん一つは全体に影響するから一つといえども勝つことが正しいし勝たねばならない。反面、ふまれてもふまれても立ち上がるという職場や支部の体制があれば一つの攻撃で斗争がなくなるなどという議論は成り立たないと思う。そういう組合全体の体制が確立していないために議論が出、そういう議論が響き強く聞こえるのである。われわれがどういう体制をつくり上げてこそ十一万人に対決する姿勢ができるのだと判断する。

第八点は、組織問題についてである。皆さんは三鉱連・三鉱連といわれるが、今後斗いを継続する場合、三鉱連だけが組織問題がおこり、ほかはおきないとは考えられない。組織代表の率直な意見を理解していたのにまだ発言がないが職組はカンパもまだ納めていない。実際にも職員組合員を理解させてカンパからストライキという体制をつくることは容易なことではない。カンパするため組合員が脱落した支部もある。こうした苦労は、将来プラスになることは間違いないが、これが飛躍的に発展するという期待をかけることには無理がある。

第九点は中労委をめぐっての問題である。

われわれが判断した最低の条件は生産が阻止されることでありその方法があればそれに向かって最大の努力をするが、われわれの責任だと思う。裁判所や警察があんなに出た理由は、生産が目的だったのだから生産が阻止される保障があれば流血の惨事を避けようとするのは、当然であり原則的に申入れを受け入れなければならなかった理由である。また、何が出るかわからんのに白紙委任したのは甘かったという議論があったが、たしかに、結果的にはわれわれの認識のあやまりであり責任の所在だと思う。しかし申入れには、

「第二回のあっせん案を基礎にし新しい情勢を考慮して現実的なあっせん案を出す」と書いてあり、藤林あっせん案以外のものを出すと解釈するのは当時の時点では、組合幹部と労仂者側という意味でなく、あるいは相手側も含めた、国民の良識というものではなかったろうか。だからこそ、あっせん案の骨組みがでているのに会社が一週間もごねたのではないか。三池現地では会社がそれを拒否することが不思議だったのではないだろうか。これには約束とか話合いとか裏話とかはない。率直に考えてそう思っただけである。

また、中労委の見方についてであるが、われ／＼は資本主義のワク内で対決しておるので公平な判断をするとは思っていない。力関係で答えを出そうという機関である。三山の対決の結果が中山あっせん案であり、われ／＼が中断したものの答えが藤林あっせん案であったことが明らかに力関係を証明している。そして今回は、安保や全労仂者の支援によって職場の圧力がかかっており、力関係では不利ではない条件にあると判断していたのである。

第十点は、十一万体制に与える影響の問題である。

われ／＼は提案にもあるように重大な影響のあることを認めており岩さんの意見との食い違いはない。違うのは、明日にも十一万人やられるという見方である。われ／＼が常に考えねばならないのは、どこかで一回負けてもまた同じ体制に向かって抵抗できる組織をつくり上げる、そういう運動をすることである。たとえば、昨年三井鉱山の第一次合理化に際し炭労は希望退職を認めたのであって三池以下全部希望退職を認めたのではなかった。斗いは方針にもとづいて対決するが力関係で妥協したり負けたりすることはやむを得ないと理解したはずだ。そういう理解はいかなる斗争といえどもあるし、重大な斗争だけになおさらそういう姿勢が必要なのではないだろうか。幹部みずからこれに負けたらだめだ、敗けたというのは表面の理由として考えられるが、問題にならざるを得ない。したがって、今後十一万人への対決は三年間である。長期に対抗する組織体制・職場体制・支部体制をつくり上げることが最も大切なことではないだろうか。

さらに、一つの山でおきた問題に対してその企業連全体の統一斗争ができないというわれ／＼の指摘に岩さんから企業連幹部にふりまわされているのではないかという意見が出されたが、そういう面もあるだろう。しかし炭労大会で基本的な発言をした人は企業連の内部でも同じ姿勢で同じ発言をしてもらいたい。そういう姿勢がなければいつまでたっても坊主の総ザンゲに終ってしまう。この場合、とくにわれ／＼が学ばねばならぬのは中小の労仂者の姿勢である。中小では山がつぶれない、赤字・黒字の議論をする余裕はない、ずれば労仂組合は解散しなければならない。賃下げ、首切りはいやだという本能からその先頭にたって幹部は斗っているのが実態なのではないか。しかもこの中小が常に大手より長く斗い、斗いの成果をあげている。あるいは第二組合・第三組合をかかえて斗った中小もある。そしてやはり敵の陣地を少しずつ切崩しながら前進している。第二との合同にも成功している。これが大手の労仂者にできていないところに炭労全体が組織として強くならない重大なガンがあるのではないだろうか。この時点ではのむかのまないかの議論ではなくこういう体制のための議論が必要ではないだろうか。

第十一点は、長期斗争の問題であるが、これは重複するので省略する。企業連の討議についてもいま触れたので省略したい。

第十二点は、条件斗争についてである。

条件斗争ができるぐらいなら断固斗えるのではないかという指摘が再三あったが、われ／＼はそう理解していない。原則的にあっせん案を了解せざるを得ないという立場をとるのであるから、この場合の条件は千二百名の撤回を求める斗いなどではなく、一人の労仂者でも幸せにしてやろう、一人の悪条件でもよくしよう、半分でも救う道があるなら努力しよう、それでストライキができ少しでも抵抗できるならその体制をとろうということなのだ。

具体的にいうと、あっせん案前文の削除である。当然彼らは簡単には撤回しないだろう。われ／＼も完全撤回までストをうつなどとは考えられない。しかし少くとも、前文の思想なり精神を認めることはできないことを、天下に表明する必要がある。三池でこうなったからといって、われわれの職場に出されれば全部の力を出しきって斗わねばならない。強力なストができないからといって思想まで妥協したのではないという決意を表明しなければならない。政府あっせんについてもあらゆる抵抗をしてそれをとろうという考

え方である。第二項の石炭産業全体の失業者や将来の離職者問題も簡単にとられるものではないが、政府に本当の処置なくとも本気になって話合わねばならない条件のときに要求し国民に考え方をのべることは必要であり、相手の意図をはっきりさせることが必要である。

第十三項は、前項と関連するが、責任区域や生産再開という問題である。これは非常にむずかしい問題であり、どれだけとれる、どこまでとらねばならんという規定はできないので力の限界で処理されねばならないと思う。戦術的な力があるかどうかは別として、力をふりしぼってとらねばならないという認識をしている。

第十四項は、今後の組織活動である。

カンパに例をとると、拒否して斗う場合は組合員の理解も容易であるが拒否しない場合は非常に困難なことが理解できる。しかし、われ〳〵は長期の強力な斗いを決意しているのだからこの困難は排除せねばならぬし、できないことはないと思う。

王子の場合でも争議中は第一組合が優勢を保っていたが、争議が終ったらカンパもなければオルグも来ない、残った幹部が個々に組織対策をたてねばならなかった。こうした状態のなかで第二組合に吸収されていたのである。日産自動車、日鋼室蘭も同様であった。三池の同志は拒否、妥結いずれに決定してもそうくずれると思わない。しかし敵の迫ってくる攻勢に対して組織対策なり長期的な裏付けをしなければその危険もあることを予想しないわけにはいかない。組織を守り三井鉱山とのまたの対決を戦わねばならない。勝った場合でもしなければならないのに、敗北の気分をも組合員には是が非でもこれが必要なのではないだろうか。

最後に、総評の態度について、炭労大会決定以前に総評が態度を決定したのはおかしい、という意見があったが、三池斗争は指導面、経済面、組織面など、すべて三分の二ないし四分の三は総評を中心とする全国の労仂者によって斗われてきたことを見逃してはならないと思う。支援をうけるときはお願いします、解決するときはわれわれの決定を待て、という理屈は成りたち得ない。前回のあっせん案のとき炭労委員会、中斗委員会は大勢として受諾する態度を出し、総評々議員会は拒否して斗うべきだとの態度を出した。この時は皆さんから何も出ていなかった。われ〳〵は連帯責任を痛感しているのだから、できるだけ多くの幹部や組合員と話をして態度を決めねばならない。これをけしからんというのは組合民主々義に反した言動ではないだろうか。

炭労委員会の決定は全労働者の運動に重大な影響を与えるものであるがゆえに、結論を出す以前に総評幹部とも相談し最終的に意見の一致をみたのである。

今後、われ〳〵がゼネストをもって対決する姿勢をとれば総評臨時大会はいかなる力をふりしぼってでも支援してくれることは責任をもって断言できる。しかし、その前提は、炭労内部の重大な決意と斗争準備が必要であることは明らかである。

私はここで相手をうける意見を述べたいとは思っていない。いま、みんなが悩んでいることを本当に出し合い話し合いたいという願いだけなのだ。今日まで斗ってきた最高責任者として、現地の皆さんから相手を訴えられる意見を聞きたいが、組織全体が斗えないという見通しがあれば組織全体のプラスのために現地の期待だけにこたえることはできない。

われ〳〵は、将来の対決姿勢が伸展の実態を明らかにしたうえでとられることを期待しているのである。

小委員会報告書

小委員長　武藤正春。竹下浚治

委員　常磐－菅野信一（古河好間）弓野亀松（高萩）北海道－逸見永吉（昭和）森谷雅春（北炭神威）米田敏男（古河雨竜）森田久雄（三菱大夕張）熊谷左右治（住友弥生）杉淵喜治（北炭幌内）泉信夫（雄別尺別）水本春雄（東幌内）武石仁三郎（三井砂川）高橋留蔵（北炭職連）　九州－久保田勝（三菱崎戸）松田英夫（古河大峰）熊谷恒夫（仁保－中小Bクラス）中本一郎（二瀬）田原義男（三井田川）乙守登治（杵島）吉崎米雄（飯野－中小Aクラス）坂井久（興炭労）串田花王丸（日炭高松）長谷川寿英（明治赤池）「議長」竹下浚治（貝島）武藤正春（太平洋）　三池－宮川睦男（組合長）久保田武巳（副組合長）　地本－岡田利春（道炭労委員長）対馬孝且（道炭労事務局長）丸岡吉夫（九本委員長）花園繁一（九本副委員長）松本功（九本佐賀地区事務局長）菊地勇（磐炭労委員長）　中執－原茂（委員長）野口一周（副委員長）藤岡三男（副委員長）古賀定（事務局長）岡松雄（事務局次長）野宮信雄（事務局次長）

一、代表者会議

二十一日午前十時より各支部代表並に中央斗争委員をもつて会議を開催、討議事項として(1)戦術について、(2)斗争資金について、(3)斗いの展望について、(4)組織点検と強化について、(5)運動の発展について、の各項目について討議を行つたが、各代表の発言が散発的に行われる為重点討論が行われる状態とはならなかつた。このため議事運営委員会を構成（九。北代表各二名、常磐代表一名議長、中央本部二名、各地方本部代表）二十二日午前十一時三十分より開催した結果、議事進行について次の諸点を決定した。

(1)、代表者会議の使命は如何にして斗いを前向きの方向に組織出来るかにある。

(2)、斗いを組織するに当つて戦略的展望を明らかにすると共に、各支部の体制を具体的に把握する必要がある。

(3)、以上の討論の中からその進行状態を判断して小委員会を設置（九。北各十名、本部三役地方本部若干名、他に代表者会議々長団、三池労組代表）更に討論を深めていく。

(4)、代表者会議は二十二日。二十三日の両日で結論を出し、大会を二十四日に開催する。この結果を午后二時よりの代表者会議に提案、確認を求めた結果、直ちに小委員会による討論を行うことを決定し、午后三時より小委員会を開催した。

二、小委員会の経過

討議事項を代表者会議で決定した五点に求め、特に討議の焦点として戦略的展望について交互にその見解を明らかにした。

午后六時三十分一たん休憩、その間闘争運営委員会を開催して八時五十分まで検討した結果斗いを組織する為にどのような条件があるかさらにまたどのようにすべきかについて論議を集中することとし、午后九時より小委員会を再開し討議の素材を次の諸点に求めた。

◎斗いをし得る条件

1 全体ストライキ

(1)、いろいろな困難はあるが、幹部の努力によつてたたかう統一ストライキ体制は確立する。

(2)、政治情勢（一一月解散、総選挙ー社会党の進出、保守第三党の出現）はわれわれにとつて決して不利ではない。中労委よりも高い次元で解決の期待はもてる。

(3)、官公労の弾圧抗議並に年末斗争と結合させる。

(4)、三池を守る会など、国民の理解と支持はたかまつている。

(5)、三池の局地戦でなく石炭資本の合理化に対決すること。政府の完全雇傭を指標として全体のたたかいに発展させ、この中から長期のストライキは可能となる。

2 三池現地

(1)、ホツパーが確保できなくとも新らしい戦術はある。（九品目輸送阻止。完全ストツプでなくても阻止する行動）

(2)、拒否による組合員の動揺はあつてもそう多くの組合員に発展するものではない。

(3)、人海戦術で守つたホツパーは今後もある時点までは守りきることができる。

(4)、ここ二、三ヶ月間で炭労の対決体制ができれば現地の不安動揺は防ぐことができる。

3 炭労

(1)、三鉱連の離脱は断切つて行くべきだ。

(2)、ある期間、徹底的に教宣することによつて体制は確立する。

(3)、「あつせん案はのめない、たたかいの道はこれ以外にない」ということになれば組合員は納得する。

(4)、合理化に対決する為にはこの機会を逃しては他に求められない。

4 総評

炭労大会が態度を決定すれば総評の支援も期待できる。三池問題は幹部の頭の問題ではなく、組合員に浸透している。

以上についての反論の要約は

1 ストライキ体制の確立については、現地の条件の推移によつては速やかにストライキを組織するという判断に立てば、幹部の努力というだけのものではない。戦略的な展望とも併せて徹底的な下部教宣を必要とする。

2 政治情勢について

池田内閣の低姿勢がわれわれの運動に対してもその姿勢をとるという見方は誤りである。あつせん案が池田内閣の労働政策の基本方向を示すものであるし、その内容から判断して、(1)法を守る、(2)合理化を容易にする、(3)総評。炭労の指導体制の破壊、(4)御用組合の育成、という苛責ない攻撃をしかけてくるし、その点の妥協はないという見方が正しい。

3 総選挙、その他の斗いとの結合について

ある時点で一時的に三池の斗いと結合されることは否定しない。しかしいずれの斗いも

国民共通の指標とはならないから、安保斗争（議会主義擁護）（民主々義擁護）のような発展の条件を備えていない。従って三池斗争に対する炭労の体制確立の時点等から判断しても戦略的統を求めることは困難である。

その他については、中斗提案の情勢分析を参照されたい。

午后十一時まで討論の後一時休憩、休憩中開かれた議事運営委員会は「小委員会として集約すべき時期に来ているという判断から問題の焦点をさらにしぼる」ことを決定、これに基いた検討を行つた。

その中での意見として

一、(1)、執行部の方針を前提として認める。

(2)、三池現地のことを考慮に入れ最低の条件を維持するための実力行使を行う。

要求を斗いとるため三鉱連を含んだ実力行使体制を確立する。

(3)、事態収拾の腹構えをもち全体の責任体制を明らかにする。

二、あつせん案を拒否した中で大会を一時休会し、山元に持帰つて前向きの姿勢を確立するための討議の場を求め再度大会を開催して結論を出す。

三、(1)、条件斗争にしろ拒否斗争にしろ前向きの姿勢にならない限り斗いは組めない。

(2)、この体制がないと次の大会では必然的に条件斗争のみに終る。

二十三日午前二時再開討論の結果、三池代表より「山元からの上京者（各支部長）による戦術委員会を開催したいので若干の休憩を求めたい」旨の発言を諒承、休憩。

午前四時再開した結果、三池代表より「三池戦術委員会の結論として大会を休会して前向きの体制確立のため、速やかに山元討議を行うこと。その結果を続開された大会に集約する。その結論には従う。」旨の発言が行われた。

本提案について小委員会、議事運営委員会を交互に開催の結果、午前六時三十分小委員会は次の方針を原則的に確認、その内容を代表者会議に報告することとした。

一、第二十七回大会を休会とし、中央斗争委員会提案を下部で討議して結論を出す。

二、理由として拒否あるいは条件斗争いずれの場合においても統一斗争が必要であり、これが確認を求めるため下部で討議し集約する。

三、続会大会は九月二日。三日の両日、東京で開催する。

以上小委員会の経過について報告致します。

三池・二瀬斗争のカンパ納入に関する件

今日まで総評の三五〇円カンパの支援をあおぐとともに、全国各地からの支援カンパに支えられながら、第二回臨時大会の決定により二月から六〇〇円カンパを実施し、三池、二瀬の生活費カンパ、オルグ動員費、現地斗争費等一切の斗争費用をまかなってきた。

納入状況並びに収支状況は別表の通りであるが、目下斗争続行中だけに見込額も含んでいるが、八月分迄は現地三池・二瀬の貸付金を除いて収支トントンの見込である

今回の事態収拾にともない、「三池の組合員並びに二瀬拒否者の本斗争時における生活資金貸付及び期末手当融資金（三三年、三四年分は会社との間で解決するので三五年上期分のみ）については炭労全体で補償する」との考え方にたち、六〇〇円カンパの継続を次の通り提案する。

○三池及び二瀬拒否者の個人斗争積立金のうち、今後の斗争を考慮しその半額を貸付金に充当する（二瀬拒否者は全額）、三池一人当り五、〇二五円、二瀬拒否者一人当り七、〇〇〇円

○今後のストライキによるカンパ減収及び不当労働行為斗争費用、労働金庫利息等を考慮し四、五七八万円をカンパに見込む

一、カンパ対象は全組合員とする。但し三池支部は十一月分まで免除し十二月分より納入する。

二、六〇〇円カンパを昭和三六年四月分まで継続する（四月分は三〇〇円）、但し、中小支部は一〇〇円を目途に努力する。

三、納入方法は当月分は翌月二十日までに納入することとし、納入人員、ストライキ取扱等は従来通りとする。

四、納入及び未納内訳は別表の通りであるが、各支部は各月毎に完全に納入することとする。

五、納入期日一ケ月を過ぎても未納の場合は二ケ月目よりその利息は支部負担とする。

六、本カンパ継続方針は現状判断の中で提案しているが、今後事情が大きく変更される場合は次期執関で明らかにする。

(1) 貸付総額

（一般生計）（拒否者分）＠12,000円（9月分生活資金）（拒否者の医療費・就学費の他）特別貸付（上期 35年期末 人当1万円）

三池　282,102,820円＋64,322,972円＋110,000,000円＋30,470,000円＋98,500,000円＝585,395,792円

二瀬拒否者（71名）

（生計）＠12,000円（9月分生活資金）（35年上期々末人当1万円）

9,773,062円＋860,000円＋710,000円＝11,343,062円

計　596,738,854円

(2) 斗争積立金

三池　22,343,032円

二瀬　497,000円

計　22,840,032円

(3) カンパ月当り見込額

大手支部　600円×123,156名×95％≒70,198,920円
中小支部　100円×9,818名×50％＝490,900円
計 70,689,820円

(4) 今後のカンパ方針

(1)(596,738,854円－(2)22,840,032円)÷(3)70,689,820円＝8.12ヶ月

今後のストライキによる減収及び不当労働行為斗争費、労働金庫利息等を考慮し、4,578万円を見込み、8.5ヶ月継続することとした。

	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分
大手支部	600円	600	600	600	600	600	600	600	300
中小支部	100円	100	100	100	100	100	100	100	50

8月現在三池組合員貸付状況

企反斗争借入金総額　484,800,000

内　訳

一般生対	282,102,820
拒否者	74,322,972
脱落者	44,227,070
特別貸付	30,470,000
その他特別貸付	50,603,363
残　高	3,073,363

貸付金1人当金額

(282,102,820 + 30,470,000) ÷ 7,709 = 40,546

拒否者人当貸付金額

74,322,972 ÷ 1,183 = 62,825

期末手当貸付状況

33年12月26日（福岡労金）	133,000,000	人当	8,000（会社と妥結し未払分）
34年 8月10日（〃）	131,760,000	〃	10,000
〃（熊本労金）	24,000,000		
34年12月26日（福岡労金）	37,000,000	〃	3,000
〃（〃）	6,141,600		
35年 8月11日（〃）	63,000,000	〃	10,000
〃（熊本労金）	20,000,000		
〃（〃）	5,500,000		
計	420,381,600	〃	31,000

8月現在二瀬拒否者貸付状況

生活資金	9,748,522	34年11月以降
税金その他	24,540	
計	9,773,062	一人当り（71名）137,649

期末手当貸付状況

34年12月	560,700	一人当	8,000
35年 8月	710,000	〃	10,000
計	1,270,700	〃	18,000

三池斗争資金収支状況

収入の部　1.103.071.152円

(1) 総評

100円カンパ	194.901.120	(216.556.800×90%)
オ一次50円カンパ	97.135.560	(107.928400×90%)
オ二次　〃	97.135.560	(　〃　)
オ三次、四次 〃	194.271.120	(215.856.800×90%)
オ五次　〃	97.135.560	(107.928400×90%)
計	680.578.920	

(2) 炭労600円カンパ

2月分	74.864.000
3月分	73.440.000
4月分	60.206.000
5月分	59.589.000
6月分	45.441.000
7月分	58.714.000
計	372.254.000

(3) 外国よりのカンパ

国際自由労連	5340.800	(第3回迄)
(西)ドイツ炭鉱労連	2598.784	
ユーゴ鉱山冶金化学労連	715.952	
国際鉱夫連盟	402.400	
世界労連	7.025.679	
中国総工会	7.261.437	(第2回迄)
世界労連代表	110.000	
スエーデン労働組合	207.700	
ベルギー 〃	178.562	
ソヴエット 〃	3.580.000	
計	27.421.314	

(4) 友誼単産並びに全国からよせられたカンパ

7月15日現在	4.227件	23.957.641
三池 7/16～7/20	127件	485.966
三池 7/22～8/5	405件	1.777.682
本部 7/16～8/5	9件	81.319
計	4.768件	26.302.608
支払(三池にて)		−3.485.690
差引　計		22.816.918

支出の部　1.125.046.151円

斗争資金カンパ	497.756.400	三池 485.000.000. 三鉱 12756.400 (別紙参照)
斗争費その他諸雑費	201.824.900	別紙の通り
現地斗争費	119.599.177	5月～8月の経費 5月　14.594.861 6月　32.019.317 7月　44.984.999 8月　28.000.000(見込)
不当弾圧対策費	30.000.000	78件 205名の逮捕者
傷害対策費	10.000.000	7.31現在負傷者(死亡を含む) 692名 救済を要する者 55名 オルグ 177名 宮浦 169 四山 111 三川 204 本所 10 港務 21
オルグ動員費	265.865.674	

(収入)　(支出)　(不足金)

差引　1.103.071.152円 − 1.125.046.151円 = (−) 21.974.999円

方針

不足金21.974.999円については今後のカンパ完全徴収、カンパの早期徴収による利息節約、オルグ動員費の節約等で収支トントンにもっていける見込みである。

カンパ金配分処理について

（三池）

入	金	出	金	
34年総評	75.000.000	34年12月期末	70.741.620	期末一人当り 5.000
35年1月炭労	30.000.000	35年 2月支出	28.439.500	2月4日一人平均 3.000
3月〃	70.000.000	4月一時金	49.130.000	4月4日一人一律 5.000
5月総評	100.000.000	5月	100.000.000	5月5日一人一律 5.000 5月15日一人 5.000を 5月分生活資金に含めて支払
6月〃	70.000.000	6月	70.000.000	6月分生活資金に含めて同時支払
7月〃	70.000.000	7月	70.000.000	7月分 〃
8月〃	70.000.000	8月	70.000.000	8月分 〃
小計	485.000.000	小計	458.311.120	
		残高	26.688.880	斗争費に充当
合計	485.000.000	合計	485.000.000	

（二瀬）

34年12月	10.000.000	34年12月	10.000.000	全組合員一人当4000支給
35年 3月	375.000	35年 4月	375.000	拒否者に対し一人当5.000支給
4月	720.000	5月	360.000	〃
		6月	360.000	6月分生活資金は含めて支給 一人 5.000
6月	553.800	7月	553.800	〃
7月	553.800	8月	553.800	〃
8月	553.800	一ヶ月遅れ支払のため留保している		
計	12.756.400		12.202.600	

諸経費内訳

科目	3月末現在	4月～7月末	8月分及未払	計
地方本部斗争援助費	10.750.000	4.960.000	2.390.000	18.100.000
三鉱連斗争援助費	9.400.000	1.400.000		10.800.000
二瀬斗争〃	3.000.000			3.000.000
総評派遣〃	15.000.000	2.200.000		17.200.000
行動費	4.016.344	265.658	100.000	4.382.002
印刷費	4.137.110	947.941	250.000	5.335.051
オルグ交流旅費	14.708.312	10.343.283	4.624.969	29.676.564
広宣費	1.331.914	3.964.146	1.000.000	6.296.060
交通費	245.630	392.152	100.000	737.782
雑費	1.363.651	577.132	120.000	2.060.783
会議費		1.980.424	200.000	2.180.424
弁護士費		1.091.997	㊗3.120.926 3.287.077	7.500.000
支払利息		4.726.998	83.829.236	88.556.234
中斗費		2.028.944	2.971.056	5.000.000
三池中央共斗費	246	513.272	486.728	1.000.000
計	63.952.961	35.391.947	102.479.992	201.824.900

オルグ交流費内訳（8月分）

1月オルグ	39名	924.969.−
7月オルグ	100名	3.200.000.−
その他		500.000.−
34年越年、越冬資金利息		37.500.000.−
その他利息		51.056.234.−

オルグ動員の内訳

炭労

3月17日 〜 7月31日	延	171.709名	157.055.567.-
8月 1日 〜 7日		2.670名	2.670.000.-
8月 8日 〜 31日		385名	15.400.000.-
		15.400名	
計		189.779名	175.125.567.-

総評

4月20現在	延	16.651名	8.325.500.-
〃	地評延	4.113	2.056.500.-
4月21日 〜 5月20日	延	22.474	11.237.000.-
〃	県評	4.732	2.366.000-
5月21日 〜 6月20日	延	20.959	10.479.500.-
〃	県評	3.301	1.650.500.-
6月21日 〜 7月16日	延	14.403	7.201.500.-
〃	県評	2.123	1.061.500.-
7月 7日 〜 7月21日	大地評延	10.715	5.357.500.-
7月17日 〜 7月25日	延	21.680	10.840.000.-
7月26日 〜 8月 7日	延	3.521	1.760.500.-
〃	県評	69	34.500.-
8月 8日 〜 8月31日	一日	350	
	延	8.400	4.200.000.-
計		133.141	66.570.500.-

合計 延人員	322.920名	241.696.067.-
計上（110%）延人員		
一日平均（2.114名）	355.212名	265.865.674-

(1) 総評関係 労金借入及び利息内訳

	3月 3/18	4月 4/12	5月 4/27	6月 6/11	7月 7/13	8月 8/11	計
全逓		3.000		3.000			6.000
全電通		3.000		2.000		1.000	6.000
全農林		1.000				1.000	2.000
私鉄		2.050				1.000	3.000
合化		2.000	1.000				3.000
全鉱		1.000			1.000		2.000
日教組	4000		2000				6.000
全林野			1.000				1.000
自治労			1.000		2000		3.000
国鉄			2000		3000		5.000
全水道			1.000				1.000
全[illegible]工			1.000				1.000
全専売	2.000			1.000			3.000
全日通				3.000			3.000
全金属				2.000			2.000
化学同盟					1.000		1.000
全建労					2.000		2.000
新聞労連					1.000		1.000
紙パ	2.000						2.000
炭労					1.000		1.000
全印総連						1.000	1.000
全国税						1.000	1.000
全労働						1.000	1.000
全厚生						1.000	1.000
国際電々						1.000	1.000
全港湾						1.000	1.000
全自運						1.000	1.000
全司法						1.000	1.000
計	8.000	12.000	9.000	11.000	11.000	11.000	62.000
摘要	① カンパ分	② 三池生活資金貸付	③ 45円分カンパ	④ カンパ 7.000万 貸付 4.000万	⑤ カンパ 7.000万 貸付 4.000万	⑥ カンパ 7.000万 貸付 4.000万	

金利を11月として計算

①8,000万×2.8銭×15日　8,000万×2.8銭×244日=5,465,600　計 5,801,600
②12,000万×2.8銭×19日　12,000万×2.8銭×214日=7,190,400　〃 7,828,800
③9,000万×2.8銭× 4日　9,000万×2.8銭×214日=5,392,800　〃 5,493,600
④11,000万×2.8銭×20日　11,000万×2.8銭×153日=4,712,400　〃 5,328,400
⑤11,000万×2.8銭×19日　11,000万×2.8銭×122日=3,757,600　〃 4,342,800
⑥11,000万×2.8銭×22日　11,000万×2.8銭× 91日=2,802,800　〃 2,802,800
小計31,598,000
9,000万×2.8銭×70=1,764,000　合計33,362,000

(2) 炭労関係
イ. 34年春闘資金、総評資金利息　73,567万円に対する利息
2月590万, 3月590万, 4月590万　5月590万　6月590万　7月400万　8月400万
計 37,500,000
ロ. 遅配資金　7,257万×2.8銭×60日=1,219,200
ハ. 三鉱二期　拒否者35年闘争資金利息　9,071万円×2.8銭×60日=1,523,900
合計 40,243,100

(3) 三池関係　借入金　184,925,000の利息
4月～7月　5,112,068)
8月～11月　5,112,068　10,224,136

総計 83,829,236

総評・炭労カンパ納入実績表

総評100円 50円カンパ（35.7.26現在）

摘要	納入割当額	実際納入額	未納額
100円カンパ	194,901,120	165,207,585	29,693,535
第一次50円カンパ	97,135,560	31,966,798	65,168,762
第二次 〃	97,135,560	24,689,925	72,445,635
第四次100カンパ	194,271,120	11,217,162	183,053,952
第五次 50円カンパ	97,135,560	0	97,135,560
計	680,578,920	233,081,470	447,497,450

全国各地から寄せられた三池斗争支援物資内訳

1959.12月～1960.7.31

	宮浦		四山		三川		本所		港務		三鉱		月別小計		月別総計
	大口	小口	大口	小口	大口	小口	大口	小口	大口	小口	大口	小口	大口	小口	(大口+小口)
12月	48	163	44	158	61	237	31	122	26	79		11	210	770	980
1	223	160	170	141	292	204	106	170	119	116		9	910	800	1,710
2	26	9	24	14	27	76	26	14	6	24			109	137	246
3	20	172	10	70	26	144	22	125	15	89			93	600	693
4	30	35		42				80					30	157	187
5	3	215	3	145	59	153	2	75	20	94			87	682	769
6	35	358		538	113	598	5	331	4	300	2		159	2125	2,284
7	156	226	129	155		473	99	61	29	229			412	1144	1,556
支部別小計	540	1,338	380	1283	579	1,885	291	978	219	931		20	2010	6416	
計	1,868		1,663		2,464		1,269		1,150		22				個 8,425

ニューズ 36

三池を守る決議を採択！！

福岡県総評第十一回定期大会は、八月二九〜三〇日、福岡市教育会館で開催された。三池斗争をかかえた地元として、また安保斗争における共斗での先進的役割を果した点で、一年の斗いをしめくくり、新しい前進をかちとっていくことが期待された大会であった。そのことは多くのメッセージがふれ、代議員の発言のなかにもあらわれた。そして大会は若干の混迷を残しながらも、三池斗争について、炭労があっせん案を拒否して斗うことを期待し、全労働者が共に斗うことを決議した。また、安保共斗と革新県政の総括のうえにたって、現段階の共斗をさらに恒常的なものとして追及していくことになった。

★福岡県評第11回大会ひらく★

三池斗争に現地の決意を示せ

八月二九日午後一時半、丸山次長が開会のあいさつ、議長団に木下（炭労）、矢松（県職）、岩崎（電通）の三氏が選出された。総評総務次長からはじまって、社会党福岡、共産党大淵、国会議員団河野、県議団、県原水協、部落解放同盟、社会主義協会、福岡婦協、松川被告団などから、それぞれあいさつが送られた。あいさつでは一致して、三池と安保の斗いの中心となって斗ってきた福岡の労働者の力をたたえ、いまの困難をのりこえて、斗う方針をうちだすことを期待したものであった。

一般経過報告に対する質疑、運動方針に対する意見として、代議員からだされたものは、

。あっせん案提示後、動員が目標を下廻っているようだが、どのような指導をしているのか

。あっせんの申入れがあった段階で、労働基本権をふみにじるようなものは認められないという態度を明確にしていなかったことが、あっせん案提示後の態度を弱くしたのではないか。

。炭労が下部討議をやっている時点にたって、ともに斗ってきた現地として、あっせん案に対する態度を示すべきだ。炭労大会までは静観なのではないか。これらの意見をうけた執行部は、第二日の昼休みに幹事会を開いて、態度を検討し、午後の冒頭に次のような態度を表明した。

①、あっせん案は、労働基本権を侵害するものであり拒否すべきである。

②、拒否したあと、斗いをすすめるために、各単産はカンパ、動員の継続と実力行使体制確立に努力する

③、炭労大会が、拒否して斗う態度をきめることを期待する。

大会は、この方針を確認し、さらに、大会の終りにあたって、別項のような「三池斗争を全労働者で守り抜く決議を採択した。

安保斗争の成果継続発展させる

大会のもう一つの論点になったのは、安保斗争の評価と、これをどう正しくうけとめ、発展させるかという問題であった。一つは、総選挙をどう斗うかという側面からであり、もう一つは革新県政を革新勢力のものとするための力にどう生かすかという面からである。

総選挙のとりくみについては、全日自労から提案された修正案を中心にして論議がおこなわれた。修正案は〃選挙は安保斗争の継続であり、総括である。社、共、総評を中心にした安保反対の人民の団結によって解散に追込んだ。有利な条件の中で斗かわれる点に意見を統一し確信をもたねばならない。したがって、労組内での政治活動自由を獲きながら安保斗争に力をつくした革新政党を積極的に支持しその候補数と議席の増加を斗いとらねばならないというものである。

この意見は多くの拍手をうけた。しかし、すでに、中央総評や各単産での決定の状況及び県評規約（単産に拒否権がある）との関係、さらに安保共斗組織の恒常化についての話合いの行き詰り状況（後述）等をあげて、執行部から原案「革新政党の候補者数をのばすと同時に議席数の増加をはかることが当面の任務となってきた」が、ぎりぎりの統一点であることが明確にされ確認された。

県共斗をどうするか

革新県政をどうすゝめるかはまだ混迷の域を脱しきらずにいるという反省にたって、従来の県会共斗会議を改組し、地公労を中心に県政共斗会議とし、事務局に担当者をおくという提案に対して自治労県連から修正案が出された。

修正案は、革新陣営の政策を県政に結集する場がなかった点を指摘するとともに、安保斗争の成果に立って民主勢力を統一していくために、総評、社共が中心になって共斗の場をつくることを緊急の任務と

大之浦労組 教宣部

した。

これに対して、安保共斗は破棄を目標に統一化することがきめられながら、社会党の方針へ党として共産党と共斗していない）及び財政面（県会共斗と二重になる）から社、共、総評で県民会議という方向でやってきた—安保共斗と県会共斗を統一する—話合が行詰っている経過が報告され、修正案が決定されても、実現が困難なことが指摘された。

こうした実情のなかで、「福岡県における革新勢力の体勢を不動にするために県民会議をもうけるしことを確認し、その実現について、さらに県評が中心になって、活動をすゝめることになった。

失反共斗の設置

全日自労を中心にして、組織未組織労働者との共斗の面で貴重な経験をつんだ失反斗争について、これをさらに発展させる方針が示されていたがこの斗争を推進するためには、筑豊五地区労、炭労から共同提案がされ、確認された。

・失業反対共斗会議（当面、炭労、口鉄、教組、全駐労、全電通、自治労、全日自労、地区労（遠賀、大牟田、筑豊五地区、粕屋）福生協をもって構成し・オブザーバーとして社共参加）を設置し、県評内に事務局と専従体制をしく。

採択された決議

1. 三池斗争を全労働者で守りぬく決議（地評）
2. 勤評斗争共斗強化に関する件（高教組）
3. 芦屋基地反対斗争に関する決議（遠賀地協）
4. 全金属戸畑電気器支部斗争支援に関する決議（全金）
5. 松川の勝利をかちとるための決議（口鉄）
6. 廣田タクシー斗争支援に関する決議（久留米地評）
7. 電気料金値上げ反対斗争に関する決議（炭労）
8. 福岡市長選福田昌子氏すいせんに関する決議（福岡地区労）

以上を確認した。

三池斗争を
全労働者で守り抜く決意

去る八月一八日より開催された炭労第二六回臨時大会は中労委斡旋案の諾否を保留して、これを山元の全組合員の討議にかけた。六日間にわたる大会並に小委員会の白熱的な討論は、一九六〇年を〃労働運動の曲り角〃にしようとする自民党内閣並びに日経連の安保体制確立、日本独占資本のためのはげしい弾圧と合理化攻撃に苦闘する炭鉱労働者の苦悩を示した。

炭労大会で中斗が示した方針の中で明らかにされているように「第三次斡旋案の骨長し及び「斡旋案が今後の運動におよぼす影響」を考えるときに、このような斡旋案は労働者として絶対に承認し得ないものでないことは、日本の労働者の一致した見解であった。ましてこの斡旋案のあとにつゞくであろう炭鉱労働者十二万人の首切りと、あらゆる産業に起きている合理化攻勢とを考え合せるときに、三池の斗いは〃よく斗ったが敗れた〃で済まされない重大な意義をもっている。

われわれは、いま三池斗争と安保斗争の成果や、労働者の連帯性を誇りうる段階ではない。もし、三池斗争が斡旋を受諾して終結した場合、それは直ちに日本の労働運動の停滞と後退を意味するし、またこのような情勢の中で一歩後退することは更に敵の追撃をうけ二歩、三歩と限りなく後退を余儀なくされるであろうことは、労働運動の歴史に照らしても明らかであるからである。いうまでもなく組織の強化し統一斗争の前進も斡旋案受諾後の敗北感の中からは決して生まれない。困難であろうとも、いばらの道を切り拓いて行こうという労働者の斗うエネルギーを吸み上げる中にこそ、労働者の前向きの体勢と連帯性は更に強固なものとして確立されるであろう。

いまわれわれ日本の労働者にとって一番大切なことは、今迄の斗いの経過から情勢判断することではなくて、斗いの欠陥を反省是正し如何にして前向きの姿勢で全体の統一斗争を強化して行くかという論議である。敗れても、けられてもなお伸びてゆこうとする労働者の不死鳥のような強じんなエネルギーを正しく把握し、伸ばすことと以外に労働運動を前進させる道はひらけない。勿論われわれは今までの三池との共斗において欠ける点の多くあったことをこの機会に深く反省する。

然し三池斗争のもつ重大性をもう一度確認し三池を全日本の労働者の防波堤としてでなくて、全労働者にふりかかってきている火の粉として、更に真剣にもう一度この斗いを勝利させるためにたち上ろう。

もし、炭労大会が大衆の斗うエネルギーを吸い上げ斡旋案を拒否して斗うという決定を行うならば、われわれはこれを炭労大会のみの決定としてでなく、全労働者の決意として更に統一と団結を固めつゝ三池斗争を守りぬくであろう。

右決議する。

一九六〇年八月三〇日

福岡県労働組合評議会第十一回定期大会

ニュース

37

炭労大会
再　開

下部討議をキソに統一を求めて

二日目から支部代表者会議に

×××××××

九日間の大衆討議を終えて、炭労オ二七回大会は、九月二日再開された。会場は板橋区民会館・午前十時開会して、休会前の状態でそのまま議事に入った。小委員会議長をつとめた、武藤、竹下両氏から、休会に至るまでの経過が報告されたあと、下部討議の実体報告が行われた。約三〇支部から、ほとんど拒否して斗う発言。午後四時すぎ議運から「会期二日間延長」が提案されて確認。さらに、オ二日目は午前十時から炭労本部で代表者会議をおこなうことが決定された。従って代表者会議で各支部の討議が出され、討議を深めることになった。

なお、炭労から「宇部窒素支援体制確立について」動議が出され、確認された。

×××××××

下部討議の報告

大会が休会になって九日間、下部討議の期間としては決して長くはない。山元では、ほとんど代議員会、中央委員会といった中間決議機関や、あるいは大会を開き討議のなかで全組合員の無記名投票をしたところもある。受諾をきめたところでも「あっせん案が呑めるような性質のものでない」ことは一致して指摘されている。その上にたって、どう統一した斗いを組織すべきか、展望はどうしたら開けてくるかという点で苦悩した。

このことは、再会大会にもちこまれた。約三〇支部から大衆討議の実体が報告された。数支部から受諾止むなし、全体で斗えるなら斗いに参加するという報告がされたほかは、大多数が拒否の意見。

今後のすゝめ方

昼の休けいを除いて夕刻まで、つぎつぎに報告がおこなわれたが、全支部が報告し、討議して一致点をみいだすために、会期二日間延長が提案されて確認された。さらに、オ二日目は支部代表者会議に切替えて、午前十時から炭労本部で行うことを確認。続いて、代表者会議の運営方法について

1、各支部から討議の実体を報告する。

2、報告にもとずいて討議し、結論をみい出していく。

ことが決定された。

「宇部窒素支援体制確立の動議採決さる」

宇部窒素労組（太田総評議長の出身組合）は、三田村系の愛労分子による全労加盟の策動がロコツになり、――情況は後述――これをはね返すために、九月一日山口県評のよびかけで「宇部窒素を守る共斗会議」が結成された。

その中で同資本の共炭労が中心になって支援体制をとること、また炭労傘下支部の支援体制確立について炭労大会に要請することが確認された。

この共斗会議の要請にもとずいて、炭労の坂井次長が炭労大会に「宇部窒素支援体制確立」について緊急提案を行ったわけである。大会は

1、炭労としての支援体制を強力にすすめること

2、具体化については執行部一任

という決定をおこなった。

中国派遣代表きまる

大会オ一日目終了後、炭労中執は、中国派遣の代表団について検討したけっか、九州地方を一名増員して四名にすることを決めた。

九州からは、次の四氏が代表になる。

貝島労　野田副組合長
共炭労　園田　〃
西杵労　武富組合長
日尾労　中原　〃

なお、団長は、炭労本部の高垣教宣部長に決った。

宇部窒素の状況

ここで、大会で可決された動議提案に至る経過と、その背景になっている宇部窒素労組の情況を簡単に紹介しよう。

二八年頃から、会社の推せんによって三田村の研究会への出席者がふえ、全労加盟の運動がはじめられた。三四年からは「全労加盟促進会」が結成されて、常駐者をおき、公然と分裂活動がおこなわれだした。

組合執行部は、全組合員（総評系一、六〇〇　全労系一、〇〇〇名）の投票で選出されるために、総評系で占められているが、決議機関である評議員会は職場ごとの選出によっていて、全労系で牛耳られる結果になっている。

こうした状態のなかで、執行部を全労系で占めるために、「業務執行委員の選出方法について、選挙区で、まず選挙をやって候補者をしぼり、全員投票では½以上得れば当選」という規約改正案を、七月中旬の評議員会に提案してきた。

それ以後、この改正案を中心にして、「組合民主々義を守る」ことが双方から違った角度から問題にされ出したわけである。

全労の側はおきまりの「アカ攻撃」とこのままいけば

1960.9.5

三池みたいな泥沼におち込まそというオドシを会社と共に宣伝している。

これに対して、総評系労働者の中で、規約改正について全組合員の意見を反映させるために、臨時大会開催を要求する署名がおこなわれ、半数以上をえて開催要請がされた。

これを受けて執行部は八月二六日大会開催を告示した。

ところが評議員会は牛耳っていても、大会乗切りに自信のない全労系は、大会流会戦術をとった。

そこで、九月九日に改めて臨時大会を招集することになり、このような状況のなかで、二日「共斗会議」が結成され、支援体制がとられることになったわけである。

以上

炭労大会 ☆第二日目の状況☆

事態収拾が多数

九月三日午前十時、炭労本部で八五支部の代表者が集って代表者会議がひらかれた。

ほとんどの支部から態度が表明されたが、中斗提案を了承し事態を収拾するというのが多数であった。

不一致の問題点

これらの報告を通じて、次の三点が一致していなかった。

1、今後の戦略、展望
2、戦術
3、内部体制

したがって、この点を中心にして討議をすゝめることにして、午前中終了

議事のすゝめかた

午前中の会議終了後、議事運営委員会が開催された。構成は、九、北海二名、常盤一名、中執二名、地域一名、議長二名。討論のなかから基本的な方向を見だすという前提にたって次のことを確認し、午後の代表者会議が続行された。

1、先の三点について各支部が一致するように最大限の努力をする
2、会期中に終るようにする

三池から行動隊到着

午後一時一〇分、三池から行動隊一九名が元気で到着した。

大牟田から東京まで一三八〇キロ、八月三一日午前五時半に大牟田を出発してから、途中、岡山（労館）、名古屋（国鉄）、箱根に宿泊し、めしもそこそこに、雨の中もつゝぱしり、カンパや激励に支えられてついたものである。三池オルグ団のかんげいをうけたあと、開催中の代表者会議にあいさつを行った。

ニューズ 38

峰地・七日の拡斗委で妥結確認

斗いの批判・今後の方向をさらに検討

既報のように、妥結確認にいたらないまゝ、七日の拡大斗争委員会にもちこされていたが、七日行われた拡斗委で確認された。

まず論議になったのは、四日の大会での戦術について、である。記委は、本協定を最低として、職場で前むきの方向で進めていく、という戦術をしているが、これは妥結を確認したものかどうかという問題である。一旦採決が行われたが、多数決で決めるというのでは問題があるというので、さらに討論がつゞけられた結果、妥結を確認することになった。

ついで、執行部提案の五〜六日検討してまとめた、①自己批判 ②今后の方向 ③執行部の態度、が提案された。妥結を確認し、この妥結を最低として今後前むきの姿勢で斗いをすすめていくことが、意思統一された以上、執行部の態度としてはその先頭に立つべきだといった意見が出されたが、今後小委員会を設けて検討していくことになった。なお、妥結内容は次の通りである。

定員制の廃止

１、左記の職場に設けられている定員制を廃止し、必要人員は次の通りとする。

職種	定員	現在人員	必要人員
坑内運搬	五一	三九	四七
巻方	二一	一八	二一
ポンプ方	一一	六	一一
坑外運搬	六一	四〇	四七
安全灯	一三	一〇	一一

２、残業、公休出勤は適正に実施する。手当は次の通りとする。

(イ) カッター撒水に対する賃金、採炭の切羽削の賃金・掘進鉄背出し賃金は現行通り支給する。

(ロ) 同一ポケットに所さく炭を入れた場合、三分の一函

(ハ) 発破方実務手当	一方当り二〇〇円以内
(ニ) 発破方小修理繕手当	一方当り　六〇円
(ホ) 発破方の払搬入手当	一方当り一二〇円
(ヘ) 給水の投薬手当	一方当り　五〇円
(ト) 大発土岩とコンプレッサーの運転を兼務した場合	一方当り　五〇円

（附属協議事項）

(イ) (イ) 当該番の月曜の甲方早出は仕繰の都合によりその都度定める。

(ロ) 金札線の月曜の甲方早出は六時三〇分とする。

(ニ) 外部の両方の起動は八時面開始とする。

交替歩・当番制

３、交替歩は次の通りとする

(イ) 運搬員

個所名	現行	提案	妥結
三五〇馬力	六〇分	四〇分	四〇分
六〇〇馬力	三〇分	〇	一五分
三〇〇馬力	九〇分	六〇分	六〇分
水平坑	三〇分	三〇分	三〇分
水平奥	六〇分	四〇分	四〇分
人車	六〇分	四〇分	四〇分
電車	九〇分	六〇分	六〇分
責任	六〇分	〇	一五分

(ロ) 巻方

六〇〇馬力	六〇分	〇	二〇分
三五〇馬力	九〇分	六〇分	六〇分
三〇〇馬力	一二〇分	八〇分	八〇分
二〇〇馬力	六〇分	六〇分	六〇分

(ハ) 採炭機械

乙方（職場交替する場合）　六〇分

(ニ) 内電

乙、丙方　六〇分（従来通り）

(ホ) 内修

乙方（現場交替する場合）六〇分

(ヘ) 給水ポンプ　各方　六〇分

4、当番制を廃止し作業人員を次の通り配置する

	現行 甲	現行 乙	現行 丙	改訂 乙	改訂 丙
内木	1	1	2	1	1
採炭代機	2	1	1	1	1
内修	4	2	2	1	1
内電	2	2	2	1	1
外電	1	1	1	0	0
計	10	7	8	4	4

ラーら

1960・9・14

大之浦労組教宣部

（当該職場の作業人員が著しく減少し、または著しく作業に支障を来す場合は、乙丙方の作業員を甲方に勤務させることがある）

軽作業・その他

5、軽作業は従来の制度―保安要員をあげるような形の制度を改め、アフターケアー的なものとする。賃金はその都度決める。

6、大腹検身の廃止
撤回（執行実施中の要求は前項）

7、票民決め及び切羽転換の支払の賃金補償は従来通りとする。

8、個所替、作業替、作業指示については、将来円滑に行えるよう具体的方法を今後労使双方研究するものとする（既争議協約事項）

9、所定就業時間とタイムレコーダーによるアロワンスの関係を双方確認し、従業員に周知徹底を図るようにする（既協約規程事項）

10、坑内名職にして坑外に常駐する者は職種を変更する。（職種の変更にあたっては充分本人の意見を尊重しておこなう）（執行期間中の賃金は坑内賃金を支払う）

外注・請負への切替

11、(一) 外注作業にたす場合は事前に組合と協議する
1、坑内については会社の意志を尊重する
2、外注作業の範囲は鉄工の一部、坑炭外修の一部、外部の一部、内修の一部、工作部線の一部とする。

(二) 職員に切替える職種は次の通りとする。
ガンラク大任係、坑内技術、病院火夫、（鉄道私線については充分本人の意志を尊重して転籍をおこなう）

(三) 次の職種については人員減に伴い逐次職員に切替える。坑木方、労務監督、ガンラク、探鉱（この場合も充分本人の意志を尊重して行う。）ツル場は従来通りとする炭作業の内容を改める。

職場規律に関する件

12、（賞罰委員会の構成は団体に行いたいとの会社提案を撤回してもらったものと考え提案を取下げる）

13、（切羽の割付、責任者の任命、今後団交で双方で研究）

14、（現場係の付添は協定によるものという提案は、実行その通りであるということで撤回）

15、作業の円滑化をはかるために、実態に応じ休憩時間及び始業時間に時差を設けることについては、組合と協議する（既争議協約事項）

福利厚生に関する件

16、豆炭、薪の価格を次の通りとする

	33/9	33/10〜33/3	34/4〜	（現行）
豆炭	一〇円	一五円	二一円	二円／俵
薪	二円	三円	四円	四〇円／把

但し、薪は会社の古坑木で作製したものに限る。

17、国鉄バスは廃止する（三坑の社宅は巡廻とする。また予防接種の場合は原則として医師を派遣する）

18、山元昭和三十二年十一月七日付決定事項中、社宅の新築改造工事は延期する。

その他

19、厚生館は移転する。
(1) 現在寮務者の配転は組合と協議の上行う。
(2) 業務担当者の指定に当っては組合と協議する。

20、（診療所を積極的に活用する意向はない故、将来分院とし、医院は内外科としたい）

21、安全委員会は現行通りとする。

22、鉄柱調査は採炭状態に名称を変更する（既争議協約事項）

23、選炭の配置については、左記の通り改定する（新提案第十一項）

	甲	乙	丙
鉄車線	5		
貯炭取	1		
運搬	1	1	
坑内	1	1	
検量	1	1	1
木区代	2	2	
ベルト掃除	2	1	
公証渡し	1		

〈実施期日は九月一日〉
解決の立上り資金として、一人当り五、〇〇〇円
八日十一日より無期スト期間中、有給休暇を相殺していた分、これを撤回。

以上

ニューズ

39

宇部
窒素

分裂策動を封じ大会成功

共斗会議が組織活動続ける

既報のとおり、二七回炭労大会で採択された動議にもとずいて、炭労をはじめ九州炭労全下支部から も三〇名のオルグが入り、現地共斗会議のもとに、大会成功のための活動にとりくんできた。全労系は六日、組合員総数二五六四名のうち、一七七六名が脱退署名をしたとして 才二組合の旗上げをおこなうなど、職制と一体となった策動によって、分裂を成功させようとした。しかし、九日の組合臨時大会は、組合員の三分の二以上を結集して、みごとに分裂策動を封じた。

全労系 才二組合結成

組合員の署名によって開催要求のおこなわれた八月二六日の臨時大会を流会させるために全労系幹部は、会社と一体となって妨害をおこなったが、流会となるや「合化脱退」「全労加盟」を公然と表明して、分裂屋の正体をあらわした。さらに九月二日、共斗会議が発足して、オルグが入り、九日の大会をめざして活動がおこなわれはじめると、才二組合結成という組織的分裂の挙にでてきた。

部課長という管理職までが、労仂者を一人一人よびつけて脱退署名を強要し、連日、反共、反総評のカンパニアがおこなわれた。こうして、六日には才二組合結成を宣言して、一七七六名の脱退通告を労組におこない、七日には事ム所を設けて 臨時執行部の選出をやった

「強制による才二組合はみとめない」

組合は、「弾圧をはねかえして臨時大会え」脱退をはね返して統一と団結を守ろう」とよびかけて共斗オルグとともに大会成功をめざして奮斗してきたが才二組合結成通告に対しては、「組合員を強制的に署名させ職制と共謀した強迫的手段による組合結成は、断じて認めることはできない」と拒否の態度をあきらかにした。さらに七日には、山口地労委に対して、会社の不当労仂行為について、次の内容の提訴をおこなった。

一、会社は組合の運営に不当に介入した。

二、団体交渉権のない新組合と交渉をおこなってはならない。

三、会社は組合に対して謝罪文をだすこと

大会成功に喜びの拍手

組合が才二結成をみとめない態度を表明して、「自分の意思によらない脱退を取消すよう」訴えると、組合員のなかから応じるものがでてきた。

こうした情況のなかで、組合はじまって以来といわれる臨時大会の開催日となった。

会社側と全労系幹部は、この日も八月二六日の時にもまして妨害をくわえてきた。職場集会と称して、大会参加を妨げるなど、再び流会させようと躍起になった しかしながら、労仂者は、みごとに分裂策動を封じた。

午后六時すぎ、会場の宇部市民館には、組合員数の三分の二をこえる一、八〇〇名（委任二、〇〇〇）が参集し大会は成立した。

全労系幹部がデッチあげた才二組合というものが無効であることを事実をもって証明した。

出席した組合員や傍聴の主婦のなかから、感激にみちた拍手がつづいた。

全労系の要求を否決

大会では、岩井総評事ム局長、太田総評議長（合化労連委員長）をはじめ、共斗会議代表があいさつを送ったあと、全労系が要求している次の三点について検討し、全員一致で否決した。

1、役員選出細則の改正（その評議員会で全労系が動議としてだし、一方的に改正したもの）

2、執行部の責任追及（評議員会で決定した選出細則改正に伴う執行をおこなった）

3、合化労連脱退、全労加盟

今後の方針

大会は、ついで、今後の組織対策として、次のような方針を決定した。

1、才二組合はみとめない

2、悪質な分裂策動を排除して組織の統一と団結を守るために、職場地域で粘り強い説得活動をおこなう

3、全組合員の統一を促進するため、全従にたいして両度重要問題についての全組合員の無記名投票を提案する

4、悪質分裂主義者にたいしては徹底的に斗い、除名を含む処分をおこなう

5、職制の支配介入に対しては、職場、地区単位の組織を確立して斗う

また「時間短縮・賃上・労仂条件などの諸要求を積極的にとりあげて斗う」との緊急動議、その他を可決して、午后九時すぎ終了した。

共斗会議

臨時大会の成功によって、分裂策謀に打撃を与えた。だが、八年にわたって会社と全労が一体となって続けてきた分裂工作であること、統一候補（県評議長）をたてて斗っている知事選挙と来るべき総選挙をまえに

大之浦労組教宣部

1960. 9. 14

民社党の今澄勇代が積極的役割を果していること、そして、現実に第二組合の旗上げがおこなわれていることをみれば、今後の組織対策は楽観できない。
さる二日結成された共斗会議は、その後も常任幹事会を中心にして活動を続けているが、その内容は、つぎのようになっている

１、名称、　宇部窒素労組を守る共斗会議

２、目的　　共斗会議は宇部窒素の会社、全労促進会等の分裂支配と策動を排除し、職場に組合民主々義を確立し、組合員の統一と団結を強化するために総力を結集して斗う

３、機構

イ、総評、合化労連、山口県評、宇部地区連とその傘下組合並に民主諸団体、主婦の会をもって構成

ロ、共斗会議が当面する組織対策、教宣活動を推進するために、総評本部、合化労連、山口県評、宇部地区連、宇部ソーダ労組をもって常任幹事会を構成し、事務局を宇部ソーダが担当する

ハ、各労組は分会毎に「宇部窒素労組を守る会」を結成するとともに、地域には各民主団体が中心に各地区単位にその結成をはかる

４、運営、共斗会議の常任幹事会は毎日一回開催し行動計画の立案、各組織に対する指示及びその遂行にあたる。

ニュース 40

九月七日（第十回交渉）了解点に達す

本年度の営繕予算に伴う福利厚生改善要求の斗いは、三月二十一日に交渉申入以来、五ヵ月目の九月七日に至り双方了解点に達し、組合はこれを九月十三日の執行委員会の確認を経て五ヵ月間に亘る改善要求斗争に一応の終止符をうった。

福利厚生斗争交渉圣過

三月二十一日交渉申入れ

三月二十一日、交渉申入れを行い、その後四月七日、五月九日、と交渉を行ってきたが、進展を見ず、六月二十五日より、七月一日まで厚生部会をもって、今後の交渉の進め方について検討を行った結果、要求書を提出し今後共強力に交渉を進めることとし、七月三日の執行委員会の確認を得、直ちに要求書を提出し七月七日交渉に入った。

会社、薪・炭価格の値上げ
基準量の改訂を提案

七月十四日に開いた交渉席上に於いて会社は次の提案をおこなってきた。

１、薪・炭価格を十キロ（一荷）八円にしたい

２、基準量を次の如く改訂したい。

		6月～9月	4.5.10.11月	12月～3月
社宅居住者	1人	7荷	8荷	12荷
	2人～5人	9〃	11〃	15〃
	6人～8人	11〃	13〃	18〃
	9人以上	13〃	15〃	20〃
通勤者	1人～4人	全月 8荷		
	5人以上	〃 9〃		

其の後、八月三日、六日と交渉を重ねたが、八月二十五日の交渉で営繕予算に関する要求については解決点を見出したが、薪、炭問題については組合としては、会社に対し提案撤回を迫り打切った。

交渉再会 了解点に達す

交渉打切り以来、会社は再三交渉再開を申入れ薪炭問題の解決を計ってきたが、組合は九月三日執行委員会を開き今後の交渉について再検討を行った結果次の諸点に基き交渉を再開する事が確認された。

１、薪・炭価格については諸般の情勢より判断し若干の値上げはやむを得ない。（但し質の向上〔四・五〇〇カロリー〕を前提としたものとする。）

２、基準量については現行基準を引下げない。

以上二点に基き、九月五日・七日と精力的に交渉を行った結果、最終的にはほゞ組合の考え方が入れられ了解点に達した。

組合は九月十三日の執行委員会で通勤者の取扱について今後求めある毎に引上げていく事の意見を付し確認した。

了解事項

1、新坑繰込所の移転改築

昭和三十五年度より繰込所建設予定地内の社宅を改築并及実施する。

2、老朽社宅の改造

(イ)、本年度の老朽社宅の改造は次の通り実施する。

新坑第一地区　二棟
五坑　〃　一〃
二坑　〃　一〃

(ロ)、一間建社宅の改造については直営で可能な範囲内で実施する。

(ハ)、改造工事の円滑化を図るため退避者の社宅明渡等については組合は協力する。

3、排水溝の整備

本年度は主要排水溝に重点を置き整備する。

4、外柵の補修

各地の実態に応じ引続き計画的に実施する。尚現状に応じ生垣を利用する

5、塵芥箱の整備

各地の実状に応じ不足箱並びに要修理箱は早急に整備する。

6、糞尿処理場の整備

(イ)、浄化槽の設置については町当局に要請、町当局としても目下検討中である。

(ロ)、汚物は暫定的に二地処理場を使用する事が適当

（うらえつゞく）

1.1 .9.17

大之浦労組 教宣部

面の社宅については或る程度外柵を補強する。
7、屋根の葺替
老朽社宅の処理等にも関連があるが要葺替の社宅については実施する。
8、道路の補修
(イ)、社有道については従業員の迷惑のかからぬ程整備する。而六坑立石地区の道路補修は下期に施工する。
(ロ)、町道の整備については其の都度町当局に申入れ善処させる。
9、共同洗濯場の新設
各地の実態に応じ坑・支部間で話し合う。
10、豆炭の質の向上
機械部品の取替、技術の改善及び原料燃料の品質等により質の向上を図る。
11、新町浴場パイプ替
パイプの取替を十一月末までに実施する様善処する。
12、バックの新設
(イ)、二坑のバックは増設しないが諸対策を実施して水源の確保を図る。
(ロ)、旧町のバックは上期末に完成する見込みである。
13、水道主管の取替
不良個所の主管は取替える。
14、スレート屋根の炊事場の取付
計画的に実施中である。
15、上町地区消火バックの新設
早急に新設する。
16、桃山地区浴場ボイラー取替
取替える
17、秋深地区浴場の改修
部外者の入浴規制については坑・支部間で話合う

18、薪・炭の販売価格並に豆炭配給基準量の改定
(イ)、豆炭の販売価格は一荷当り七円五〇銭とする
(ロ)、薪の販売価格は規格変更何別途協議する。
(ハ)、豆炭の配給基準量は次の通り改定する。
a、社宅居住者
冬期　一人（一〇荷）二人〜四人（一五荷）五人〜七人（一八荷）八人以上（二十荷）
夏期　一人（八荷）二人〜四人（十荷）五人〜七人（十二荷）八人以上（十四荷）
b、通勤者
夏、冬期共　一人（八荷）二人〜五人（九荷）六人以上（十一荷）
c、備配については別途協議する。
(ニ)、昭和二十五年十月一日より実施する。

以上

ニューズ

41

政府・中労委との折衝はじまる

――（三池斗争）事態収拾の条件獲得へ――

第一回政府交渉経過

一、九月十五日午後三時から労働省大臣室において、石田労働大臣、亀井労政局長、職業安定局長、通産省政務次官、その他事務官計六名と、組合側は岩井事務局長、原委員長、野口副委員長、古賀鉱務部長、宮川三池組合長、灘地書記次長が出席の上、三池闘争対策について交渉を行った。

二、まず組合側より別紙申入書にもとづいて、組合の基本的考え方を述べた。

三、政府側からはその回答を別紙の通り行った。

四、なお、組合側から回答書にもとづく内容について質疑を行った。

組合の主張の要旨は次の通りである。

１、政府、会社の責任において全員の完全就職を保障すること。

２、住宅について就職して完全離山できるまで現在の住宅を保障し、就職先においても住宅の完全保障を行うこと。

３、前段の基本的方針に従って、三井鉱山の系列会社に就職あっせんを三井鉱山自身が極力努力するように

なお、職業斡旋を通じてそれぞれの産業に安定した就職をあっせんするように政府は努力すべきだ。

４、それをもってしも吸収できない場合は職場の創出を行い吸収できるようにせよ。

５、職業訓練所においては在所中に就職先を明らかにしておくこと。

６、以上の就職あっせんに当って労働条件等については現状を下回らないよう努力し、明らかにしておくこと。

７、職業訓練を終ってもなお就職ができない期間の生活保障を確約せよ。

以上の組合の主張に対して、労働大臣から大綱的に次のような見解が述べられた。

１、全員の就職については責任をもって保障する。　２、住宅問題については希望にそうよう努力する。

３、三井鉱山など財界に対しては最善の努力を行う。　４、[illegible]については関係各省と折衝中である。

５、職業訓練終了と同時に就職できるようにする。　６、労働条件については事前に明らかにする。

７、職業訓練終了後もなお就職のできない場合の生活保障は援護協会に協議して善処する。

五、具体的要求については改めて交渉を行うこととして第一回交渉を終った。

以上

あっせん案に対する態度表明及び質問

一、本日午前十時から中労委会長室において、藤林会長、松崎事務局長に（組合側は昨日の第一回政府交渉と同様メンバー）、別紙にもとづいて、あっせん案の前文に対する見解を述べ、内容に対する質疑をおこなった。

二、藤林会長は、本件中山会長と相談の上、正式見解は文書でもって明日組合に回答することにして、……という前提にたって会長としての見解を次のように述べた。

１、前文の１、について

あっせん委員としてはあくまで今迄の問題を法廷などで争うことなく互譲の精神で処理して欲しいという希望を述べたものであって、絶対的なものとして労使を拘束したものではない。

またここで述べている範囲は刑事関係にまで言及していない。過去、法廷問題になっているものも、この考え方で処理して欲しいということである。

２、前文の２、について

組合が言っている通り九月九日までの権利は一般組合員と同様であるので、賃金についても一月二十五日のロックアウト以後、及びそれ以前の実力行使を除いて補償されている。

1960・9・19

大之浦労組教宣部

3、質問の3、について

①あっせん案の主旨は特に、「勇退」「自退」の二つにわけたのは、今後に争いを残さないという点に〃

②憲法上の一般的権利を拘束する意思はないが、あっせん者の主旨は①に述べている通りである。

③については、就職あっせんをうけることも、職業訓練所に入所することも差し支えない。

二、尚、組合から口頭質問を二点行ったが、それに対する藤林会長の回答は次の通りである。

（組合）

不当労働行為について、労働委員会に〃申し立〃を行う場合、地方委員会を通して、中労委に申請できるかどうか。

（藤林）

労働委員会の運営規則上そのようなことは出来ない。

（組合）

勇退者の臨時特別加給金の計算を行う場合、昨年の一二月一五日当時の分より不利になっているが、そのことは、あっせん案の主旨に〃もとる〃のではないか。

（藤林）

具体的事実を明確につかんでいないので、調査の上回答する。

以上

一九六〇年九月一六日

日本炭鉱労働組合　中央執行委員長　原　茂

あっせん委員
中央労働委員会　会長　藤林敬三　殿
中央労働委員会　公益委員　中山伊知郎　殿

去る八月十日に提示された三池争議に関する貴あっせん案について、我々の決定にもとづき当方の態度を明らかにするとともに、若干の疑義について釈明を求めます。

記

一、当方の態度

三池斗争の収拾にあたり、あっせん案「前文」については遺憾ながらまったく見解を異にしますので従いかねることをここにあきらかにしておきます。すなわち、

1、指名解雇をする以上、会社は、各人についてその解雇の理由を明示する義務があるはずです。ことに本件の場合、その中に組合活動家が含まれている事実を認めながら、会社側にその義務の履行すら求めず、交渉のいきさつ、炭界の状況等のあいまいな理由によってこれを「やむをえない」と容認されていることはまったく不可解であるといわざるをえません。このような会社側の不当労働行為を容認するような判断については、われわれはとうていこれを認めることができません。

2、また、職場斗争について、それがあたかも今次争議の原因であったかのごとき見解が述べられていることは外の至りであります。その発生原因、実態等について正確な調査も行われず、会社側の一方的な主張のみを容れたかかる見解に従うことは断じてできません。

3、さらに、今次争議における「暴力行為」云々についての貴見は当方のもっとも憤慨にたえないところであります。指名解雇については「調整の破局」ではこれを個別的に洗うことはできないとして避けたあっせん委員は、いったい、いかなる事実認定にもとづいて、裁判所に先だってかかる判断を下したのか、また下す必要があったのか、理解に苦しまざるをえません。

以上三点についてふれましたが、これらの問題が、ひとり三池にとどまらず、日本の労働運動に深刻かつ重大な影響を与えるものであることは、あっせん委員も充分御承知のこととおもいます。従ってわれわれは、事態収拾に至った現在においても、労働基本権を守り労働運動を守るという立場から、右三点はぜったいに容認できないことをここにあきらかにしておかねばならないと考えます。

二、あっせん案についての疑義

以下の諸点について文書をもってあきらかにしていただきたい。

1、前文末尾について

前文末尾「新たな争議を重ねることなく、できれば従来の争議についても双方互譲の精神を以て円満な解決をはかるよう格段の努力を払われたい」といわれている。これは本争議についての「責任追及」を理由にする何らかの措置に会社が出ることを禁じているものと判断されるが、そう解してよいか。

2、「記」二、について

「記」二ののによれば、「会社は昨年末の指名解雇を取消し、解雇該当者はこの期間満了の期日（註九月十日）

を以て自発的に退職したものとする」というわけであるから、昨年末の指名解雇発令日から本年一月のロック・アウト実施までの解雇該当者の賃金は当然会社側によって補償されるものと解されるが、そう解釈してよいか

3、「記」三、について

(1) 「裁判所または労働委員会に提訴または申立てを行うことを妨げない」とあるが、この場合二の(イ)にもとづいて「自発的退職に応じた者も、二の(ロ)にもとづいて再就職した者も」いずれをも含めていると判断するが、それでよいか

(2) 提訴または申立ては憲法に保障された権利として保障されているにもかかわらず、あっせん案で特別明記されたのは前段の措置をうけてもその権利を保障するための救済措置として行われたと解釈してよいか。

(3) 提訴または申立てを行っても記四、の就職あっせん及び職業補導をうけることは差支えないと解釈してよいか

4、「記」四、について

本項では、会社，政府は退職者の完全就職に「努めること」とされているが、これはどの程度、会社、政府に義務づけているのか。その不履行ないし不完全履行にたいしてあっせん員はどのような責任を負うことができるのか。

5、「記」六、について

三鉱労組、第二組合員間の差別待遇をしてはならない旨を中労委の立場としてもっと具体的に明示することはできないか。また、差別取扱いの場合、あっせん員はどのような責任を負うことができるのか。

質疑要項

○ 三池の紛争当事者の規模、あっせんの経緯からして、地労委でなく、直ちに中央労働委員会に申立てを行ってよいと考えるが、それでよいか。

○勇退者の退職金基礎額についてどう考えるか。

以上

一九六〇年九月　日

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　原　茂
日本労働組合総評議会
議　長　太田　薫

内閣総理大臣　池田　勇人
労働大臣　石田　博英
通産大臣　石井光次郎
殿

去る八月十日に提出された三池争議に関する事態収拾にあたり、当方の共同の決定にもとづき、左記事項について政府としての責任ある且つ明確な態度を具体的に明示せられるよう要求いたします。

なお貴方の態度如何によっては、当方としては重大な決意をせざるをえないこともあることをここに申し添えておきます。

記

一、三池及び日鉄二瀬退職者対策について

1、完全就職のための具体的措置

今次あっせんの経過よりしても、本件が政府の責任において解決さるべきものであることは、石田労働大臣談話（八月十日）を俟つまでもなく明瞭である。然るに政府は、右談話において「責任を負う」旨を言明したにとどまり、未だ何らの具体的措置も明示していない。とりわけその具体的内容こそ核心問題である本件についてこのような態度しかとられていないことは誠に遺憾であるといわざるをえない。

あっせん案は「政府はこの場合の退職者に対して就職あっせん、職業補導、職場の造出等、万全の策を講じ現実に失業者を出さないよう努める」ことを明記しておりますが、就職あっせんの具体的内容、職業訓練の方法と取扱い（生活補償、住宅の問題等）及びその後の就職条件並びに保証、職場の創出の具体的方法及び内容について政府はどのような実施計画をたてていられるか、具体的に明示されたい。